ファカルティレポート

一神戸大学大学院法学研究科·法学部 自己評価報告書一

研究・教育の現状と課題研究・教育活動報告

12

(2016.4~2019.3) 上巻

神戸大学大学院法学研究科

はしがき

本書は、神戸大学大学院法学研究科・法学部自己評価報告書(ファカルティレポート)の第12号として、神戸大学大学院法学研究科(以下、本研究科)と同法学部(以下、本学部)における教育・研究活動の全般的な自己点検・評価、および本研究科の構成員である各教員の教育・研究活動についての自己点検・評価を公にするものである。

本研究科・本学部におけるファカルティレポートの作成および公表は、1992年に刊行された第 1 号に始まる。第 6 号以降は原則として対象年度を 2 ヶ年として作成しているが、より適切に自己評価を行なう体制を整えるために今号については例外的に対象年度を 2016年度から 2018年度までの 3 ヶ年として編集した。第 13 号以降は再び 2 ヶ年を対象年度として発行される予定である。

運営費交付金が毎年削減される等、本研究科・本学部を取り巻く情勢は厳しく、こうした状況は今後もなお続くと予想される。法科大学院をめぐる状況も全く楽観視はできない。そのようななかでも、本研究科・本学部が、法学政治学教育についてさまざまな検討を重ね、さらなる充実に絶え間なく取り組み成果を挙げてきたこと、そして個々の教員が多くの素晴らしい研究業績を残してきたことは、大変に意義があると考える。また、近年の高等教育に対しては自己評価・第三者評価への要請がとみに増しているが、本ファカルティレポートはそのような要請に応えるものとしての重要性も持とう。

ファカルティレポートは、本研究科・本学部の研究・教育活動を総体的に把握しようとするものであり、学内外の第三者による忌憚のない批判や厳しい意見を頂戴し、それによって本研究科の教育研究の質を高めていくための最も基礎的な資料である。同時に、本研究科・本学部とその構成員が自らの活動を積極的に公表し、情報を発信する場でもある。本ファカルティレポートを通じ、内外のより多くの方にご関心を持っていただくことを心より願っている。

なお、本書は、本研究科評価・FD委員会の編集によるものである。

2020年3月神戸大学大学院法学研究科長 角松生史

神戸大学大学院法学研究科法・学部 ファカルティレポート 12

目 次

はしがき

Ι	沿 革	1
-	1 創設から大講座制への移行まで	1
2	2 社会人教育への対応	1
(3 大学院部局化	1
4	4 「市場化社会の法動態学」研究センターの設置(21 世紀 COE プログラム)	2
į	5 法科大学院の設置および法学部改革	2
(6 教育情報の公表	3
-	7 グローバル化への対応と教育プログラムの拡充	3
п	研究・教育の組織構成とその活動	4
1	1 研究・教育の組織と構成	4
	(1)研究·教育組織	4
	(2)教員組織と管理運営体制	4
	(a)教員組織	4
	(b)人事	6
	(c)教育補助者	7
	(d)管理運営体制と事務組織	8
2	2 予算	13
	(1)法学研究科予算総額の推移	13
	(2)科学研究費補助金交付状況	13
3	3 研究・学習のための施設設備	14
	(1)概要	14
	(2)資料室	14
	(3)情報処理施設	14
	(a)法政情報室	14
	(b)情報処理室	14
	(4)大学院生研究室	15
	(a)院生研究室	15
	(b)法科大学院自習棟	15
	(5)模擬法研施設の整備	15

4	法学研究科における研究・教育活動の概要	15
	(1) 科学研究費補助金による研究プロジェクト	15
	(2)その他の研究会等	16
	(3)紀要	17
	(4)国際交流活動	17
	(a)教員の長期海外出張(6ヶ月以上のものに限る。)	17
	(b)外国人研究者の来訪	18
	(c)学生の国際交流	18
5	評価·改善活動	21
6	広報活動	22
Ш	教 育 活 動	
1	1-1-1-1	
	(1)学生の受入れ	
	(a)アドミッション・ポリシー	
	(b)入試制度	
	(c)入学状況および入試結果検証の体制	
	(2)教育内容および方法	
	(a)総説	29
	(b) 今期中の取組み	
	(c)組織的に推進する教育活動	
	(d)ディプロマ・ポリシーと成績評価	
	(e)教育補助	
	(3)教育・学習の成果	35
	(4)学生支援	39
	(a)学生支援の体制	39
	(b)自主的学習環境の整備	40
	(c)学園祭・七夕祭	40
	(d)保健管理センター・キャンパスライフ支援センター	40
	(e)セクシャル・ハラスメント相談窓口	41
	(f)就職指導	41
	(g)生活支援	41
	(5)教育改善	44
	(a)教員相互の研鑽	44
	(b)学生に対する授業アンケート	45
2	法学研究科理論法学専攻・政治学専攻/法学政治学専攻	46
	(1)学生の受入れ	46
	(a)アドミッション・ポリシー	46
	(b)入試制度	48
	(2)教育内容および方法	51

	(a)カリキュラム・ポリシー	51
	(b)大学院の講義・演習の科目と体系	53
	(c)今期中の取組み	55
	(d)ディプロマ・ポリシー, 研究指導および成績評価・単位認定	56
	(3)教育の成果	60
	(4)学生支援	63
	(a) 履修指導	63
	(b)自主的学習支援	64
	(c)各種相談·支援体制	64
	(5)教育改善	64
	(a)授業アンケート	65
	(b)教員相互授業参観	65
	(c)教育補助スタッフの技能向上	66
	(d)外部評価	66
3	法学研究科実務法律専攻	67
	(1)教育理念•目的	67
	(2)入学者選抜	67
	(a)アドミッション・ポリシー	67
	(b)募集人員	68
	(c)入学者の選考	68
	(d)社会人·他学部卒業者の受入れ	69
	(e)公正な実施体制	69
	(f)収容定員に対する在籍者数の適正さ	70
	(3)教育内容および方法	70
	(a)教育の基本指針およびカリキュラム・ポリシー	70
	(b)本法科大学院における到達目標	72
	(c)授業の内容	72
	(d)教員	74
	(e)単位の実質化(キャップ制)	75
	(f)双方向型·少人数授業	75
	(g)シラバス(講義要綱)	76
	(4)成績評価と修了認定	76
	(a)成績評価と単位の習得	76
	(b)進級の制限(原級留置措置)	77
	(c)ディプロマ・ポリシーと修了要件	78
	(5)学生支援と教育施設・設備	79
	(a)ガイダンス	79
	(b)学修環境の整備	79
	(c)学修相談体制	80
	(d)同窓会等による学修支援	81
	(e)学生の生活相談·進路相談	81

(f) 障害者支援	
(g)学費と学生の経済支援	82
(6)教員組織と管理運営体制	83
(a)教員組織	83
(b)管理運営体制と事務組織	83
(7)教育改善, ファカルティ・ディベロップメント	84
(a)授業アンケート	84
(b)相互授業参観	
(c)教育改善ワーキングチーム	84
(d)教育改善の具体的取組み	84
(8)教育の成果	85
(a)学生に対するアンケートの結果	85
(b)司法試験の結果	86
(c)修了後の進路	87
(d)研究者養成について	88
(9)他の法科大学院等との連携	88
(a) 先導的法科大学院懇談会	
(b)広島大学法科大学院の教育改善に向けた連携	88
(c)他大学法学部との連携	88

I 沿 革

1 創設から大講座制への移行まで

神戸大学法学部は、1949 年 5 月、新制大学として設立された神戸大学の6 学部の一つとして創設され、法学・政治学の研究・教育体制を備えた。その後 1953 年には、新制大学院の発足と同時に大学院法学研究科(修士課程・博士課程)を開設し、本格的に法学・政治学の研究者養成機関としての役割をも担うこととなった。1955 年 7 月には、法学部第二課程(夜間部)を設置し、以来、社会人に対する専門教育の場を提供することとなった。

以後,講座の増設,学生定員の増員など学部の一層の充実を図ってきた。とりわけ 1980 年には,時代の新たな要請によりよく応えることを目指して,従来の小講座制から大講座制へと移行し,質的にも量的にも大幅な研究・教育組織の充実が図られた。

2 社会人教育への対応

その後、社会人に対する大学院レベルの教育ニーズの高まりを踏まえて、大学院法学研究科の組織改編を行い、1992年10月からは、研究者養成を主目的としていた従来の私法専攻・公法専攻の2専攻に加えて、新たに法政策専攻(修士課程)を設置した。これは、高度の専門知識を持つ人材を企業法務や公共政策決定の専門家として企業や官公庁に送り出すことを主目的とする新たな専攻であった。これにより、大学院法学研究科教育は、研究者養成のための私法・公法専攻と、高度の専門知識を有する社会人養成のための法政策専攻という二本柱で構成されることとなった。法政策専攻には、公共政策コースおよび企業取引コースの2コースが設置された。

社会人教育についてはその後も断続的に変革が行われた。

第一に、学部レベルでは、法学部第二課程に入学する学生の就業態様の変化などの社会の変化に対応するべく、1994年4月から、第二課程に昼夜開講制を導入し、従来の法学部第二課程は、法学部夜間主コースへと移行した。従来の法学部は、法学部昼間主コースとなる。夜間主コースへの改編により、リカレント教育・生涯教育を望む人びとにも教育の場を提供しうることとなった。

第二に、社会人教育と研究者養成コースの狭間の教育ニーズに応ずるべく、1995 年 4 月に、私法専攻・公法専攻のなかに、新たに総合研究コースを設置した。これにより、両専攻において学生は、研究者コースと総合研究コースのいずれかに属することとなった。総合研究コースの対象は、研究者となることを目的としないが学部段階よりも高度な法学・政治学の知識と能力を身につけて社会で活躍することを希望する学生や、法政策専攻が対象とする企業法務・公共政策決定という枠に当てはまらない分野のリフレッシュ教育を望む社会人などである。

第三には、高度な社会人教育に対する社会的ニーズの高まりに応えて法政策専攻の一段の充実のため、1995年4月に法政策専攻は博士課程として設置されることとなり、これに伴い、法政策専攻においても、他の2専攻と同様、博士課程前期課程と博士課程後期課程が整備されることとなった。

3 大学院部局化

2000 年 4 月には、さらに一層、高度な研究・教育機関としての活動を可能とするために、いわゆる大学院部局化のための大幅な組織変更を行った。従来は、法学部を基盤としてこれに法学研究科を附置する組織構成であったのを改め、法学研究科を基盤となる部局とし、これに法学部を附置するという組織変更を行った。これに伴い、従来から法学研究科の専攻区分であった私法専攻・公法専攻・法政策専攻の 3 専攻を、新たに、経済関係法専攻、公共関係法専攻、政治社会科学専攻の 3

専攻体制に組み替えた。各専攻において、学生は、研究者コース、専修コース(従来の総合研究コースを改称)、社会人コース(従来の法政策専攻の博士課程前期課程部分に相当)ないし高度専門職業人コース(従来の法政策専攻の博士課程後期課程に相当)のいずれかに属することとした。

4 「市場化社会の法動態学」研究センターの設置(21世紀 COE プログラム)

文部科学省において世界的研究教育拠点を形成する 21 世紀 COE プログラムが開始され, 2003 年度開始のプログラムとして,神戸大学法学研究科を中心とする「市場化社会の法動態学」研究教育拠点構想が採択された。そこで同年から「『市場化社会の法動態学』研究センター」(CDAMS: Center for Legal Dynamics of Advanced Market Societies)が設置され活動を開始した。「市場化社会の法動態学」とは、世界各地において大規模かつ急速に進展しつつある社会の市場化が、これまで市場を支えてきた伝統的法秩序に与える変容について、規範の生成、市場の規整、そして紛争の管理という三局面に着眼した動態的な新たな法学を目指す知的営みである。

本研究センターは、2003 年 12 月 6 日、第 1 回国際シンポジウムとして「動態化する法と社会: 市場のグローバル化と法秩序の再構築」を開催したほか、日常的に CDAMS 主催研究会、学術講演会、ワークショップを開催し(その成果はワーキングペーパーとして公表されている)、「法動態学」という研究分野を開拓するとともに、若手研究者の育成、さらに法動態学や仲裁についての教育プログラムを法学研究科において実施してきたが、2008 年 3 月、研究実施期間の満了により、多大の成果を残してその活動を終了した。

5 法科大学院の設置および法学部改革

2004年4月からは神戸大学全体が法人(国立大学法人)化された。他方で、司法制度改革の一環として法曹養成制度に関する大幅な見直しが行われ、いわゆる法科大学院制度が導入されることとなり、2003年11月27日、神戸大学法学研究科に法科大学院の設置が認可された。2004年4月に初の入学生を迎え、2006年3月に第1期の法科大学院卒業生を送り出した。

法科大学院の設置に伴い、法学研究科における専攻体制を、2004年4月から大きく変更することとし、実務法律専攻(法科大学院)、理論法学専攻、政治学専攻の3専攻体制とすることとした。実務法律専攻には専門職学位の取得を目指す法科大学院学生のみが在籍する一方、理論法学専攻および政治学専攻には、博士課程前期課程の場合、研究者コース、専修コース、社会人コース、法曹リカレントコースのいずれかに属する学生が、博士課程後期課程の場合、研究者コースか高度専門職業人コースのいずれかに属する学生が在籍する。なお、理論法学専攻および政治学専攻においては、博士課程前期課程の学生募集について、主として政治学、基礎法学、法社会学を中心とする分野についてのみこれを行うこととなった(留学生は除く)。なお、2010年度から、法科大学院の募集人員は80人に削減された。

同時に, 法学部教育の改革も進められた。

第一に、法学政治学分野における社会人教育の重点が学部から大学院に大きくシフトしている現状に鑑み、2004年4月から、法学部における昼間主コースと夜間主コースの区分を廃止し、夜間主コースの学生募集を停止することとした。ちなみに前年度の2003年度の夜間主コースの学生定員は、1年次からの入学については40人、3年次編入学については20人であり、1年次からの入学定員のうち10人については社会人特別選抜が行われ、おなじく15人については推薦入学が実施されていた。2004年度以降は、法学政治学分野の社会人教育ニーズの受け皿は、本格的に大学院に移されることとなった。

第二に、法学部における少人数教育を一層徹底すると同時に、法学部入学者・在学生の持つ多様なニーズに応えるための新たなカリキュラムを2004年度から開始するとともに、法学部の入学定員を削減することにした。2003年度には、法学部・昼間主コースの入学定員が1年次からの入学について220人であり3年次編入学が20人であったのを、2004年4月からは法学部全体の入学定員を、

1年次からの入学について 180 人とし、3年次編入学を 20 人とすることとした。夜間主コースの学生募集は、前述の通り停止された。

6 教育情報の公表

2011 年度において、学部および研究科について、既存の入学者受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)について改訂するとともに、教育課程の編成および実施の方針(カリキュラム・ポリシー)と、学位授与に関する方針(ディプロマ・ポリシー)とを新たに策定した。それぞれの内容は、大学ウェブサイト(*)で公表されている。

*https://www.kobe-u.ac.jp/campuslife/edu/policy/index.html

7 グローバル化への対応と教育プログラムの拡充

本研究科は、特にこの10年にわたり、研究・教育におけるグローバル化への対応等のため、法律学・政治学の基本教育・研究に加えて、組織的に、教育プログラム・研究プロジェクトを複数実施し、教育目的の実現・研究の充実に努めている。2005年度にはEUIJによる「EU科目」、2006年度からは「ジャーナリズム・プログラム」、2009年度からは「21世紀型市民としての法学士養成計画」、2010年度からは「法経連携専門教育プログラム」、2011年度からは「国際公共人材養成プログラム」、2013年度からは日欧連携教育府による「EU エキスパート人材養成プログラム」及び「日・EU 間学際的先端教育プログラム」、2014年度からは教育のグローバル化を企画推進する「GEEPLS」、「シチュエーショナルトレーニング・プログラム」を開始している。これらプログラムは、それ自体終了したものもあるが、そこで行われた教育取組みは、その後、正規科目として展開され、もしくは後継となるべきプログラム内に発展的に継承される等、プログラムを通じて着実に教育内容の充実が行われている。そして、それら多くはグローバル化への対応を含むものであり、国際化時代に対応した研究・教育への発展に寄与している。

Ⅱ 研究・教育の組織構成とその活動

1 研究・教育の組織と構成

(1)研究·教育組織

神戸大学大学院法学研究科は、2017 年度までは理論法学専攻、政治学専攻、実務法律専攻から構成されていたところ、2018年度から法学政治学専攻と実務法律専攻の二専攻へと改組した。 神戸大学法学部では、法学部教育として、法律学科が開設されている。

(2)教員組織と管理運営体制

(a) 教員組織

(i)概要

神戸大学大学院法学研究科の教員(准教授以上・国際協力研究科との兼任1名を除く)は、全て、2017年度までは理論法学専攻、実務法律専攻、政治学専攻のいずれかに所属し、2018年度からは法学政治学専攻、実務法律専攻のいずれかに所属している。2017年度までは、理論法学専攻が理論公共法、理論取引法、基礎法理論の各講座に、政治学専攻が政治理論、国際政策分析、現代政治分析の各講座に区分されていたところ、法学政治学専攻への改組がなされたことにより、2018年度からは法学政治学専攻に理論公共法、理論取引法、基礎法理論、政治理論、国際政策分析、現代政治分析の各講座が含まれることとなった。実務法律専攻は、実務公共法、実務取引法、先端領域法の各講座に区分されている。

各教員の専攻分野は延べ数で 40 分野以上であり,基本的な法律分野(憲法,行政法,民法,刑法,商法,民事訴訟法,刑事訴訟法)を専門に教育研究する教員,応用的先端的な法律分野(環境法,国際経済法,国際法,国際法,国際私法,国際民事訴訟法,経済法,租税法,知的財産法,労働法,医事法,金融商品取引法,社会保障法,刑事学)を専門に教育研究する教員,法曹実務に関係する分野(民事裁判実務,刑事実務,弁護士実務)を専門に教育研究する教員,基礎法学(法社会学,法哲学,日本法史,英米法,ローマ法,ロシア法)を専門に教育研究する教員,政治学(行政学,政治理論,政治過程論,選挙制度・投票行動論,対外政策論・国際関係論,比較政治,議会研究,日本政治外交史,日米関係史,西洋政治史)を専門に教育研究する教員が在籍している。

(ii)教員一覧(講座別·講師以上·五十音順)

本号が範囲とする期間内に改組がなされたので、改組前と改組後の構成をいずれも記す。

○2016年4月1日現在

【理論法学専攻】

(理論公共法)

井上典之 宇藤崇 興津征雄 川島富士雄 嶋矢貴之 玉田大 渕圭吾 米丸恒治

(理論取引法)

浦野由紀子 大内伸哉 島並良 関根由紀 山本弘 行澤一人 田中洋 米倉暢大

(基礎法理論)

樫村志郎 渋谷謙次郎 瀧澤栄治 馬場健一 山本顯治 安藤馨 小野博司

【政治学専攻】

(政治理論)

飯田文雄 大西裕 簑原俊洋 砂原庸介

(国際政策分析)

栗栖薫子 多湖淳 增島建 小島真一

(現代政治分析)

品田裕 安井宏樹 藤村直史

【実務法律専攻】

(実務公共法)

淺野博宣 池田公博 上嶌一高 大口奈良恵 小田直樹 角松生史 島村健 泉水文雄 中川丈久 木下昌彦 廣政純一郎 (実務取引法)

青木哲 窪田充見 榊素寛 志谷匡史 手嶋豊 八田卓也 山田誠一 飯田秀総 行廣浩太郎

(先端領域法)

池田千鶴 齋藤彰 櫻庭涼子 高橋裕 中西正 中野俊一郎 丸山英二 前田健 中川勘太

*国際協力研究科からの兼任: Alexander, Ronni

○2019 年 4 月 1 日現在

【法学政治学専攻】

(理論公共法)

井上典之 興津征雄 嶋矢貴之 竹内真理 玉田大 東條明徳 西上治 南迫葉月

(理論取引法)

浦野由紀子 大内伸哉 島並良 関根由紀 行澤一人 瀬戸口祐基 行岡睦彦 米倉暢大

(基礎法理論)

樫村志郎 渋谷謙次郎 瀧澤栄治 馬場健一 山本顯治 安藤馨 小野博司 (政治理論)

飯田文雄 大西裕 簑原俊洋

(国際政策分析)

栗栖薫子 増島建 松村尚子

(現代政治分析)

品田裕 砂原庸介 藤村直史 安井宏樹

【実務法律専攻】

(実務公共法)

淺野博宣 上嶌一高 宇藤崇 小田直樹 角松生史 川島富士雄島村健 泉水文雄 中川丈久 萩原良典 渕圭吾 本元宏和 木下昌彦

(実務取引法)

青木哲 窪田充見 榊素寛 志谷匡史 手嶋豊 八田卓也 藪內俊 輔

山田誠一 重高啓 田中洋

(先端領域法)

池田千鶴 齋藤彰 櫻庭涼子 高橋裕 中川勘太 中野俊一郎 板持研吾 前田健 杉井俊輔

* 国際協力研究科からの兼任: Alexander, Ronni

(iii)教員定員

〇2016年4月1日現在

	教授	准教授	講師
教員定員	49	19	0
教員現員	53 (*2)	11 (*3)	1

- *2 実務家専任 1, 実務家みなし専任 2, 国際協力研究科からの兼任 1 を含む。
- *3 実務家みなし専任1を含む
- *2017年度より神戸大学全学において、教員組織・人事システムとして、定員制に代えて、職位によりポイントに換算し管理する「ポイント制」が導入されたため、それ以後は部局内の教員定員は定められていない。

(iv)教員構成に関する資料

年齢構成

○2016年4月1日現在

20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代
2	14	22	23	4

○2019年4月1日現在

20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代
3	16	20	18	9

男女比

2016年4月1日現在

男性	女性
58	7

2019年4月1日現在

男性	女性
56	10

(b)人事

(i)概要

神戸大学大学院法学研究科の教員の採用・昇任は、神戸大学大学院法学研究科選考規則 (2004年4月1日制定)に従って実施されている。具体的には、教員または研究科長による候補者の推薦、教授会における選考委員の選定、選考委員の報告と教授会の決議という手続きがとられている。選考委員には、候補者の研究能力と教育上の指導能力の評価を適切に行うために、関連分野を専門に教育研究する教員が選定されている。

神戸大学大学院法学研究科の定年は満65歳であり、定年による退職日は、定年に達した日以後における最初の3月31日である。

(ii)人事異動に関する資料

<u>教授</u>

2016.9.1	採用	藪内俊輔	法曹実務	法曹実務教授 (弁護士)
2017.3.31	退職	丸山英二	英米法・医事法	定年退職
2017.3.31	退職	米丸恒治	行政法	専修大学大学院法務研究科 教授へ
2017.3.31	退職	大口奈良恵	法曹実務	検察官へ
2017.3.31	退職	廣政純一郎	法曹実務	弁護士へ
2017.4.1	採用	萩原良典	法曹実務	法曹実務教授 (検察官)
2017.4.1	採用	本元宏和	法曹実務	法曹実務教授 (弁護士)
2017.4.1	昇任	砂原庸介	政治学・行政学	本研究科准教授から

2017.9.30	退職	中西正	民事手続法	同志社大学大学院司法研究科 教授 へ
2017.10.1	採用	竹内真理	国際法	岡山大学大学院社会文化学研究科 教授より
2018.3.24	退職	山本弘	民事手続法	
2018.3.31	退職	多湖淳	対外政策論・国 際関係論	早稲田大学政治経済学術院 教授へ
2018.9.30	退職	池田公博	刑事手続法	京都大学大学院法学研究科 教授へ
2019.4.1	昇任	藤村直史	議会研究·日本 政治	本研究科准教授から

准教授

<u>/ I</u>					
	2017.3.31	退職	飯田秀総	商法	東京大学大学院法学政治学研究科 准 教授へ
	2017.4.1	採用	東條明徳	刑法	東京大学大学院法学政治学研究科 助 教(2015.3.31 退職)から
	2017.4.1	採用	板持研吾	英米法	本研究科特命助教から
	2017.10.1	採用	西上治	行政法	大阪市立大学大学院法学政治学研究科 准教授から
	2018.3.31	退職	行廣浩太郎	法曹実務	裁判官へ
	2018.4.1	採用	重高啓	法曹実務	法曹実務准教授 (裁判官)
	2018.4.1	採用	瀬戸口祐基	民法	本研究科 特命准教授から
	2019.4.1	採用	松村尚子	国際関係論	本研究科 特命准教授から
	2019.4.1	採用	行岡睦彦	商法	本研究科 特命准教授から
	2019.4.1	採用	南迫葉月	刑事手続法	京都大学大学院法学研究科 特定助教から

講師

2016.4.30	退職	小島真一	行政学	
2016.6.1	採用	杉井俊輔	行政法	

(c)教育補助者

(i)概要

法学研究科ティーチング・アシスタント実施要領に従い、法学研究科に在学する優秀な学生をティーチング・アシスタントとして採用している。ティーチングア・シスタントの業務内容は講義・演習等の教育補助業務である。ティーチング・アシスタント制度は、手当支給による大学院生の処遇の改善、大学院生が教育者としてのトレーニングを積むことを目的としている。

(ii)採用実績

2016年度前期	22 科目
2016年度後期	18 科目
2017年度前期	20科目(内 1Qのみ…1科目,2Qのみ…1科目)
2017年度後期	11 科目
2018年度前期	22 科目(集中講義 1 科目含む)
2018年度後期	13 科目

(d) 管理運営体制と事務組織

神戸大学法学研究科では、毎月 1 回を原則として、定例の教授会(大学院法学研究科・法学部)と専攻会議(実務法律専攻)を開催している。教授会は法学研究科教授会規則に従い、専攻会議は法学研究科教授会規則と神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻会議に関する内規に従い、教授会は法学研究科と法学部に関する重要事項(教員の人事、教育課程の編成など)の審議・決定を行い、専攻会議は教授会の決議事項の中で実務法律専攻に関する事項とその他の重要事項(専攻長の選考など)の審議・決定を行っている。なお、2012 年 4 月より、新たに副研究科長を置いた。

教授会は、神戸大学大学院法学研究科の各専攻(2017 年度までは理論法学専攻・政治学専攻・実務法律専攻、2018 年度からは法学政治学専攻・実務法律専攻)に所属する全ての教員によって構成されている。専攻会議は、実務法律専攻に所属する教員に加えて、当該年度において実務法律専攻における授業を担当する理論法学専攻および政治学専攻に所属する教員、法曹実務教授および法曹実務准教授から構成されている。教授会とは別に、専攻会議を設置しているのは、法科大学院の独立性、ならびに、法科大学院教育とその他の大学院教育・法学部教育の差異に鑑み、法科大学院における教育活動を適切に実施する体制を整えるためである。専攻会議を設置する目的との関係から、法科大学院専攻長が専攻会議の議長となり、また、専攻会議の決議事項については、専攻会議の議決を教授会の議決とすることができることとされている。

大学院教育・学部教育については、毎月 1 回を原則として、大学院教務委員会と学部教務委員会が開催されている。両委員会では、執行部である教務委員がそれぞれの担当である教務委員会の委員長を務め、カリキュラムや入試など大学院教育・学部教育に関する重要事項の審議が行われている。

法科大学院教育については、法科大学院運営委員会(毎月1回の開催を原則とする)を中心に、教務委員会および各種ワーキンググループが設置され、カリキュラム、入試制度、教育手法などの検証作業が日々行われている。

(i)役職員

①研究科長・学部長

2015年10月1日~2017年9月30日	中川 丈久
2017年10月1日~	大西 裕

②副研究科長

2015年10月1日~2017年9月30日	大西 裕
2017年10月1日~	角松 生史

③実務法律専攻長

2016年4月1日~2018年3月31日	上嶌 一高
2018年4月1日~	宇藤 崇

④評議員

2015年4月1日~2017年3月31日	角松 生史
2017年4月1日~2019年3月31日	高橋 裕
2019年4月1日~	栗栖 薫子

(ii)執行部

①教務委員

2015年4月1日~2017年3月31日	玉田 大(大学院) 浦野由紀子(学部)
2017年4月1日~2019年3月31日	増島 建(大学院) 青木 哲(学部)
2019年4月1日~	川島富士雄(大学院) 興津 征雄(学部)

②学生委員

2015年4月1日~2017年3月31日	小田 直樹
2017年4月1日~2019年3月31日	関根 由紀
2019年4月1日~	飯田 文雄

(iii)研究科内各種委員会等

【2016年度】

(2016年4月1日現在)

【2016 年度】	(2016 年 4 月 1 日現在)
委員会等	委員
人事委員会	研究科長(委員長) 副研究科長,瀧澤,窪田,泉水,中野,志谷,増島, 井上,飯田(文),馬場,上嶌
研究科企画室	研究科長(委員長) 副研究科長, 評議員, 青木, 多湖, 飯田(秀)
経営戦略委員会	研究科長(委員長) 副研究科長, 評議員, 専攻長, 嶋矢, 池田(公), 青木, 多湖, 興津, 池田(千), 飯田(秀)
研究戦略委員会	研究科長, 評議員, 副研究科長(委員長), 品田, 池田(公), 多湖, 嶋矢, 安藤
高大連携 WG	副研究科長, 評議員, 学部教務委員長
教学関係統合調整委員会	研究科長(委員長), 法科大学院教務委員長, 大学院教務委員長, 学部教務委員長, 評価·FD委員長
大学院教務委員会	研究科長, 玉田(委員長), 山本(顯), 栗栖, 簑原, 櫻庭, 渕, 多湖, 安藤
高度専門法曹コース(TLP)運営委員会	研究科長,池田(千)(委員長),齋藤,泉水,島並, 渕,青木,前田
学部教務委員会	研究科長, 浦野(委員長) 增島, 馬場, 行澤, 髙橋, 淺野, 安井, 関根, 青木, 小野
学生委員会	研究科長,小田(委員長) 志谷,宇藤,渋谷,安井,関根
国際提携委員会	増島(委員長), 澁谷, 簑原, 関根, 玉田, 川島
評価·FD委員会	高橋(委員長) 行澤, 嶋矢, 櫻庭, 興津, 小野, 米倉
広報委員会	飯田(文)(委員長) 澁谷, 渕, 榊, 前田, 小野, 安藤, 田中, 米倉
ウェブサイト委員会	宇藤(委員長), 簑原, 安井, 安藤, 大原 ほか
図書委員会	大内(委員長) 丸山, 中西, 窪田, 飯田(文), 馬場
研究倫理審査委員会	栗栖(委員長),淺野,安井,多湖
法政情報委員会	馬場(委員長) 簑原, 法政情報室助教

法科大学院運営委員会	研究科長, 専攻長(委員長) 法科大学院教務委員長, 大学院教務委員長, 学生 委員長, 手嶋, 中野, 角松, 入試WG幹事
入試WG	島村(幹事), 嶋矢, 飯田(秀)
就職支援·同窓会WG	池田(千)(幹事), 手嶋, 行澤, 木下, 米倉
加算プログラムWG	研究科長, 専攻長, 中野, 嶋矢, 青木, 池田(公)
法大接続WG	宇藤(幹事),島村,池田(公),榊,田中
法科大学院教務委員会	池田(公)(委員長),中西,大口,八田,嶋矢,青木,榊,池田(千),島村,前田
未修スタートアップ・コーティネーター	嶋矢, 木下
学習支援 WT	池田(千), 木下, 廣政
教育改善 WT	嶋矢, 榊, 田中
共通到達度確認試験実施WT	手嶋, 池田(千), 田中
企業内法務リエゾンチーム	行澤(幹事), 榊, 池田(千), 田中
パブリック・コミュニケーション・センター運営委員会	副研究科長(委員長) 增島, 栗栖, 安井, 簑原, 多湖, 藤村
同運営WG	大西, 多湖, 藤村
法経連携専門教育運営委員会	高橋(委員長), 角松
日欧連携教育プログラム・法学研究科運営委員会	関根(委員長), 增島, 渋谷, 田中
アセアンプラス・GMAP運営委員会	齋藤(委員長),中野,玉田,川島,小野,興津,飯田(秀)
グローバル人材育成事業運営委員会	齋藤(委員長), 增島, 澁谷
神戸グローバルチャレンジプログラム・法学研究科運営	增島(委員長), 齋藤, 小野
委員会	
資料室整備委員会	瀧澤(委員長), 小野, 飯田(秀)
神戸法学会	
会長	研究科長
理事(雑誌編集委員会委員)	瀧澤(理事長),中西,泉水,志谷,米丸,飯田(文)
監事	樫村
法学双書刊行委員会	飯田(文)
学部史編集委員会	小野
法学部僚友会幹事	米倉

【2017年度】

(2017年4月1日現在)

委員会等	委員
人事委員会	研究科長(委員長) 副研究科長, 瀧澤, 窪田, 泉水, 中野, 志谷, 増島, 井上, 飯田, 馬場, 上嶌
研究科企画室	研究科長(委員長) 副研究科長, 評議員, 田中, 藤村, 前田
経営戦略委員会	副研究科長(委員長) 研究科長, 評議員, 品田, 池田(公), 多湖, 嶋矢, 安藤
高大連携 WG	副研究科長, 評議員, 学部教務委員長
大学院教務委員会	研究科長, 增島(委員長), 山本(顯), 栗栖, 簑原, 玉田, 櫻庭, 渕, 多湖, 安藤
GMAP 運営委員会	齋藤(委員長),川島,玉田,渕,興津
高度専門法曹コース(TLP)運営委員会	研究科長,池田(千)(委員長),齋藤,泉水,大内,川島,島並,渕,青木,前田
学部教務委員会	研究科長,青木(委員長),関根(日欧連携委員長),

	馬場, 行澤, 淺野, 浦野, 安井, 小野
ルルチ ロ人	研究科長, 関根(委員長)
学生委員会	志谷, 小田, 飯田, 宇藤, 渋谷, 安井
同數相與子口人	関根(委員長),
国際提携委員会	澁谷,簑原,玉田,川島
TH DDAIDA	高橋(委員長)
評価·FD委員会	行澤, 嶋矢, 櫻庭, 興津, 小野
	飯田(委員長)
広報委員会	澁谷, 安井, 渕, 榊, 藤村, 前田, 小野, 安藤
ウェブサイト委員会	宇藤(委員長), 簑原, 安井, 安藤, 法政情報室助教
	ほかっ
	大内(委員長)
図書委員会	中西,窪田,飯田,馬場
研究倫理審査委員会	栗栖(委員長), 淺野, 安井, 多湖
	馬場(委員長)
法政情報委員会	簑原, 法政情報室助教
	研究科長, 専攻長(委員長)
71. 49. L. 20. Physics 24. C. A.	島村(法科大学院教務委員長),大学院教務委員
法科大学院運営委員会	長, 学生委員長, 手嶋, 中野, 角松, 宇藤, 池田
	(公),入試WG幹事
入試WG	嶋矢(幹事),田中
就職支援•同窓会WG	池田(千)(幹事), 手嶋, 行澤, 木下
加算プログラムWG	研究科長, 専攻長, 中野, 嶋矢, 青木, 池田(公),
	島村, 渕, 榊
連携WG	宇藤(幹事), 小田, 渋谷, 島村, 池田(公), 榊, 米
	倉
法科大学院教務委員会	島村(委員長), 萩原, 八田, 嶋矢, 榊, 池田(公),
	前田,木下
未修スタートアップコーティネーター	木下(幹事), 前田
学習支援 WT	興津(幹事),池田(千)(前期),木下,本元
教育改善 WT	榊(幹事), 田中, 藤村, 米倉
企業内法務リエゾンチーム	行澤(幹事),中野,榊,池田(千),田中
	副研究科長(委員長)
パブリック・コミュニケーション・センター運営委員会	增島, 栗栖, 安井, 簑原, 多湖, 藤村
同運営WG	大西,多湖,藤村
法経連携専門教育運営委員会	高橋(委員長), 角松
日欧連携教育プログラム・法学研究科運営委員会	関根(委員長), 增島, 渋谷, 田中
アセアンプラス運営委員会	齋藤(委員長),中野,小野
グローバル人材育成事業運営委員会	齋藤(委員長), 增島, 澁谷
神戸グローバルチャレンジプログラム・法学研究科運営	増島(委員長), 齋藤, 小野
委員会	The same of the sa
神戸法学会	
会長	研究科長
理事(雑誌編集委員会委員)	中野(理事長),中西,泉水,志谷,飯田
監事	樫村
法学双書刊行委員会	飯田
学部史編集委員会	小野
法学部僚友会幹事	安藤
	1 =

【2018年度】

(2018年4月1日現在)

. + 1. 0 ^	77 th (1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1
人事委員会	研究科長(委員長)
	副研究科長, 瀧澤, 山田, 泉水, 中野, 志谷, 増島,
	井上, 飯田, 樫村, 上嶌
TEMPAN A TEMP	Tran () () () ()
研究科企画室	研究科長(委員長)
	副研究科長,評議員,田中,藤村,前田
研究戦略委員会	副研究科長(委員長)
	研究科長, 評議員, 品田, 嶋矢, 安藤, 山本(顯)
卓越大学院 WG	研究科長,中川(丈),角松,高橋,泉水,大内
高大連携 WG	副研究科長,評議員,学部教務委員長
大学院教務委員会	研究科長, 增島(委員長), 山本(顯), 栗栖, 玉田,
	櫻庭, 渕, 安藤, 川島
GMAP 運営委員会	齋藤(委員長),川島,玉田,渕,興津
高度専門法曹コース(TLP)運営委員会	研究科長,中川(丈)(委員長),池田(千)(教務主
	任), 齋藤, 泉水, 大内, 川島, 島並, 渕, 青木, 前
	田
学部教務委員会	研究科長,青木(委員長),興津,渋谷,行澤,淺野,
	浦野,安井
志入試制度設計 WG	研究科長,淺野(幹事),青木,浦野,興津
ツル チロ A	研究科長,飯田(委員長)
学生委員会	志谷, 小田, 渋谷, 安井, 関根
□ 1860 12 144 - 7. □ A	関根(委員長),
国際提携委員会	澁谷, 簑原, 玉田, 川島, 竹内
	高橋(委員長),浦野,八田,嶋矢,興津,板持,安
評価·FD委員会	井, 東條
上 ₄₁	栗栖(委員長)
広報委員会	藤村, 前田, 安藤, 竹内, 簑原, 櫻庭, 板持, 松村
	馬場(委員長), 簑原, 安井, 安藤, 法政情報室助教
ウェブサイト委員会	ほか
□ サチロ ∧	大内(委員長)
図書委員会	窪田, 簑原, 八田, 上嶌
研究倫理審査委員会	栗栖(委員長), 淺野, 安井, 松村
壮力体加手 只人	馬場(委員長)
法政情報委員会	簑原, 法政情報室助教
	研究科長, 専攻長(委員長)
法科大学院運営委員会	島村(法科大学院教務委員長),大学院教務委員
位件八子MC建名安貝云	長, 学生委員長, 手嶋, 角松, 上嶌, 池田(公), 入
	試WG幹事
入試WG	嶋矢(幹事),田中,榊
就職支援·同窓会WG	池田(千)(幹事), 手嶋, 行澤, 木下, 東條
	研究科長, 専攻長, 嶋矢, 池田(公), 島村, 渕, 榊,
加算プログラムWG	淺野
連携WG	小田(幹事), 渋谷, 島村, 米倉, 淺野, 田中
法科大学院教務委員会	島村(委員長), 行澤, 萩原, 八田, 嶋矢, 榊, 池田
	(公),前田,木下
未修スタートアップコーディネーター	木下(幹事),前田,米倉,行岡,東條
学修支援·教育改善 WT	榊(幹事),田中,藤村,米倉,興津,木下,本元
企業内法務リエゾンチーム	行澤(幹事),中野,榊,池田(千)
正未r l 伝防ソーノマノーム	安井(委員長)
パブリック・コミュニケーション・センター運営委員会	
	增島, 簑原, 松村, 藤村
法経連携専門教育運営委員会	高橋(委員長), 角松

日欧連携教育プログラム・法学研究科運営委員会	関根(委員長), 增島, 竹内, 田中
アセアンプラス運営委員会	齋藤(委員長),中野
グローバル人材育成事業運営委員会	齋藤(委員長), 增島, 澁谷
神戸法学会	
会長	研究科長
理事(雑誌編集委員会委員)	中野(理事長), 山田, 泉水, 志谷, 藤村
監事	樫村
法学双書刊行委員会	飯田
学部史編集委員会	小野
法学部僚友会幹事	行岡
全国共通到達度確認試験実施委員会	中川(丈)(総括), 榊, 藤村, 浦野, 嶋矢, 木下

(iv)事務組織·研究教育支援組織

法学研究科の事務組織は、教務係(教育や学生に係わる事項)、会計係(財政事項、施設管理に関する事項)、総務係(その他の庶務)から構成され、事務長が統括する。2019 年度における具体的な配置状況は、以下のとおりである。事務長1名、教務係(係長1名、主任3名、係員2名、事務補佐員5名)、会計係(係長1名、係員2名、事務補佐員2名)、総務係(係長1名、係員1名、係員1名、事務補佐員2名)、総務係(係長1名、係員1名、集学研究科助成室に4名、法学研究科教員控室に1名、法学研究科資料室に1名の職員が配置されている。

2 予算

(1)法学研究科予算総額の推移

■表 1 研究科予算

	予算総	図書費
2016年度	129,622	47,000
2017 年度	122,532	39,000
2018 年度	121,998	39,000

(単位千円)

(2)科学研究費補助金交付状況

■表 2 科学研究費補助金交付状況

研究種目	2016年度		2017 年度		2018 年度	
切 元俚 口	件数	交付額	件数	交付額	件数	交付額
基盤研究(A)	4	27,100	6	41,100	4	24,500
基盤研究(B)	3	10,100	6	20,200	7	20,500
基盤研究(C)	19	15,575	28	23,764	22	18,900
挑戦的萌芽研究	3	2,600	1	700	1	600
若手研究(B)	26	32,210	5	2,866	3	2,300
若手研究	_	_	_	_	7	5,500
挑戦的研究(開拓)	_	_	1	2,400	_	_
挑戦的研究(萌芽)	_	_	1	1,600	3	4,700
研究活動スタート支援		_	_	_	1	1,200
国際共同研究強化(B)	_	_	_		1	3,000
計	55	87,585	48	92,630	49	81,200

3 研究・学習のための施設設備

(1)概要

(2016年4月から2019年4月まで)

第二学舎 3,427 m²

第三学舎 4,299 m²

第四学舎 3,304 m²

第五学舎 5,324 ㎡

第二研究室 1.821 m²

兼松記念館 2,983 m²

アカデミア館 4,729 m²

フロンティア館 8,986 m² (図書館 3,280 m²を含む。)

法科大学院自習棟 1.081 m2

模擬法廷棟 253 m²

なお,これらの施設については、スロープおよびエレベーターが設置され、あるいはその設置が図られており、また、障害者専用駐車場も用意され、障害のある学生等の就学環境が整備されている。

(2) 資料室

研究科教員、大学院生および学部学生の図書利用の便を図り、教員の図書購入や紀要等編集を補助し、資料室ウェブサイトの運営・更新(受け入れ雑誌の目次紹介等)やデータベースを提供するために法学研究科資料室が置かれている。ここには、専任の職員 1 名が配置され、約700 種類の雑誌が継続的に受け入れられ、配架されている。雑誌は、法学系の大学紀要が充実し、併せて利用頻度の高い雑誌を中心に備えられると共に、資料室ウェブサイト(*)を通じて、受入雑誌名、内容一覧が公開され学習・研究に役立てられており、図書館・自習室と有機的に連携して教育研究上必要な資料が整備されている。

*http://www.law.kobe-u.ac.jp/lawlib/index.html

(3)情報処理施設

情報ネットワークに関しては、教職員および学生全員にメールアカウントが配布され、履修科目登録そのほか多様に活用されている。なお、学内で、利用可能なパーソナルコンピュータは、下記各施設に配置されているもののほか、社会科学系図書館などでも用意されている。さらには、研究室、学生用研究・学習施設にはLAN(無線含む)が整備され、備付以外のコンピュータの利用も可能である。

(a)法政情報室

研究科教員および大学院生のコンピュータ利用の便宜を図り、研究科内ネットワークの保守・整備、データベースの保守・提供、研究科ウェブサイトの管理を行うことを目的として、法政情報室が設けられ、専任の助教1名が配置されている。法学研究科・法学部ウェブサイト(*)を通じて、教員の研究・教育活動の状況、入試情報、学生募集要項、学習補助情報、評価情報等が公開されている。*http://www.law.kobe-u.ac.jp/

(b)情報処理室

六甲台(法,経済,経営,国際協力)学生の情報処理教育,および六甲台教員の研究を効率的に推進するために,六甲台電算機室(情報処理教室(コンピュータ(iMac)77台,プリンター2台),電算機室(2部屋,コンピュータ66台(iMac),プリンター4台),情報処理演習室(コンピュータ(iMac)41台,プリンター1台),国際協力研究科棟内の情報処理演習室(コンピュータ(iMac)53台,プリンター1台)が設けられ,職員3名が配置されている。学部生,大学院生を中心として利用がなされている。

(4)大学院生研究室

(a)院生研究室

大学院生の大学における継続的・安定的研究のため,以下のように 24 時間利用可能な院生研究室が設けられている。

- [第 2 学舎]研究者コース(第 2 学舎 412, 420〈座席数:62, 本棚:70, ロッカー62, コンピュータ 1 台, プリンター 3 台, 卓上電気スタンド,延長コード,パーティション等配当。各部屋に LAN [無線含む] あり〉)。院生談話室(第 2 学舎 414)にスキャナ 1 台, コピー機 1 台, 製本機 1 台, ソファー等配置。
- 〔第4学舎〕高度専門職業人コース・社会人コース(第4学舎309〈座席数:16,本棚:6,車上スタンド,プリンター1台,延長コード,パーティション配当〉)。専修コース(第4学舎315〈座席数10,書架10,ロッカー18,プリンター1台,LAN配当〉)
- [第 5 学舎] 専修コース (第 5 学舎 210 〈座席数:45, 本棚:16, ロッカー:49, コンピュータ1台, プリンター2台, コピー機 1台, LAN [無線含む] 配当〉)
- [フロンティア館] 研究者コース(フロンティア館 504 〈座席数:30,本棚:30,ロッカー: 30,コンピュータ1台,プリンター2台,スキャナ2台,加湿器1台,LAN配当)

(b)法科大学院自習棟

法科大学院生の大学での継続的・安定的学習のため、法科大学院自習棟が設けられている。 24 時間利用可能であり、設備は、座席数:約300、ロッカー:351、本棚:18、共同利用のコン ピュータが3台、プリンター(複合機)3台、LAN(無線含む)が配置されているほか、学習 用の基本的図書も配置されている。

(5)模擬法廷施設の整備

2011 年度において、高度専門国際公共人材育成拠点事業として、模擬法廷施設設置を含む計画に着手し、模擬法廷建築委員会を設置した。同施設は、2012 年 9 月に竣工および供用を開始した。

法卓・法壇・書記官卓子・検察官弁護人卓子・発言台一式, iPad コントロールシステム一式, 液晶プロジェクター 2 台, タッチディスプレイ 1 台, 書画カメラ 1 台, ビジュアルプレゼンター 1 台, コミュニケーションカメラ 4 台, 電動スクリーン 1 台, 大型ディスプレイ (天吊) 4台, デジタル HD カメラレコーダー 1 台, 電子白板 2 台が配置されている。さらに 2015 年度には, 準備室に遠隔授業用のテレビ会議システム一式が配置された。

4 法学研究科における研究・教育活動の概要

(1) 科学研究費補助金による研究プロジェクト

本研究科は、科学研究費補助金による研究プロジェクトを、本研究科教員を代表者、さらには分担者とする研究組織により、応募し遂行することを推奨・推進している。そのために、「競争的資金プラットホーム」を研究科内に設け、ランチョン・スタッフセミナー等のセミナーを通じて、その資金獲得を支援している。その結果、本報告対象期間において、下記のとおり本研究科所属教員を代表とする4件の基盤研究(A)が採択され、研究が遂行された。

研究代表者	種目	研究課題	年度	本研究科 所属の研 究分担者
窪田 充見	基盤研究(A)	私人の権利行使を通じた法の実現ー 法目的の複層的実現手法の理論化と 制度設計の提案	2016年度 2017年度 2018年度	15名
大西裕	基盤研究(A)	積極的投票権保障の展開と効果に関 する研究	2016年度 2017年度 2018年度	2名
手嶋 豊	基盤研究(A)	少子高齢化社会における福祉システムの予防化・委任化・脱領域化に関 する国際比較研究	2016年度 2017年度 2018年度	8名
多湖 淳	基盤研究(A)	国際紛争の初期段階における言葉の 力:相手国非難と自己正当化をめぐ る内容分析と実験	2017 年度 2018 年度	0名

(2)その他の研究会等

(i)神戸法学会講演会

神戸法学会により,下記の講演会が行われた。

【2017年度】

①2018年1月8日(月) 13:30~17:00

場所:アカデミア館 404 教室 講師: Valerie Amiraux 氏

(カナダ・モントリオール大学社会学部宗教多元主義講座教授)

演題:「宗教的多元主義とイスラーム」

【2018年度】

①2018年4月6日(金) 15:00~17:00

場所:法学研究科大会議室 講師:Vincent Vandenberghe 氏

(ベルギー・ルーヴァン・カトリック大学経済学部教授)

演題: "Overcoming the old-age dependency challenge. Is pension reform the only answer?"

(ii)ランチョン・スタッフセミナー

2002年より、教員間の相互理解を深め、相互の研究発展に資する目的で、昼食をとりながら、研究科教員が自己の研究等に関して簡単な報告を行うセミナーが開催されている。実施状況は下記の通りで、各回30名程度の参加者を得ている。

【2016年度】

- ◆2016年7月6日 馬場健一「教養法学・政治学教育の現状と課題─1年間の『法と政治』教育 部会長の経験から」
- ◆2016年7月27日 品田裕「科学研究補助金申請とその周辺」

上嶌一高「URA の支援を得た科学研究費補助金申請の例」

- ◆2016年9月28日 丸山英二「科研費研究計画調書の構造と書き方」
- ◆2017年3月16日 米丸恒治「電子認証をめぐる日本法の課題」

【2017年度】

- ◆2017年6月21日 寺本時靖(神戸大学学術研究推進部門(URA)) 「科研費獲得に向けて: 今年からの科研費制度改革」
- ◆2017年9月27日 池田公博・興津征雄「2018年度科研費獲得に向けて一」

【2018年度】

- ◆2018年6月19日 寺本時靖・川井亨代(神戸大学学術研究推進部門(URA)) 「大型科研への取り組み、科研費システム改革を踏まえた留意点」
- ◆2018年9月5日 藤村直史・安藤馨「科研費申請調書における留意点」
- ◆2018年11月14日 角松生史・島村健「法曹コースの制度設計について」

(iii)各分野の研究会

[民法判例研究会] 本学の民法スタッフを中心に、大学院生、本学出身の他大学研究者らが出席し、最新の重要民事判例を選び出して、検討する。ほぼ毎月1回ペースで行われている。

[判例刑事法研究会] 本学の刑事法スタッフと神戸地方裁判所の裁判官が中心となり,共同で, 最新の重要刑事判例等について,報告,検討を行う。年間4回行われている。

[商事法研究会] 本学の商事法スタッフを中心に、大学院生、本学出身の他大学研究者らが出席し、主に、米国の会社法、金融商品取引法をテーマとする米国の重要判例を選び出して、検討する。ほぼ毎月1回のペースで行われ、成果は「商事法務」において毎月1回掲載されている。 [公法研究会] 本学の公法系教員および大学院生が出席し、研究報告と判例評釈とを取り混ぜて、おおむね1~2ヶ月に1回のペースで行っている。学外からゲスト報告者を招聘することもある。

[政治学研究会]本学の政治系教員・大学院生を中心に、海外も含めた学外の教員・大学院生も加えつつ、毎月1回のペースで、メンバーによる研究報告とそれに対する議論を行っている。

(3)紀要

研究科教員・大学院生が業績を公表するための下記研究科関連の雑誌として、 $2016\sim2018$ 年度に、神戸法学雑誌 第 66 巻・67 巻・68 巻(各巻 4 号ずつ)、神戸法学年報 第 30 号・31 号・32 号、法政策研究 第 17 集・18 集、Kobe University Law Review No.50/51、六甲台論集 第 63 巻・64 巻・65 巻(各巻 2 号ずつ)を刊行した。

(4)国際交流活動

(a) 教員の長期海外出張(6ヶ月以上のものに限る。)

氏名	期間	出張先	目的
砂原 庸介	2016年8月17日~2018年 8月17日	カナダ	"Globalization and Restructuring Urban Governance" に関する研究
川島 富士雄	2016年10月1日~2017年 9月30日	中国	中国独占禁止法の運用動向及びそ れに対する国際経済法上の規律の 可能性に関する研究
小野 博司	2017年12月8日~2019年 9月12日	ベルギー	国民国家の形成に関する比較研究

西上 治	2017年10月1日~2019年 9月21日	ドイツ	ドイツ機関争訟論に関する研究
瀬戸口 祐基	2018年1月15日~2020年 1月7日 [予定]	フランス	「倒産手続の多様性を考慮した担 保権の位置づけ」に関する研究
板持 研吾	2019年1月7日~ 2021年1月8日 [予定]	イギリス	英国における物権法制の研究 英国における住宅法制の研究
木下 昌彦	2019年3月20日~2021年 3月31日 [予定]	アメリカ合衆 国	ブランダイスの表現の自由理論に ついての研究

(b)外国人研究者の来訪

〔滞在外国人研究者〕

期間	名前	身分・国籍	目的
2016年7月18日~ 2017年7月31日	儲翔	神戸大学招へい外国人研 究者・中国	知的財産法と不正競争防止法の交 差分野に関する日本と中国の比較 研究
2017年4月1日~ 2017年8月31日	遠藤 十亜希	神戸大学招へい外国人研 究者・日本	資料調查, 共同研究, 原稿執筆
2017年8月20日~ 2019年8月19日	Le Thi Anh Nguyet	神戸大学招へい外国人研 究者・ベトナム	The Quest for SOE Reforms from WTO and Investment Arbitration Jurisprudence に関する研究
2018年5月21日~ 2018年7月2日	Luca Siliquini- Cinelli	神戸大学招へい外国人研 究者・イタリア	日本における立憲主義の社会的基 盤 societal constitutionalism に関す る研究及び意見交換
2018年8月1日~ 2018年8月31日	陳清秀	神戸大学招へい外国人研 究者・台湾	行政訴訟および法哲学に関する研 究
2018年10月1日~ 2019年9月30日	Shahana Thankachan	神戸大学招へい外国人研 究者・インド	論文執筆のためのフィールドワー ク及び資料調査
2019年1月1日~ 2019年2月10日	Juan Luis Lopez- Aranguren	神戸大学招へい外国人研 究者・スペイン	Research in the field intercultural and international communication, particularly as it pertains to Japan's connection with the rest of East Asia.
2019年1月1日~ 2019年9月30日	Roy Andrew Partain	神戸大学招へい外国人研 究者・アメリカ合衆国	エネルギー法・国際取引法の研究 及び GMAP in Law 等にける教育

(c)学生の国際交流

①本学部・研究科学生の海外留学状況

年度	協定先大学	人数	身分	派遣期間
	エセックス大学	1	大学院生	2016年8月~2017年9月
	オスナブリュック大学	1	大学院生	2016年10月~2017年3月
	クイーンズランド大学	1	学部生	2017年2月~2017年11月
	サンルイ大学	2	学部生	2016年8月~2017年1月
2016年度	ミラノ大学	1	学部生	2016年9月~2017年2月
	ヤゲウォ大学	1	大学院生	2016年10月~2017年7月
	ライデン大学	1	学部生	2016年9月~2017年6月
	リール政治学院	2	学部生	2016年9月~2017年6月
	ロンドン大学SOAS	1	学部生	2016年9月~2017年6月
2017 年度	ダンディー大学	2	学部生	2017年9月~2017年12月

	ハンブルク大学	1	学部生	2017年10月~2018年3月
	ボッコーニ大学	1	学部生	2017年9月~2018年2月
	ボローニャ大学	1	学部生	2017年9月~2018年7月
	マレーシア国民大学	1	学部生	2018年2月~2019年1月
	ミラノ大学	2	学部生	2017年9月~2018年2月
	ヤゲウォ大学	1	大学院生	2017年10月~2018年9月
	ライデン大学	2	学部生	2017年9月~2018年1月
	リール政治学院	1	学部生	2017年9月~2018年6月
	厦門大学	1	学部生	2018年2月~2018年6月
	エセックス大学	1	大学院生	2018年8月~2019年7月
	オスナブリュック大学	2	大学院生	2018年10月~2019年2月
	オステナリュック八子	2	八子阮生	2018年10月~2019年9月
	クイーンズランド大学	1	大学院生	2019年2月~2019年6月
2018年度	ダンディー大学	1	学部生	2018年9月~2018年12月
	ベルリン経済法科大学	1	学部生	2018年9月~2019年2月
	ボッコーニ大学	1	学部生	2018年9月~2019年2月
	ミラノ大学	2	学部生	2018年9月~2019年7月
	復旦大学	1	学部生	2018年9月~2019年1月

②本学部・研究科の留学生受入状況 【2016 年度】

国 籍	学部	博士前期課程	博士後期課程	研究生・特別聴講学生
アメリカ合衆国				1
イギリス		1		
イタリア				4
ウズベキスタン		1	2	
カンボジア		1		
コソボ共和国		1		
スリランカ		1		
セルビア			2	
ドイツ				4
トルコ			1	
ブラジル		1	1	
フランス				3
ブルガリア		2		
ベルギー				3
ポーランド		1		
ポルトガル		1	1	
ロシア		1		
韓国	6	2	1	2
台湾		1	2	8
中国	10	23	9	18

【2017年度】

国 籍	学 部	博士前期課程	博士後期課程	研究生・特別聴講学生
アメリカ合衆国				1
イギリス		1		
イタリア				4
ウズベキスタン			3	

カナダ				1
カンボジア		1		
コソボ共和国		1		
スリランカ			1	
セルビア			2	
チェコ				1
ドイツ		3		3
ブラジル			1	
フランス				6
ベトナム		1		
ベルギー				1
ポルトガル			1	
ロシア			1	
韓国	7	2	3	3
台湾		2	2	8
中国	9	24	10	20

【2018年度】

国 籍	学部	博士前期課程	博士後期課程	研究生・特別聴講学生
イギリス				1
イタリア				3
インドネシア				1
ウズベキスタン			3	
カナダ		1		1
カンボジア			1	
スリランカ			1	
セルビア			1	
タイ		2		
チェコ				1
ドイツ		4		3
トルクメニスタン		1		
フィリピン		1		
ブラジル			1	
フランス				4
ベトナム		1		
ベルギー				1
ポーランド				1
ポルトガル			1	
ルーマニア		1		
ロシア			1	
韓国	8	1	5	1
台湾		2	2	10
中国	7	27	11	24

③交流協定に基づく単位互換受入れ

年	所属 (学部・大学	出 身 大 学	人 数	修得科目	修得単位
2016年度	₩ 5 7 17	インドネシア大学	1	5	14
	学部	サン・ルイ大学	2	3	17

		1			
		ソウル国立大学校	1	4	12
		ベトナム国立大学	1	9	18
		ホーチミン市経済法律大学	1	9	16
		ミラノ大学	1	3	11
		リエージュ大学	1	8	14
		厦門大学	1	3	6
	大学院	ヤゲウォ大学	1	3	6
		クイーンズランド大学	1	1	2
		ダンディー大学	2	2	9
		ハンブルグ大学	1	3	9
		ボッコーニ大学	1	4	16
2017年度	学部	ミラノ大学	2	2	16
	_	ライデン大学	3	12	40
		リール政治学院	2	10	45
		ロンドン大学	1	4	40
		アジア・アフリカ研究学院	1	4	40
		エセックス大学	1	4	17
	大学院	オスナブリュック大学	1	1	2
		ヤゲウォ大学	1	6	30
		ダンディー大学	1	2	6
		ベルリン経済法科大学	1	3	8
		ボッコーニ大学	1	3	12
2018 年度	学部	ボローニャ大学	1	4	21
	그-타	マレーシア国民大学	1	5	11
		リール政治学院	1	8	34
		復旦大学	1	1	2
		厦門大学	1	2	4

5 評価・改善活動

期間中に、2014年度・2015年度を対象として、評価・FD委員会において自己評価を行い、ファカルティレポート(神戸大学大学院法学研究科・法学部自己評価報告書)第 11 号を作成した。その内容は神戸大学法学研究科のウェブサイト(*)を通じて閲覧できる。また、いずれの年度においても、評価・FD 委員会および法科大学院運営員会が担当する FD 活動として、授業アンケートおよび相互授業参観が実施されたのは、例年のとおりである。

さらに、2018 年度が本学法科大学院の認証評価の実施年度に当たったことから、今期中に、評価・FD 委員会においてそれへの準備と対応に当たった。その過程で実施した外部評価(2018年1月)の報告書および独立行政法人大学改革支援・学位授与機構による認証評価(「大学改革支援・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合している」)の報告書は、神戸大学法学研究科のウェブサイト(*)を通じて参照できる。

*http://www.law.kobe-u.ac.jp/evaluation/index.html

法科大学院教育をめぐっては、法科大学院運営委員会・教育改善ワーキンググループにおいて、複数の意見交換会・アンケート等を通じ、法科大学院の教育改善やカリキュラムの見直しを行った。

6 広報活動

前期から活発となった高大連携事業に加えて、今期は、法科大学院の説明会も積極的に行った。以下に、その一覧を掲げる。

【高大連携事業】

年 度	高等学校名等	実施日	対応教員	事業内容
	灘高等学校	2016/5/28	島並 良	出前授業
	兵庫県立小野高等学校	2016/6/16	中野 俊一郎	出前授業
	関西大倉高等学校	2016/6/22	瀧澤 栄治	出前授業
	神戸大学附属中等教育学校	2016/7/7	泉水 文雄	出前授業
	神戸大学附属中等教育学校	2016/7/19	多湖 淳	講演
	大阪府立岸和田高等学校	2016/8/26	玉田 大	出前授業
	法学部オープンキャンパス	2016/8/12	中川 浦野 中川 新田 東 市 市 藤 野 村 で 下 下 下 下 下 下 下 下 下 大 大 大 大 に 大 い 大 い 大 り て り た り た り た り た り た し た り た り た し た り た り	学部説明 模擬授業 施設見学
	大阪府立岸和田高等学校	2016/9/1	山本 弘	出前授業
2016年度	大阪府立泉陽高等学校	2016/10/18	角松 生史 高橋 裕	学部説明 模擬授業 施設見学
	鳥取県立鳥取東高等学校	2016/10/26	小田 直樹 小野 博司	学部説明 模擬授業 施設見学
	兵庫県立星陵高等学校	2016/10/28	浦野 由紀子 藤村 直史	学部説明 授業見学 施設見学
	大阪府立高津高等学校	2016/11/10	窪田 充見	出前授業
	兵庫県立兵庫高等学校	2016/11/14	角松 生史	学部説明 模擬授業 施設見学
	神戸海星女子学院高等学校	2016/11/16	手嶋 豊	出前授業
	兵庫県立長田高等学校	2016/11/18	品田 裕	出前授業
	兵庫県立尼崎稲園高等学校	2016/11/24	馬場 健一	出前授業
	兵庫県立兵庫高等学校	2016/12/16	増島 建	出前授業
	神戸大学附属中等教育学校	2017/5/23	志谷 匡史	出前授業
2017年度	奈良県立郡山高等学校	2017/6/6	行澤 一人	出前授業
	兵庫県立小野高等学校	2017/6/15	中野 俊一郎	出前授業

	奈良女子大学附属中等教育学 校	2017/7/7	品田 裕	出前授業
	法学部オープンキャンパス	2017/8/11	中川 丈久 青木 哲 関根 由紀 前田 健 嶋矢 貴之 飯田 文雄 他	学部説明 模擬授業 施設見学
	大阪府立岸和田高等学校	2017/8/23	手嶋 豊	出前授業
	西宮市立西宮高等学校	2017/9/1	山田 誠一	出前授業
	大阪府立泉陽高等学校	2017/10/17	青木 哲田中 洋	学部説明 模擬授業 施設見学
	兵庫県立星陵高等学校	2017/10/27	浦野 由紀子 藤村 直史	学部説明 模擬授業 施設見学
	神戸大学附属中等教育学校 攤高等学校	2017/10/31	角松 生史 八田 卓也	ディベート指導
	兵庫県立兵庫高等学校	2017/11/9	多湖 淳	学部説明 模擬授業 施設見学
	兵庫県立長田高等学校	2017/11/10	馬場 健一	出前授業
	神戸海星女子学院高等学校	2017/11/16	瀧澤 栄治	出前授業
	関西大倉高等学校	2017/11/22	山本 弘	出前授業
	神戸龍谷高等学校	2017/11/22	小田 直樹	出前授業
	神戸大学附属中等教育学校	2017/11/26	角松 生史	ディベート指導
	兵庫県立尼崎稲園高等学校	2017/11/30	窪田 充見	出前授業
	神戸大学附属中等教育学校	2017/12/11	角松 生史	ディベート指導
	神戸大学附属中等教育学校	2017/12/16	八田 卓也	テ゛ィヘ゛ートシ゛ャッシ゛
	兵庫県立北須磨高等学校	2017/12/18	青木 哲藤村 直史	学部説明 模擬授業 施設見学
	兵庫県立兵庫高等学校	2017/12/20	樫村 志郎	出前授業
	神戸大学附属中等教育学校	2018/5/22	樫村 志郎	出前授業
	兵庫県立小野高等学校	2018/6/14	浦野 由紀子	出前授業
2018年度	関西7大学フェスティバル東 京会場	2018/7/16	志谷 匡史	出前授業
	夢ナビライブ 2018 名古屋会場	2018/7/28	川島富士雄	出前授業
	高大連携特別講義(公開授 業)	2018/7/30	米倉 暢大	模擬授業

法学部オープンキャンパス	2018/8/10	大西 裕 哲 報 哲 報 財	学部説明 模擬授業 施設見学
大阪府立岸和田高等学校	2018/8/24	山田 誠一	出前授業
西宮市立西宮高等学校	2018/9/3	山本 顯治	出前授業
開明高等学校	2018/10/17	青木 哲藤村 直史	学部説明 模擬授業 施設見学
兵庫県立星陵高等学校	2018/10/26	高橋 裕 馬場 健一	学部説明 模擬授業 施設見学
兵庫県立西宮高等学校	2018/10/29	浦野 由紀子 藤村 直史	学部説明 模擬授業 施設見学
兵庫県立兵庫高等学校	2018/11/5	砂原 庸介	学部説明 模擬授業 施設見学
兵庫県立長田高等学校	2018/11/9	増島 建	出前授業
神戸海星女子学院高等学校	2018/11/15	手嶋 豊	出前授業
神戸龍谷高等学校	2018/11/22	小田 直樹	出前授業
大阪府立富田林高等学校	2018/12/6	玉田 大	出前授業
兵庫県立兵庫高等学校	2018/12/18	窪田 充見	出前授業
神戸大学附属中等教育学校	2018/10/28	八田 卓也	ディベート指導
神戸大学附属中等教育学校	2018/11/18	角松 生史	ディベート指導
神戸大学附属中等教育学校	2018/12/15 2018/12/16	八田 卓也	テ゛ィヘ゛ートシ゛ャッシ゛

【大学院説明会】

年 度	実施日	会場
2016年度	2016/6/22	神戸大学六甲台キャンパス第二学舎
2017年度	2017/6/28, 2017/12/20	神戸大学六甲台キャンパス第二学舎
2018年度	2018/6/27, 2018/11/21	神戸大学六甲台キャンパス第二学舎

【法科大学院説明会】

年 度	実施日	会 場	備考
	2016/6/22	神戸大学六甲台キャンパス第二学舎	
	2016/6/23	松山大学	広島大学・愛媛大学との 共催
2016年度	2016/6/29	広島大学東広島キャンパス	広島大学との共催
2010 平及	2016/7/2	京都商工会議所	
	2016/7/4~ 2016/7/8	神戸大学六甲台キャンパス第二学舎 他	授業見学会
	2016/7/16	香川大学法学部	

	2016/7/26	新潟大学法学部			
	2016/11/11	熊本大学			
2017 年度	2017/5/30	広島修道大学	広島大学との共催		
	2017/6/21	広島大学東広島キャンパス	広島大学との共催		
	2017/6/26~ 2017/6/30	神戸大学六甲台キャンパス第二学舎 他	授業見学会		
	2017/6/28	神戸大学六甲台キャンパス第二学舎			
	2017/7/8	神戸大学梅田インテリジェントラボラトリ	京都大学との共催		
	2017/7/15	京都商工会議所	広島大学との共催		
	2017/7/19	島根大学	広島大学との共催		
	2017/7/19	愛媛大学	広島大学との共催		
	2017/10/24	新潟大学			
	2017/10/27	熊本大学			
2018年度	2018/6/12	広島修道大学	広島大学との共催		
	2018/6/16	京都商工会議所	広島大学との共催		
	2018/6/25~ 2018/6/29	神戸大学六甲台キャンパス第二学舎 他	授業見学会		
	2018/6/27	神戸大学六甲台キャンパスフロンティア館			
	2018/6/30	京都大学産官学連携本部 東京日本橋サテライトオフィス	京都大学法科大学院の 東京説明会に参加		
	2018/7/4	広島大学東広島キャンパス	広島大学との共催		
	2018/7/5	広島大学東千田キャンパス	広島大学との共催		
	2018/7/8	神戸大学梅田インテリジェントラボラトリ	京都大学との共催		
	2018/7/11	愛媛大学	広島大学との共催		
	2018/7/18	香川大学	広島大学との共催		
	2018/7/20	新潟大学			
	2018/10/25	鹿児島大学			
	2018/10/26	熊本大学			

Ⅲ 教 育 活 動

1 法学部

本学部は、国際的・先端的な研究・教育の拠点となることを目指す神戸大学全体の方針を受け、研究教育目的として、法学部規則1条の2において、以下のように定めている。すなわち、「本学部は、広く知識を授けるとともに、法学・政治学の研究教育を行い、幅広い教養及び法学・政治学の専門的知識を身に付け、ますます高度に専門化した社会における要請に対応しうる問題解決能力を有した人材及び急激に進展しつつある国際的環境のもと、法的・政治的な領域について国際的な貢献を行う能力を有する人材を養成することを目的とする」。

以下では, (1) 学生の受入れ, (2) 教育内容および方法, (3) 教育・学習の成果, (4) 学生支援, (5) 教育改善の各項目について, そのような目的を踏まえた活動が, どのようになされているかについて報告・評価を行う。

(1)学生の受入れ

(a)アドミッション・ポリシー

本学部では、専門教育に順応できるだけの一般的教養知識・思考能力を有する人材の確保を 目的とし、かつ前記教育目的を踏まえ、次のような学生を求める旨、「入学者受入方針」(ア ドミッション・ポリシー: AP)で定め、募集要項等に明記している。

【入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)】

法学部では、幅広い教養と法学・政治学的素養とをそなえ、高度に専門化した社会における要請に対応し得る問題解決能力を身につけた人材および急激に進展しつつある国際的環境のなかで法的・政治的な領域における国際的な貢献を行う能力を有する人材の育成を目標として、次のような学生を求めています。

●法学部の求める学生像

1. 社会科学特有の一般的教養・知識を有し、その上で特に、日本語文章の読解・表現、外国語の理解・使用および理論的・数理的な思考に関する優れた能力を有する学生

[求める要素:知識・技能,思考力・判断力・表現力]

2. それらの能力を活用しつつ広く法学・政治学の専門的知識を修得する意欲に富む学生

[求める要素:知識・技能,主体性・協働性,関心・意欲]

3. 国際的な領域での活躍を希望し、幅広い視野のもとで法学・政治学の専門的知識を積極的に活かそうとする学生

〔求める要素:知識・技能,主体性・協働性,関心・意欲〕

(b)入試制度

本学部の入学者選抜は、一般入試、特別入試、第3年次編入学の3種類に分けて実施されている。現行の入試制度の趣旨は、1)アドミッション・ポリシーに沿った適切な学生の受入れを行うこと、2)留学生や編入学生の受入れに関して、適切な対応を行うこと、3)入学者選抜が適切な実施体制により公正に実施されることを確保すること、などにある。このような趣旨に沿っ

て,以下のような各入学試験が実施されている。現在のところ,こうした現行入試制度が目指す趣旨は十分に達成され,入試の公平かつ円滑な実施体制が確保されている。

(i)一般入試

学部の一般入試は、上記のアドミッション・ポリシーに沿って、分離分割方式による前期日程と後期日程で実施されている。

- 【前期日程】大学入試センター試験で入学志願者に解答させる教科および配点は、国語 (100), (75)外,国語 (100),地歴,公民 (100)および理科 (50)であり、個別学力検査の教科および配点は、国語 (150),数学 (75)および外国語 (150)である。
- 【後期日程】大学入試センター試験で入学志願者に解答させる教科および配点は、国語 (100),数学(100),外国語(100),地歴・公民(100)および理科(50)であり、個別学力検査として小論文試験(250)を行っている。小論文は、資料を与えて800~1000字程度で論述させるもので、法学学習に必要な理解力、思考力、表現力を問うのがその狙いである。

前期,後期ともに,試験の成績(前期計 800 点満点,後期計 700 点満点),および調査書の内容を総合して入学者の選抜が行われる。なお,出願者数が募集人員に対し,一定の倍率(前期約4.5倍,後期約7倍)を越える場合には,2段階選抜を行うことがある。

(ii)特別入試

学部の特別入試には、アドミッション・オフィス入試である「志」特別入試と、外国人特別学生選考とがある。このうち、「志」入試は、2019年度入試(2018年度中に選考を実施)において導入されたものである。

【「志」特別入試】

「志」特別入試は、「それぞれの分野のリーダーとなって 21 世紀の人類社会に大いに貢献したいという、高い志をもつ学生を見出す」という目的のもと、全学的に導入されたものであり、学力の3要素の多面的・総合的評価をふまえた選抜を行おうとする。第一次選抜では、志望理由や高等学校時代の様々な活動の経歴等に加え、神戸大学で学ぶために必要な基礎的学力に対する評価を本学のアドミッションセンターにおいて行い、最終選抜では、学部・学科等において、それぞれに特化した適性や専門分野にかかわる学力を有しているかを総合的に評価するものとされている。また、受験生に面接を課すことを通じて、書面では測りがたい学力を対面によって評価することを重視することとなっている。

法学部の同特別入試のアドミッション・ポリシーは以下の通りであり、2019年度入試における定員は3名であった。

法学・政治学は、社会の中で人々が共存するために必要な社会システムの在り方を問う学問です。神戸大学法学部では、幅広い教養と法学・政治学的素養を備え、現代社会における専門的要請に対応し得る問題解決能力を身につけ、将来、法学・政治学の領域において活躍できる人材の育成を目標として、次のような学生を求めています。

●法学部の求める学生像

【人間性】豊かな教養と高い倫理性を身に付け、自立した社会人として行動する意思のある学生

【創造性】自ら課題を設定して創造的に解決しようと努力する学生

【国際性】多様な価値観を尊重し、異文化のより深い理解に努め、将来、法学・政治学の 素養を積極的に活かそうとする学生

【専門性】社会科学を修めるのに必要な一般的教養・知識と論理的思考力を有し、これらの能力を活用しつつ法学・政治学を修得する意欲に富む学生

以上のような学生を選抜するために、法学部では、書類審査、模擬講義・レポート、総合問題、及び面接・口頭試問により、学生の知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・多様性・協働性を多面的に評価します。

【外国人特別学生選考】

所定の出願資格(12年の教育課程の修了等と日本留学試験成績)を満たす外国人につき,日本語能力を試す作文と面接,成績証明書,および日本留学試験成績を総合して行う。定員は若干名。

(iii)第3年次編入学

法学概論と一般教養とからなる筆答試験,英語試験(TOEFL あるいは TOEIC の得点を利用),および出身大学等での修得単位数・成績を総合して選考を行う。募集人員は20人。

(c)入学状況および入試結果検証の体制

合否判定は、教授会の審議を経てなされ、入学状況は、入学手続後の教授会で報告されることとなっている。1989年度以降の入学試験の定員、志願者数、入学者数は別表1に示すとおりである。実入学者数は、定員数にほぼ一致する状況が続いており、定員を大幅に超える、あるいは下回る事態は生じておらず、入試は適正に実施されているといえる。また、こうした学生受入れ態勢がアドミッション・ポリシーに沿ったものであるか否かは、教授会・学部教務委員会等において適宜議論され、必要に応じて、その議論を入学者選抜方法の改善等に役立てる体制が確保されている。センター試験で受験が必要となる科目、個別学力検査科目等を勘案すると、アドミッション・ポリシーに沿ったものとなっていると言える。

■別表 1 学部志願者·入学者(1989年度以降)

区分 入学定		入学志願者数				入学者数					
1989年度	230	1,043	×2	015	% 1	☆ 2	230	×2	03	☆ 2	
1990 "	230	1,193	×2	○10	※ 1		230	×2	04	※ 1	
1991 "	230	981	×2	012	※ 4	☆ 1	230	03	※ 3	☆1	
1992 "	230	1,201	×2	012	% 6	☆ 2	238	○5	※ 1	☆ 2	
1993 "	230	1,041	09	% 16	☆ 2		236	02	※ 3	☆ 2	
1994 "	250	1,078	©113	※ 28	☆ 3		256	©15	※ 2	☆ 3	
1995 "	240	1,442	©178	※ 5	☆ 2		242	© 16	※ 2	☆ 2	
1996 "	240	1,098	©199	% 6			244	©18	※ 1		
1997 "	240	1,081	©154	% 1	☆2		243	⊚20	※ 1	☆ 2	
1998 "	230	827	©188	※ 5	☆ 1		231	© 17	※ 1	☆ 1	
1999 "	220	979	©182	※ 7	☆ 2		221	©17	※ 3	☆ 2	
2000 "	220	1,034	©199	% 8	☆ 2		223	©17	※ 1	☆ 2	
2001 "	220	1,028	©209	% 8	☆ 1		220	©16			
2002 "	220	1,135	©202	% 8	☆ 2		220	©22	※ 3	☆ 2	
2003 "	220	1,056	©208	※ 26	☆ 2		223	©19	※ 2	☆ 2	
2004 "	200	1,019	©174	※ 11	☆ 1		182	©21	※ 1	☆1	
2005 "	200	842	©193	※ 9	☆ 1		189	©23	※ 1	☆ 1	
2006 "	200	1,152	©172	% 6	☆ 1		183	⊚20	※ 2	☆ 1	
2007 "	200	970	©175	※ 7	☆1		189	©23	% 1	☆ 1	
2008 "	200	924	©67	※ 7	☆ 2		187	©19	※ 3	☆ 2	
2009 "	200	835	©87	※ 10	☆2		186	©21	※ 3	☆ 2	

2010 "	200	898	© 78	※ 7	☆ 0		184	© 17	※ 5	☆ 0	
2011 "	200	835	◎80	※ 33	☆ 0		187	◎19	※ 4	☆ 0	
2012 "	200	848	©67	※ 34	☆ 0		183	©15	※ 1	☆ 0	
2013 "	200	780	©102	% 16	☆ 0		185	©17	※ 5	☆ 0	
2014 "	200	862	©75	※ 25	☆ 0		180	©18	※ 3	☆ 0	
2015 "	200	783	©66	※ 27	☆0		184	©15	※ 3	☆0	
2016 "	200	765	©61	※ 27	☆0		189	©15	※ 3	☆0	
2017 "	200	919	©65	※ 30	☆0	×1	182	⊚11	※ 3	☆0	×0
2018 "	200	931	©76	※ 26	$\stackrel{\wedge}{\simeq} 0$	×0	183	⊚13	※ 4	☆0	×0
2019 "	200	993	©67	※ 36	☆1	×2	190	⊚12	※ 2	☆1	×2

×転学部 △臨時編入者 □転入学 ○学士入学 ※私費外国人学生 ☆国費外国人学生 ◎第3年次編入学

(2)教育内容および方法

(a)総説

本学部では「教育課程の編成・実施の方針」 (カリキュラム・ポリシー) を次のように定めている。

神戸大学のカリキュラム・ポリシーにもとづき、法学部は以下の方針に則りカリキュラムを編成する。

- 1. 「人間性」「創造性」「国際性」を学生に身につけさせるため、すべての学生が履修する共通の科目として、基礎教養科目、総合教養科目、高度教養科目、外国語科目、初年次セミナー、情報科目、及びその他必要と認める科目を開設する。
- 2. 深い学識を涵養し、「創造性」「国際性」「専門性」を学生に身につけさせるため、以下の専門科目を開設する。(学部が開設する高度教養科目を含む。)
 - ・法学に関する幅広い知識とこれを基盤とした専門的能力を身につけることができるよう,入門科目,基本法律科目 A,基本法律科目 B,展開・発展科目,基礎法科目,法社会学科目,国際法科目,演習科目,応用法律科目,共通科目を開設する。
 - ・政治学に関する幅広い知識とこれを基盤とした専門的能力を身につけることができるよう,入門科目,政治・国際関係論科目,演習科目,応用研究科目,共通科目を開設する。
 - ・多様な価値観を尊重し、法的・政治的領域の課題を適切に把握する能力を身につけることができるよう、基礎法科目、展開・発展科目、国際法科目、政治・国際関係論科目、外国書講読科目、 共通科目、高度教養科目を開設する。
 - ・問題解決のために、幅広い思考により新たな発想を生み出す能力を身につけることができるよう、基礎科目、演習科目、応用研究科目、応用法律科目、共通科目を開設する。なお、これらの科目は、講義・演習等の授業形態に応じて、アクティブラーニング、体験型学習などを適宜組み合わせて行う。学修成果の評価は、学修目標に即して多元的、包括的な方法で行う。

このカリキュラムポリシーと上述の教育目的とに沿って、2019年4月時点では以下のような教育が行われている。

すなわち、基本的な構造として、1年次は、国際教養教育院が実施する教養科目、外国語科目、情報科目、健康・スポーツ科学からなる全学共通授業科目、および法学部が実施する入門講義や初年次セミナー等の専門科目の導入科目を中心に展開され、1年次後期以降から、段階的に法律系・政治系の基本的な専門科目が開講される。その後、3年次以降は、応用的な専門科目および少人数による専門科目の応用的演習が展開されることとなっている。なお、教養科目については、2016年度入学生からは、基礎教養科目・総合教養科目・高度教養科目の三種類によって構成されることとなった。これは、神戸大学において、「全ての学生を、自ら地球的課題を発見し、その解決にリーダーシップを発揮できる人材へと育成する」目的のもと、「全

学部学生を対象とする教養教育において、神戸大学の学生が卒業時に身につけるべき共通の能力」である「神戸スタンダード」を習得できるように開講されることになったものである。このうち、「基礎教養科目」と「総合教養科目」は主として1・2年生が、「高度教養科目」は、専門分野を学んだ3年次生以上の学生が履修するものとして、それぞれ設定されている。「高度教養科目」とは、教養科目と専門科目の関連性を高める工夫として提供されている科目であり、少なくとも2単位について、他学部の開講する分野融合・文理融合的な科目を履修させるものである。

以上の基本的構造のもと、さらに、各学年の年次進行に応じた少人数教育、各種教育プログラムも実施されている。

学生は、学部での教育を修了するために、全学共通授業科目から 29 単位以上、専門科目から 96 単位以上、合計 125 単位以上を修得することが必要である(2015 年度入学生までは全学共通授業科目から 31 単位の修得が求められたところ、教養教育の改善等と時機を同じくして改められた)。①特別講義、②プログラム講義、③他学部専門科目も各 20 単位を上限として、専門科目の単位とすることができる(ただし①②は計 30 単位を上限とする)。全学共通授業科目のうち、高度教養科目として、他学部及び国際教養教育院開講のもの2単位以上を含む4単位が選択必修として設定されている(EU エキスパート人材養成プログラムおよび法経連携専門教育プログラムの履修者については、プログラム履修に伴い卒業に必要な高度教養科目履修を行ったものとみなす措置がある)。

第3年次編入については、20名の定員で学生を受け入れている。これにより入学する編入学生については、全学共通授業科目の履修を不要とし、専門科目については1年次からの入学生と同様に、96単位の修得を卒業要件としている(入学前に他大学で修得した単位について、既修得単位として教授会の議を経て最大60単位まで認定できる)。

また、教育の実効化・単位の実質化のため、履修登録単位上限を原則年間 46 単位とするキャップ制を設けている(成績優秀学生および第3年次編入生については上限緩和の措置がある)。

上述のとおり、学生は、学部での教育を修了するために、専門科目から 96 単位以上を修得することが必要である。専門科目の履修に関しては、司法コース、企業・行政コース、政治・国際コースの三つの履修コース制が設けられており、3年次前期にいずれかを選択することになる。履修コースそれぞれにつき、想定される進路と関心に対応して、一定の分野からどれだけの単位数を修得すべきかが定められており、緩やかな選択必修制となっている。

法学部の講義・演習等はカリキュラムマップに記載のとおりであり、また、学生には、毎年詳細なシラバスが示され、また1年次開始時には、ガイダンスおよび初年次セミナー等を通じての説明が行われている。それら科目群を学生が効率的かつ適切に履修できるように、履修年次を制限する等して以下のように専門教育を展開している。1年次前期に、法学部教員による「実定法入門」「法社会学入門」「現代政治入門」の入門講義科目および初年次セミナーを配置し、法学・政治学専門教育のための講義形式および少人数形式での準備教育を提供している。その上で、1年次後期から2年次前期にかけて、基本法律科目A、基礎法科目、法社会学科目、国際法科目、政治・国際関係論科目のうち、基礎的な講義科目から、順次、専門教育を開始する。2年次からは、基本法律科目Bの講義科目が始まり、その上で、3年次以降に、基本法律以外の応用的な法律科目である展開・発展科目と、少人数を対象とした専門教育とが展開される。後者には、基本法律についての応用法律科目、政治系科目にかかわる応用研究科目、3・4年次演習等が該当する。また、できる限り全ての学年を通じて少人数教育を実施できるように、1年次から特別講義基礎法政論と法解釈基礎、2年次から社会分析基礎の諸科目を開講している。

以上のように、専門科目には、4年間の専門科目の一貫教育という見地から、分野や授業内容を考慮して1年次から4年次まで学年配当が定められており、とりわけ、段階的な専門教育の実現を目指している点、少人数教育の充実、多様かつ実践的な専門教育の提供といった点に、特色を見出せよう。

【法学部カリキュラムマップ】

 $\underline{https://www.kobe-u.ac.jp/documents/campuslife/edu/policy/f04_cp.lo_2017.pdf}$

(URL は 2020 年 3 月現在)

(b) 今期中の取組み

以上のような考え方を基本的としながら、今期においては、学部教育をめぐって以下のような 取組みがなされた。既述したところと重なる部分もあるが、上述に至るまでの経過も示す趣旨も 含め、厭わず記述したい。

【2016年度】

2016年度には、全学的に、①2学期クォーター制の導入、②全学共通授業科目の履修規則の改 正(全学共通授業科目の科目区分のうち、「教養原論」を「基礎教養科目」と「総合教養科目」 に改める等),③「高度教養科目」の新設,④科目のナンバリングの実施(科目の水準・系統性 の明確化),⑤修学指導の実施等の教育改革がなされた。そこで、本学部もこれに対応した教育 改革を実施した。まず、①への対応として、ほぼすべての4単位科目を分割して2単位科目とし、 クォーター開講することにした。また、1年次前期開講の「1年次演習」(2単位)は、2016年 度より、第1クォーター開講の「初年次セミナー」と第2クォーター開講の「1年次演習」(各 1単位)に分割し、かつ、前者を1年次生が必ず履修しなければならない科目とした。次に、② 及び③を受けて、専門科目以外の科目・履修要件(法学部規則・別表イ)につき、「基礎教養科 目 | 8単位以上, 「総合教養科目 | 8単位以上, 「高度教養科目 | 4単位とする旨を定め(「外 国語科目(外国語第Ⅰ)」4単位,「外国語科目(外国語第Ⅱ)」4単位,「情報科目」1単位 については従来と変更なし),合計29単位以上とした。また、③への対応として、本学部も、 自学部または他学部向けに複数の高度教養科目を毎年開講することとした。④への対応として、 法学部科目の付番方針を定め、2016年度入学者対象のカリキュラムから科目ナンバリングを導入 した。⑤への対応として、2年次生以上の成績不振学生を対象に、個別面談による修学指導を毎 年実施することとした。その他、「成績評価基準等に関する細則」を改正し、成績評価において 秀の評価をする学生数を履修者数の「10%以内」とする旨を新たに定めるとともに(これは全学 的な決定に従った改正である),期末試験のみによって成績評価を行う授業科目における成績評 価について、優以上の評価をする学生数を履修者数の「30%以内」から「40%以内」に改めた。

【2017年度】

2017 年度から「法科大学院進学5年コース (3+2プログラム)」が始まった。また,2018 年度から「大学院法学政治学専攻進学グローバル・プログラム(速成プログラム)」を設けることを決めた。早期卒業を促すために,「早期卒業の認定の基準に関する細則」を改正し,両プログラムに登録している学生について,神戸大学大学院の所定の専攻への進学を要件として,早期卒業の成績要件を「2/3以上が優以上」に緩和することにした(2017年度から適用)。

クォーター制開始前に4単位科目であった科目のうちの一部を、4単位でセメスター開講とすることにした。具体的には、「民法 I 」、「民法 I 」、「刑法 I 」、「民法 I 」、「西洋政治 I 」、「西洋政治 I 」、「西洋政治 I 」、「西洋政治 I 。 ある(2018 年度入学者から適用)。また、「行政法 I 日 」を法学部規則別表から削除した(2018 年度入学者 から適用)。憲法について、「憲法(統治)」(3単位)と「憲法(人権)」(3単位)に分けて開講し、それぞれ、1年次第2クォーターに「憲法(統治)」を、2年次第1クォーターに「憲法(人権)」を開講することにした(「憲法(統治)」は 2018 年度から、「憲法(人権)」は 2019 年度から実施)。

1年次の授業科目の配当を改め、第1クォーターに「実定法入門」(2単位)、「法社会学入門」(2単位)、「現代政治入門」(2単位)を開講し、第2クォーターに「憲法(統治)」(3単位)を開講することにした(2018年度から実施)。また、「1年次演習」の名称を「初年

次セミナーII」に改め、「1年次生は、必ず履修しなければならない」ものとした(2018年度入学者から適用)。

レポートにおける不正行為の防止のために、新入生に対して、「剽窃について」や「文献の引用方法」の文章を読ませるなどしたうえで、「レポートにおける不正行為の防止のための確認書」を提出させることにした(2017年度から実施)。

編入学試験の出願要件を変更し、大学に2年以上在学した者について、62単位以上の修得を要件とすること (2019年度入試から適用)、TOEFL iBT またはTOEIC L&R において所定の成績を取得したことを要件とすること (2020年度入試から適用)にした。また、外国人特別学生(私費)選抜について、出願資格のうち日本留学試験の成績基準を改めるとともに、選抜方法として、個別学力検査の前期日程試験の「外国語(英語)」の試験を利用することにした (2020年度入試から適用)。

「履修科目登録の上限の特例に関する細則」を改正し、履修登録期間後に履修登録を行う集中講義等の授業科目で、法学部が開講するものについて、履修科目の登録の上限を超えて履修することができることを定めた(2018 年度から適用)。また、「他大学で修得した単位についての「履修科目の登録の上限」に関する申合せ」を設けて、他の大学(外国の大学)において修得した単位を本学部において修得したものとみなす際に、前年度以前に修得した単位は、履修科目登録の上限の単位数に含めないことにした(2017 年度から適用)。

学生に対する修学指導の対象者に、前年度に修得した単位数が 0 である者を追加することにした (2018 年度から適用)。

【2018年度】

2018年度から「志」特別入試の実施が始まった。

「法曹コース」の設置に向けて準備を進め、神戸大学法科大学院と連携すること、「法曹コース」をプログラムとして位置づけることなどを決めた。また、2019年度入学者について、応用法律科目を3年次において履修できるように配当年次・学期を改めた。また、「履修科目登録の上限の特例に関する細則」を改正し、「優れた成績」の基準をGPAが3.5以上であることにするとともに、早期卒業に向けて柔軟な履修を可能とするために、2年次までの成績に基づく3年次および4年次における履修科目登録の上限の緩和に加えて、1年次の成績に基づく2年次における履修科目登録の上限の緩和を新たに設けた(2019年度入学者から適用)。

修学指導について、事前に学生本人の同意があることを前提に、学生が修学指導の対象となった場合および学生の保護者等から提供依頼があった場合に、学生の学業成績をその保護者等に通知することにした(2019年度入学者から実施)。

「転学部に関する取扱細則」を改正し、法学部に転学部をした学生が、転学部前に所属学部の専門科目として修得した単位は、法学部規則第7条第4項の「別に定める他学部の専門科目の単位」とみなすことにした(2019年度から適用)

「神戸大学数理・データサイエンス標準カリキュラム」に参加することにした(2019年度から参加)。

(c)組織的に推進する教育活動

本学部において組織的に推進している教育活動としては、以下のようなものが挙げられる。

(i)サマープログラム(Kobe SALAD)

2014 年度に文部科学省の特別経費を受け開始されたシチュエーショナルトレーニング・プログラム(学生が学問的な知識や情報を持った上で、実務的、実践的な課題の発見、解決能力を高めていくことを目標とした教育プログラム)のもと、模擬安保理、模擬国連、模擬商事仲裁、模擬投資仲裁、模擬裁判、宇宙法模擬裁判といったシミュレーション教育手法を活用した取組が行われたが、それとともに始まったのが、アジア法と紛争管理をテーマに掲げたサマースクール(Kobe University Summer School of Asian Law and Dispute Management: Kobe SALAD)である。毎

年8月下旬に1週間程度実施している同プログラムでは、アジアの諸大学で活躍する一流の法律学研究者や国際仲裁などの分野で活躍する著名な実務家を毎年10名から20名ほど講師として招いており、本学と国際交流協定を締結している韓国・中国・香港・マカオ・ベトナム・マレーシア等のアジア諸大学から全体で30~35名程度が参加している。

(ii)EU エキスパート人材養成プログラム(KUPES)

2005年4月にEU(欧州連合)の機関である欧州委員会の全面的な協力を得て、神戸大学(幹事校)・関西学院大学・大阪大学に、EU Institute in Japan, Kansai(EUIJ 関西)が設立され、EU に関する包括的な研究・教育活動が行われるようになった(EU からの資金援助は 2015 年度をもって終了)が、その一環として、2014年度から、法・国際文化・経済の3学部・研究科の学生がEUに関してそれぞれの専門分野と学際的観点から多面的かつ体系的に学ぶ神戸大学独自の学位プログラムとして、EU エキスパート人材プログラム(KUPES: Kobe University Programme for European Studies)が開始された。同プログラムでは、毎年 20 名程度の選抜された学生に対し、学生が専門的かつ分野横断的に研究する能力や高度な語学力を段階的に習得できるよう、アクティブ・ラーニングを取り入れた、学部 2 年生から博士前期(修士)課程までの一貫したカリキュラムを提供している。さらに、学生が複眼的な視野と国際的な人脈を広げることができる、EU 圏大学への学部段階での交換留学(半年~1年)と博士前期(修士)過程でのダブルディグリーの取得を目指した留学(1年)を義務づけている。そして、学生が充実した留学生活を送ることができるよう奨学金による金銭的支援のほか、アカデミック・コーディネーターほか多様な人的支援を行っている。詳細は http://www.office.kobe-u.ac.jp/intl-prg/eup/参照。

(iii) 法経連携専門教育プログラム(Econo-LegalStudies/ ELS Program)

法学・経済学双方の知識と見方とを用いて現代的社会問題を解決する力を有する学生を育てることを目標に、本学経済学研究科と共同して、法学・経済学の両方の素養を、法学部/経済学部2年生・2年生の2年間で修得することに向けた講義を開講している。

(iv) GEEPLS

2014 年度より、文部科学省グローバル人材育成事業経費に加え、神戸大学英語コース設置準備・推進事業経費を用いて、今まで法学部・法学研究科が実施してきた国際教育事業を総括してGEEPLS(Global Elite Education for Politics and Law Students)として括り、より学生に可視化され、わかりやすいプログラムとしての教育機会の提供を図っている。

(v) ASEAN Plus 教育交換プログラム

法学部を含む神戸大学社会科学系の学部が中心となって、文部科学省特別経費「神戸-ASP (ASEAN Plus) 社会科学系教育交換センター次世代型ビジネスネットワークリーダーの育成」の助成のもとで「ASEAN Plus 教育交換プログラム」を進めている。同プログラムは、ASEAN Plus 諸国の有力大学と神戸大学との間で社会科学分野における教育交換を活性化することにより、アジア全体を 1 つのフィールドとして縦横にビジネスを展開する能力をもった次世代型のネットワークリーダーを育成することを目的としており、その目的の達成のために、法学部を中心とした社会科学系学部で年間 30 名の学生を ASEAN Plus 諸国の大学に派遣するとともに、それらの大学からも学生を年間約 30 名受け入れることを目指している。

(vi)ジャーナリズム・プログラム

記事・社説や映像番組という媒体を通じて、事実の捉え方を学ぶとともに、時代・社会の変化に対応した情報発信・プレゼンテーション能力を向上させることを目的として、複数の新聞社 (朝日新聞社・神戸新聞社・読売新聞社) の人的・財政的支援を受けて実施しているプログラムである。このプログラムでは、ジャーナリストを講師とする授業を複数開講している。

(vii)今期の展開:大学院進学を促進するプログラム

学部と大学院のつながりの強化を定めた第3期中期目標をふまえ、上述のとおり今期は、学生の大学院進学を支援し、学部3年次に卒業して大学院に入学することが可能になるプログラムを2つ開設した。

1つは、大学院修士課程前期課程に進学して、大学院の提供するグローバル教育プログラム(たとえば、神戸大学と海外提携校の2つの修士号を取得するダブルディグリー・プログラム等)への参加を希望する学生を支援する「大学院法学政治学専攻進学グローバル・プログラム(速成プログラム)」で、もう1つは、法科大学院進学を目指す学生を支援する「法科大学院進学5年コース(3+2プログラム)」である。後者のプログラム設置に伴い、学部3年・LS2年の合計5年で司法試験受験に必要な学修を終えられるよう、学部カリキュラムを体系的・効率的になるように整備した。法科大学院進学5年コースの登録者数は2017年度学部入学者47名、2018年度学部入学者48名、2019年度学部入学者49名となっており、2019年度におけるコース登録者の総数は144名である。

(d)ディプロマ・ポリシーと成績評価

本学部は、「学位授与に関する方針」(ディプロマ・ポリシー: DP)を以下のようにを定めている。

神戸大学法学部は、幅広い教養と法学・政治学的素養を備え、現代社会における専門的要請に 対応し得る問題解決能力を身につけ、将来、法学・政治学の領域において活躍できる人材を育成 することを目的としている。

この目的を達成するため、以下に示した方針に従って学士の学位を授与する。

学位:学士(法学)

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、法学部は以下に示した方針に従って当該学位を 授与する。

- ・本学部に所定の期間在学し、履修要件として定めた所定の単位以上を修得すること。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、卒業までに、本学部学生が、身につけるべき能力を次のとおりとする。
 - ○法学に関する幅広い知識とこれを基盤とした専門的能力
 - 〇政治学に関する幅広い知識とこれを基盤とした専門的能力
 - ○多様な価値観を尊重し、法的・政治的領域の課題を適切に把握する能力
 - 〇問題解決のために、幅広い思考により新たな発想を生み出す能力

このような方針を実現・担保するために、前述のCPを定め、法学部カリキュラムおよび卒業のための選択必修科目を設定するとともに、DPを学生便覧に掲載することにより、学生への周知を図っている。

さらに、厳正な成績評価を実現するため以下のような組織的取組みを行っている。①成績評価方法は必ずシラバスにおいて事前に告知すること、②期末試験のみにより成績評価を行う科目については、優以上の評価をする学生の数は履修登録者の4割以内とすること、③成績評価の結果およびその分布は教授会資料として配布すること、④追試験は明文で定められた条件を満たすことを教授会が認めた場合にのみ実施可能であること等である。以上のような措置が細則・申合せ等で定められ、実行されている。なお、学生は成績評価に不服申し立てを行うことも可能である。

さらに、2011 年度から、全学的に GPA (GradePointAverage) を定め、2012 年度入学者から、原則として法学部専門科目のすべてを対象に実施している。これは、成績評価ごとに数値を付与し(秀 4.3、優 4、良 3、可 2、不可 0)、履修登録単位あたりの平均値を算出するものである。

(e)教育補助

本学部においては、1995年度より本学大学院法学研究科学生によるティーチング・アシスタント制度を導入しており、積極的に活用している(前出【教育補助者】参照)。講義室の設備として DVD、プロジェクター、スクリーン等のオーディオ・ビジュアル機器を設置し、学生の講義理解の助けになるよう積極的利用を図っている。

(3)教育・学習の成果

本学部の卒業生数は、別表3のとおりである。例年200名程度の卒業生を輩出している。なお、本学部においては、かつて司法試験をはじめとする資格試験受験のため、休学ないし留年する学生が多かったが(平成16年度は休学者78名、標準在学年限超過者180名)、法科大学院制度の発足を一つの契機として、大幅な減少傾向が認められた(別表2~4参照)。

卒業生の進路は、別表5のとおり多様である。法科大学院をはじめとする大学院に進学する者の数は相当の規模に達しているが、産業界や官公庁に進む者もかなりの割合を占めている。具体的には、法科大学院および既存大学院への進学者は、2016年度には43名、2017年度には32名、2018年度には41名であり(前回調査【2014-15年度】とほぼ同水準)、官公庁に就職する者は、2016年度には50名、2017年度には46名、2018年度には41名(前回調査と同水準ないし増加)、金融・保険業へ就職する者は、2016年度には19名、2017年度には15名、2018年度には21名(2015年度と同水準)となっていて、法学部での教育・学習の成果が強く見込まれる進路を選択する者が多いといえ、本学部の成果を裏書きしているといえよう。

また、学生による、本学部の講義に関する評価は、別表 6 に示す授業アンケートのとおりである。2016年度から科目の開講期が前期・後期・各クォーターと、細かく分かれたが、それら全てのカテゴリの授業について、2016~18年度の3ヶ年に亘り、知的興味(「授業の内容は知的興味を引くものだった。」)・知識見方(「この授業を受講して、新しい知識や物事の見方が得られた。」)・履修価値(「この授業を受講することは、他の同級生や下級生にとっても有益である。」)の三つの項目の平均値は、5 段階評価で 4 以上となっており、高い。このような学生からの評価の高さは、教育の成果の顕著な証左といえよう。

■別表 2 学部卒業者数

■加权∠	구마누ㅋ	N D 30		
年度	区分	昼間主コース	夜間主コース	第二課程
1989	年	190		66
1990]]	205		54
1991	11	196		64
1992	11	222		50
1993	IJ	211		61
1994	IJ	235		74
1995]]	251		56
1996	11	210		47
1997	IJ	272	32	51
1998	IJ	244	35	18
1999	"	232	35	17
2000	IJ	269	50	7
2001	IJ	226	52	7
2002	IJ	220	45	0
2003	IJ	262	59	1
2004	IJ	237	50	0
2005	IJ	248	49	0
2006	IJ	238	40	0
2007	IJ	230	16	0
2008	IJ	211	7	0

2009 "	192	2	0
2010 "	194	2	0
2011 "	207	0	0
2012 "	196	0	0
2013 "	206	0	0
2014 "	221	0	0
2015 "	188	0	0
2016 "	210	0	0
2017 "	187	0	0
2018 "	184	0	0
法学部設 置以降の	12,220	474	1,987

■別表3 休学者数

2016年度	2017年度	2018年度
16	14	19

■別表 4 標準在学年限超過学生数(編入学生を除く)

2016年度	2017年度	2018年度
58	42	45

■別表 5-1 進路一覧表 (2016 年度卒業生)

国家公務員		25
地方公務員		25
建設業		2
食品・飲料・たばこ		1
繊維・衣服等		1
化学・石油		5
鉄鋼・非鉄金属・金属製品製造		3
電子部品・デバイス製造業		1
電気・情報通信機械機器製造業		5
輸送用機械器具製造業		6
その他製造		5
商業	卸売業・小売業	3
金融・保険		19
不動産業	不動産取引・賃貸・管理業	6
倉庫・運輸		4
広告・マスコミ		1
電気・ガス・熱供給		2
情報通信業		10
教育関連	学校教育、その他の教育、学習支援業	4
専門・技術サービス業		8
その他サービス		4
その他		1
上記以外		26
進学		43
	合計	210

■別表 5-2 進路一覧表(2017 年度卒業生)

国家公務員		18
地方公務員		28
建設業		3
食品・飲料・たばこ		3
繊維・衣服等		1
化学・石油		6
鉄鋼・非鉄金属・金属製品製造		8
汎用・業務用機械器具製造業		1
電気・情報通信機械機器製造業		6
輸送用機械器具製造業		5
商業	卸売業・小売業	10
金融・保険		15
不動産業	不動産取引・賃貸・管理業	7
倉庫・運輸		3
電気・ガス・熱供給		2
情報通信業		12
教育関連	その他の教育、学習支援業	1
専門・技術サービス業	法務	9
その他サービス		2
上記以外		15
進学		32
	合計	187

■別表 5-3 進路一覧表 (2018 年度卒業生)

国家公務員		23
地方公務員		18
建設業		1
食品・飲料・たばこ		1
繊維・衣服等		1
化学・石油		3
鉄鋼・非鉄金属・金属製品製造		2
電子部品・デバイス製造業		2
電気・情報通信機械機器製造業		5
輸送用機械器具製造業		5
その他製造		5
商業	卸売業・小売業	7
金融・保険		21
不動産業		1
倉庫・運輸		3
広告・マスコミ		2
電気・ガス・熱供給		1
情報通信業		12
教育関連	教育・学習支援業,学校教育	3
医療・福祉	社会福祉事業	2
専門・技術サービス業	学術・開発研究機関、コンサルティング業	3

その他サービス		3
その他		5
上記以外		14
進学		41
	合計	184

■別表6 授業アンケート集計結果(学部)

集中開講の科目、およびアンケート回答者が0名だった科目は除いてある。

【2016年度】

年度	開講期・Q	項目 値種類	授業理解	達成度	知的興味	知識見方	履修価値	3項目平均
		平均	4.23	3.90	4.62	4.70	4.61	4.64
	前期開講科目	最高	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00
		最低	3.00	2.70	3.56	4.00	3.67	3.87
		平均	3.88	3.21	4.28	4.34	4.31	4.31
	1 Q開講科目	最高	4.56	4.00	4.81	4.81	4.81	4.77
		最低	2.63	2.18	3.24	3.57	3.27	3.36
		平均	3.78	3.17	4.30	4.37	4.35	4.34
	2 Q開講科目	最高	4.45	4.00	4.80	4.88	4.73	4.71
2016年度		最低	2.71	2.42	3.56	3.69	3.67	3.69
2010年反		平均	4.35	3.73	4.68	4.63	4.57	4.63
	後期開講科目	最高	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00
		最低	3.00	2.50	3.27	3.00	2.73	3.18
		平均	3.56	2.82	4.20	4.28	4.02	4.17
	3 Q開講科目	最高	4.38	3.42	4.75	4.94	4.75	4.81
		最低	2.92	2.17	3.60	3.70	2.83	3.39
		平均	3.65	2.90	4.22	4.27	4.24	4.24
	4 Q開講科目	最高	4.39	3.83	4.87	4.78	4.70	4.78
		最低	2.85	2.22	3.38	3.74	3.38	3.52

【2017年度】

年度	開講期・Q	項目 値種類	授業理解	達成度	知的興味	知識見方	履修価値	3項目平均 *
		平均	4.21	3.72	4.61	4.64	4.57	4.61
	前期開講科目	最高	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00
		最低	2.75	2.50	4.00	4.00	4.00	4.00
		平均	3.83	2.96	4.28	4.33	4.29	4.30
	1 Q開講科目	最高	4.55	3.74	4.96	4.87	4.87	4.90
		最低	2.18	1.91	2.82	3.09	2.91	2.94
		平均	3.73	2.93	4.15	4.23	4.16	4.18
2 Q開講科目	2 Q開講科目	最高	4.42	4.25	4.90	4.90	4.79	4.78
2017年度		最低	2.63	1.78	3.00	3.00	4.57 5.00 4.00 4.29 4.87 2.91 4.16	3.00
2017年度		平均	4.24	3.82	4.61	4.64		4.62
	後期開講科目	最高	5.00	4.75	5.00	5.00	5.00	5.00
		最低	2.78	2.47	3.39	3.47	5.00 4.00 4.29 4.87 2.91 4.16 4.79 3.00 4.60 5.00 3.22 4.15 4.66 3.02 4.18	3.47
		平均	3.68	3.06	4.12	4.20	4.15	4.16
	3 Q開講科目	最高	4.31	4.12	4.54	4.69	4.66	4.62
		最低	2.67	2.21	3.33	3.33	3.02	3.33
		平均	3.72	2.93	4.22	4.28	4.18	4.23
	4 Q開講科目	最高	4.41	3.42	5.00	5.00	4.71	4.83
		最低	3.23	2.17	3.62	3.52	3.24	3.46

【2018年度】

年度	開講期・Q	項目 値種類	授業理解	達成度	知的興味	知識見方	履修価値	3項目平均 *
		平均	4.16	3.59	4.60	4.59	4.52	4.57
	前期開講科目	最高	4.82	4.50	5.00	5.00	5.00	5.00
		最低	3.50	2.33	4.00	4.00	3.87	4.00
		平均	3.82	3.20	4.25	4.28	4.33	4.29
	1 Q開講科目	最高	4.50	3.90	4.69	4.63	5.00	4.67
		最低	2.49	1.97	3.05	3.26	3.10	3.14
		平均	3.74	3.14	4.25	4.28	4.28	4.27
	2 Q開講科目	最高	4.47	4.00	4.75	5.00	4.86	4.70
2018年度		最低	2.95	1.85	3.70	2.82	4.52 5.00 3.87 4.33 5.00 3.10 4.28	3.03
2010年度		平均	4.05	3.75	4.54	4.55		4.52
	後期開講科目	最高	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00
		最低	2.00	2.00	3.00	3.00	2.91	3.00
		平均	3.79	3.19	4.26	4.28	4.27	4.27
	3 Q開講科目	最高	4.29	4.06	4.73	4.68	4.80	4.74
		最低	3.20	2.40	3.80	3.80	3.78	3.83
		平均	3.81	3.32	4.22	4.30	4.32	4.28
	4 Q開講科目	最高	4.43	4.00	4.75	4.75	5.00	4.78
		最低	3.00	2.74	3.50	3.83	3.60	3.67

*「3項目平均」は、知的興味・知識見方・履修価値の平均値である(知的興味:「授業の内容は知的興味を引くものだった。」、知識見方:「この授業を受講して、新しい知識や物事の見方が得られた。」、履修価値:「この授業を受講することは、他の同級生や下級生にとっても有益である。」、をそれぞれ意味する)。

(4)学生支援

(a)学生支援の体制

本学部においては、学習を進めるにあたって、適切な科目履修が行われることを確保するため、新入学の段階でガイダンスを行っている。留学生・編入学生については、それぞれ入学時の4月段階でガイダンスを実施しているほか、とくに留学生支援を目的とするチューター制度を設け、学習面のみならず生活面においても、大きな困難なく大学生活を送れるよう配慮している。さらに留学生については、留学生担当講師をおき、留学生の相談窓口として、教務係と共同して学習・生活に関する相談に応じている。その他、学生が直面しうる様々な問題については、所属ゼミの指導教員、学生委員会と教務係等が共同して適宜対処することとしている。科目ごとの学習に関わる相談については、オフィスアワーを設定している科目については、担当教員が直接に学生と面談して対処することとしている。オフィスアワーの設定は科目によって異なるが、シラバスにおいて記載されている。また、前述のとおり、ティーチング・アシスタント制度のもと、法学研究科大学院生が学部講義の補助を行うことによって、多くの講義できめ細かな学習指導が可能となった。これらにより、学習支援に関する学生のニーズは概ね適切に把握され、対応されているということができる。

(b)自主的学習環境の整備

法学部学生の自主的学習のための場として、社会科学系図書館、法学部資料室があり、このほ かグループ討論などの場として、演習室の利用が可能である。

社会科学系図書館は、2013年度の改修により、共用スペースが充実し、各種機器設備を備えた ラーニングコモンズやグループ学習室、リフレッシュスペースなどが新たに設けられ、館内各所 で共用コンピュータの利用も可能である。

そのほか学生がコンピュータを自由に利用できる場所としては、六甲台電算機室、国際協力研究科棟内の情報処理演習室等がある。また、法学部資料室のコンピュータからは法律・政治関係のデータベース検索が可能である。また、学内では学生用に無線 LAN も提供され、自らのコンピュータを用いて、ネットワークの利用も可能である。2018年度から全学的に新入生へのBYOD (Bring Your Own Device) の義務づけがなされたこともあり、ネットワーク環境は従前より整備されつつある。

法学部学生による課外活動としては法律相談部があり、一般市民向けの法律相談を定期的に開催するほか、毎夏、地方での移動法律相談を実施しており、これには法学部からの支援を得て法学部教員が同行している。また、法学部ゼミ幹事会においてゼミオリエンテーションや高校からの学生来学に際してのキャンパス内案内が実施されているほか、法・経済・経営のゼミ幹事会の合同組織である「六甲台学生評議会」(通称「ベルカン」)により謝恩会が企画・運営されている。

(c)学園祭·七夕祭

神戸大学においては、全学的な学園祭である「六甲祭」が毎年 11 月に開催されている。そこでは、六甲祭実行委員会が中心になって様々な企画を準備し、学生の学術・文化活動の発表や教育・スポーツ活動などの相互交流の場となっている。2016 年度は 11 月 12 日 (土) から 13 日 (日), 2017 年度は 11 月 11 日 (土) から 12 日 (日), 2018 年度は 11 月 10 日 (土) から 11 日 (日)にかけて開催された。

また,2006年より,「六甲台学生評議会」の主催により「七夕祭」が開催されており,2016年度は7月10日(日),2017年度は7月9日(日)に,それぞれ六甲台第1キャンパスで開催された(2018年度は7月8日(日)の開催を予定していたが,荒天のため中止となった)。

(d)保健管理センター・キャンパスライフ支援センター

本部棟2階にあり、医師やカウンセラーが常駐し、定期健康診断や学生の健康上の相談に応じている。また、神戸大学において、障害のある学生の修学等支援の推進及び協働体制の構築を図りまた合理的配慮に基づく修学機会を提供することを目的として、キャンパスライフ支援センターが2015年に開設されるとともに、障害学生支援コーディネーターの活動も開始された。

(e)セクシャル・ハラスメント相談窓口

セクシャル・ハラスメントに関する事項については、セクシャル・ハラスメント相談員が相談 窓口となって対応している。相談員の連絡先等については、広報パンフレットに記載しているほか、ガイダンス等においても重ねてアナウンスすることにより、学生への周知徹底が図られている。

(f)就職指導

法学部生が利用可能な就職支援のための窓口として下記のものがあり、これらについては、神戸大学のウェブサイト(*)上で情報を得ることができる。 *http://www.career.kobe-u.ac.jp

【神戸大学キャリアセンター】

鶴甲第1キャンパスA棟1階にあり、就職相談員が常駐し、コンピュータや各種就職情報誌を備えて就職情報を提供するほか、就職相談にも応じている。同センターは、学内就職支援ネットワークにおけるハブ組織として、各部局、同窓会、東京オフィス、大学生協、学生団体などの就職支援組織と連携し、学内各組織の就職行事や支援活動に関する情報の共有や発信を促進しながら、神戸大学における就職支援行事、就職進路相談、インターンシップ、キャリア教育などのキャリア形成支援プログラムの充実を図っている。

【六甲台就職情報センター】

2005 年 5 月に、六甲台地区 4 部局(法,経済,経営,国際協力研究科)の同窓会組織である「凌霜会」の支援を得て発足し、現在は、アカデミア館 2 階にある。ここには、商社、銀行、メーカーなどで勤務した経験をもつ凌霜会所属 O B が就職相談員として交代で常駐しており、社会科学系の学部生、大学院生を対象にして、コンピュータや各種就職情報誌を備えて、就職情報の提供、就職相談を行っている。

【神戸大学東京オフィス(キャリアセンター東京分室)】

東京有楽町の東京交通会館ビル内にある。キャリアアドバイザーとの相談スペースがあり,コンピューターの供用,就職情報や就職相談などを提供することにより,東京での神戸大学生の就職活動をサポートしている。

【神戸大学生協】

企業見学会などを開催しているほか、ウェブサイトを通じて、神戸大学内で開かれる各種就職 セミナーなどのイベントをカレンダーに整理し、学生の就職活動をサポートしている。

(g)生活支援

授業料は学部・大学院とも年額 535,800 円, 法科大学院は年額 804,000 円であるが,経済支援の必要性が高い学生は,授業料の免除を申請することができる。授業料免除は,①経済的な理由によって納付が困難で,かつ学業成績が優秀と認められる場合,もしくは,②各期ごとの授業料の納期前 6 月以内(新入学者が入学した日に属する期分の授業料の免除に係る場合は,入学前1年以内)に学資負担者が死亡し,又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合に認められる。法学部・法学研究科学生の授業料免除者数は別表7の通りである。なお,授業料免除の申請者,免除付与者ともに微増した。そのほか,学生は,日本学生支援機構・神戸大学基金を中心とする各種奨学金の受給を申請することができる(別表8および9)。また,公益財団法人神戸大学六甲台後援会が,2008年度から,創立50周年を記念して社会科学特別奨励賞(凌霜賞)を創設し,2年生から4年生の各学年における成績最優秀の法学部生を顕彰することとしている。

自宅から通学できない学生は、別表10のような寄宿舎を利用することができる。

■別表7 法学部・法学研究科学生の授業料免除者数

①2016年度前期

	申請者数	全額免除者	半額免除者
法学部	103	27	63
法学研究科 (前期)	37	4	29
法学研究科(専門	49	16	27
法学研究科(後期)	13	1	11

②2016年度後期

	申請者数	全額免除者	半額免除者
法学部	116	31	66
法学研究科 (前期)	38	4	32
法学研究科(専門	45	17	25
法学研究科 (後期)	11	1	10

③2017年度前期

	申請者数	全額免除者	半額免除者
法学部	114	31	65
法学研究科 (前期)	36	2	33
法学研究科(専門	40	7	25
法学研究科 (後期)	18	2	13

④2017年度後期

	申請者数	全額免除者	半額免除者
法学部	115	31	68
法学研究科 (前期)	35	2	33
法学研究科(専門	33	10	21
法学研究科 (後期)	15	3	12

⑤2018年度前期

	申請者数	全額免除者	半額免除者
法学部	127	54	52
法学研究科 (前期)	40	6	33
法学研究科(専門	42	17	14
法学研究科 (後期)	20	11	8

⑥2018年度後期

	申請者数	全額免除者	半額免除者
法学部	120	54	50
法学研究科 (前期)	39	5	33
法学研究科(専門	33	18	12
法学研究科 (後期)	18	13	5

■別表8 日本学生支援機構奨学生採用状況(2016~2018年度)

年 種別	法学部	法学研究 科 博士前期 課程	法学研究 科 博士後期 課程	法科大学 院	
------	-----	----------------------	----------------------	-----------	--

	第一種	27	5	1	25
2016	第二種	24	0	0	0
	併用	16	0	0	8
	第一種	31	7	2	20
2017	第二種	19	0	0	0
	併用	1	3	0	6
	給付	1			
	第一種	26	4	2	19
2018	併用(給付・第一種)	1			
	第二種	14			2
	併用(第一種·第二	5			3

■別表 9

①2016 年度募集 神戸大学基金·地方·民間奨学金奨学生一覧

奨学財団	支給区分	学部	博士 前期 課程	博士 後期 課程	法科 大学院
神戸大学基金奨学金	給付	6			
神戸大学基金緊急奨学金	給付	2			1
レンゴー奨学金 (神戸大学基金)	給付	1			
電通育英会	給付	2			
日本証券奨学財団	給付	1			
春秋育英会	貸与	1			
朝鮮奨学会	給付	1			
合計		14	0	0	1

②2017 年度募集 神戸大学基金·地方·民間奨学金奨学生一覧

奨学財団	支給区分	学部	博士 前期 課程	博士 後期 課程	法科 大学院
神戸大学基金奨学金	給付	8			
レンゴー奨学金 (神戸大学基金)	給付	1			
電通育英会	給付				1
日本証券奨学財団	給付	1			
朝鮮奨学会	給付		1		
朝鮮奨学会	給付	1			
小森記念財団	給付	1			
瀧川奨学財団	給付	1			
竹中育英会	給付	1			
南都育英会	給付·貸付	1			
福嶋育英会	給付	1			
三菱UFJ信託奨学財団	給付	1			
みなと銀行育英会	給付	1			
森下育英会	給付	1			

きたしん育英会	給付	1			
伊藤忠兵衛基金	給付			1	
合計		20	1	1	1

③2018 年度募集 神戸大学基金·地方·民間奨学金奨学生一覧

奨学財団	支給区分	学部	博士 前期 課程	博士 後期 課程	法科 大学院
レンゴー奨学金 (神戸大学基金)	給付	1			
神戸大学基金奨学金	給付	6			
電通育英会	給付	1			
日本証券奨学財団	給付	1			
木下記念事業団	給付	2			
南都育英会	給付·貸付	1			
森下育英会	給付	1			
稲垣小太郎記念奨学財団	給付	1			
末延財団	給付	2			
合計		17	0	0	0

■別表10 寄宿舎

寮 名	定員	居室	在寮期間
住吉寮(男子)	194 人	1人部屋	最短修業年限
住吉国際学生宿舎(男子・女子)	男子 78 人 女子 58 人	1 人部屋	2年
白鴎寮(男子・女子)	男子 232 人 女子 32 人	1 ユニット 4 個室	
国維寮(男子・女子)	134 人	1 人部屋	最短修業年限
女子寮	78 人	1人部屋	

(5)教育改善

(a)教員相互の研鑽

本学部は、従来積極的に教育改善に取り組んできた。その取組みは多面にわたるが、以下に個々の取組みを概観する。

まず、教員相互の日常的な意見交換・相互交流をはかるべく、法学研究科教員の親睦団体である法学研究科僚友会主催で、年3回程度のランチョンセミナーが開催されている。昼食を取りながら、本研究科教員が研究・教育上の話題提供を行い、約1時間あまりの意見交換を行うという企画である。

さらに、法学部においては教員の相互授業参観を実施しており、教員の教育能力向上に努めている。従来、前期・後期において、2週間を授業参観期間と位置づけ、この期間に開講されているすべての講義・演習(非常勤講師によるものを除く)を、スタッフは自由に聴講できるものとしていたところ、2016年度にクォーター制が導入されたことにより、クォーター開講科目については、西暦年で末尾が偶数の年度には第2/第4クォーター開講のものを、末尾が奇数の年度には第1/第3クォーター開講のものを、アンケート実施の対象科目に設定することとなった(セ

メスター開講の科目の扱いは従来とおり)。また、クォーター制導入に伴い学年暦が変更となったことを承けて、近年は授業参観期間は1週間となっている。参観を行った教員は感想・意見についての文書を提出し、そのコピーを参観教員、被参観教員双方に配布することにより、参加教員の教育方法の改善のための資料としている。この制度による、個別教員の教育改善の取組みについては、ファカルティレポートの個人報告部分に記すこととされている(下巻参照)。

また,近年では,教員を対象としたFD活動も積極的に行なわれており,たとえば 2016 年度には,法学系の全学共通科目についてベストティーチャー賞を受賞した教員による授業方法の詳しい紹介がなされた。

(b) 学生に対する授業アンケート

前述のとおり本学部および本研究科では、学生に対する授業アンケートが行われている。従来は本部局独自の取組みであったが、2015年度からは、神戸大学教務情報システム「うりぼーネット」を利用した全学的なものに仕組みを変更した。アンケート項目は、全学共通項目と法学部独自の項目に分かれており、自由記述欄も設けられている。この学生に対する授業アンケートは、履修登録 10 人以上のすべての法学部科目において実施されている。これらのアンケート結果は、一覧表の形で、(公正性を担保するため)成績評価公表後の教授会において配付され、各教員の教育手法の向上のための資料とされると共に、教員相互の教育手法・内容のチェックの素材とされている。また、自由記述欄に記された内容も、成績評価公表後に、教務情報システムを通じて、各授業の担当教員に対して提示されている。このアンケートを踏まえた、個別教員の具体的な教育改善の取組みについては、ファカルティレポートの個人報告部分に記すこととされている。

また、授業アンケートの教育への還元をより実質化するため、アンケート結果一覧を学期ごとに学部教務委員長に提供し、検討を依頼するという運用を行っている。この取組により PDCA サイクルを実現するための基礎情報の共有が、評価部門と執行部門の間で行われていると評価できる。

2 法学研究科理論法学専攻·政治学専攻/法学政治学専攻

本研究科は、国際的・先端的な研究・教育の拠点となることを目指す神戸大学全体の方針を承け、研究教育目的として、法学研究科規則第3条の2において、以下のように定めている。

【2017年度まで】

各専攻における人材の要請に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

法の基礎的研究とともに、前期課程においては、研究・教育に従事する国内外の次世代の法学研究者の養成、学部段階以上の法学の知識を有し、豊かな問題解決能力を備えた人材の養成、現代社会の法律問題、政策問題に対応しうる応用的・実際的・総合的な解決能力を有する社会人の教育、より専門性の高い分野で活躍できる職業法曹等の養成及び継続教育を、後期課程においては、実務法律専攻を修了した者も含め、次世代研究者の研究・教育能力のさらなる深化、前期課程に行った研究を踏まえ、より高度な問題解決能力を有する専門職業人の養成を目的とする。

(2) 政治学専攻

政治学の基礎的・応用的研究とともに前期課程においては、研究・教育に従事する国内外の次世代の政治学研究者の養成、学部段階以上の政治学の知識を有し、豊かな問題解決能力を備えた人材の養成、現代社会の政治問題、政策問題に対応し得る応用的・実際的・総合的な解決能力を有する社会人の教育を、後期課程においては、次世代研究者の研究・教育能力のさらなる深化、前期課程において行った研究を踏まえ、より高度な問題解決能力を有する専門職業人の養成を目的とする。

【2018年度から】

各専攻における人材の要請に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1)法学政治学専攻

前期課程においては、法学・政治学の基礎的・応用的研究とともに、研究・教育に従事する 国内外の次世代の法学・政治学研究者の養成、学部段階以上の法学・政治学の知識を有し、豊かな問題解決能力を備えた人材の養成、現代社会の法律、政治及び政策問題に対処しうる応用的・実際的・総合的な解決能力を有する社会人の教育、より専門性の高い分野で活躍できる職業法曹等の養成及び継続教育を目的とする。

後期課程においては、実務法律専攻を修了した者も含め、次世代研究者の研究・教育能力のさらなる深化、前期課程において行った研究を踏まえ、より高度な問題解決能力を有する専門職業人の養成を目的とする。

(2) 実務法律専攻(専門職学位課程)

法の応用的研究とともに、基本的な法領域に関して深い知識及び豊かな応用力を有する職業 法曹並びに基本的な法領域に関する知識に加え、ビジネス・ローを中心とした先端的法分野に ついての知識及び能力を有する職業法曹の2種類の法曹を中心としつつ、先端的な研究に裏打 ちされた、国際性・専門性に富んだ職業法曹を養成することを目的とする。

以上のような研究教育の目的に沿った活動がなされているかについて、以下、報告・評価を 行う。

(1)学生の受入れ

(a)アドミッション・ポリシー

本研究科は、2004年4月の法科大学院の設置に伴い、専攻を理論法学専攻と政治学専攻とに分け、理論法学専攻に理論公共法、理論取引法、基礎法理論の3講座が置き、政治学専攻には政治理論、国際政策分析、現代政治分析の3講座を置いていたところ、2018年度からは、法学政治学専攻の1専攻へと統合した。講座の構成は理論公共法、理論取引法、基礎法理論、政治理論、国際政策分析、現代政治分析の6講座となっており、実質的に変更がない。

履修コースは、2017年度までは前期課程の各専攻に、研究者コース、社会人コース、専修コースを置き、理論法学専攻に、Global Master Program in Law コース、および法曹リカレントコースを置き、また、後期課程では、各専攻に、研究者コース、および高度専門職業人コースを置くとともに、2016年4月からは後期課程の理論法学専攻に、高度専門法曹コースを開設したが、2018年度からは、「履修コース」にかえて「履修プログラム」へと呼称を改めたうえで、前期課程に研究者養成プログラム、高度社会人養成プログラム、法曹リカレントプログラムおよびグローバル・マスター・プログラを置き、後期課程に、研究者養成プログラム、高度社会人養成プログラム、および高度専門法曹プログラムを置くこととした。2018年度からの入学者受入方針(アドミッションポリシー)等は、以下のようになっている。

法学研究科博士課程前期課程には、研究者養成プログラム・高度社会人養成プログラム・Global Master Program (以下「GMAP」という。)・法曹リカレントプログラム、後期課程には、研究者養成プログラム・高度社会人養成プログラム・高度専門法曹養成プログラムがそれぞれ置かれています。本研究科が、各プログラムに掲げている教育目的は次のとおりです。

前期課程研究者養成プログラム:日本内外の大学等の研究・教育機関において研究・教育に従事 する、次世代の研究者を養成することを教育目的としています。

- 前期課程高度社会人養成プログラム: 昨今の国内外社会の急速な情報化, 高度化, 流動化に伴い, 社会における問題も多様化, 複雑化していることを受けて, 学部段階以上の法学や政治学の知識の会得, 問題解決能力の涵養を教育目的としています。また, 社会人に向けての教育目的としては, 現在の社会の急速な変化によって生じている法律問題, 政策問題に対応し得る応用的・実際的・総合的な解決能力を養成することです。しかしながら, 社会の多様な問題に直面し, 様々な関心を有しているのは, 実務経験者だけではありません。この点を勘案して, 法学や政治学の領域における関心を有する社会人学生を対象とする, いわゆるリフレッシュ教育を, 第二の目的としています。
- 前期課程「GMAP」: 国際ビジネスの世界では、専門知識に加えて、すべて英語で仕事をこなすことが求められます。このプログラムは、専門教育に加えて、英語での実務的能力を育成し、国際ビジネス法律家として社会で活躍できる人材の育成を目的としています。
- 前期課程法曹リカレントプログラム:法曹資格等を有する者を受け入れ、専門的・先端的な領域 における教育と研究を通じ、より専門性の高い分野で活躍できる人材の育成と継続教育を目 的としています。
- 後期課程研究者養成プログラム: 前期課程又は専門職学位課程修了後に、各専攻領域において対象を更に深化させる研究及び総合的な法学や政治学の知識、問題解決能力を学生に伝える教育を行い得る能力の養成です。
- 後期課程高度社会人養成プログラム: 前期課程又は専門職学位課程において行った研究や学習を踏まえて、高度化・多様化する社会における法学や政治学上の諸問題を主体的に解決し得る能力の育成です。
- 後期課程高度専門法曹養成プログラム:弁護士等を対象とし、実務家教員及び研究者教員による 授業と論文指導を通じ、高度の実務的専門性を体系的に身に付け国際的競争力のある法律家 を養成することを教育目的としています。

【法学研究科が求める学生像】

以上を踏まえ、本研究科が、各プログラムにおいて求める学生像は次のとおりです。

前期課程・後期課程研究者養成プログラム:研究機関において,法学・政治学に関する次世代の研究者・教育者となるに相応しい優れた能力と知識等を有する学生

- 前期課程高度社会人養成プログラム: 法学・政治学に関して学部において習得した学問的成果を前提として, それを更に向上させるに相応しい能力等を有する学生。また, 特に社会人については, 一般社会における法学・政治学的な実務上の問題解決に必要な知識・能力を身につけるに相応しい, 又は, 各自の法学・政治学上の関心に応じて, 大学院レベルのリフレッシュ教育を受けるに相応しい, 社会経験, 能力と意欲を有する学生
- 前期課程「GMAP」: 国際ビジネス分野で活躍することを望む学生, 特に, 高度な専門知識の習得に加え, 英語コミュニケーション能力および海外実務の基礎的経験の習得を希望する学生
- 前期課程法曹リカレントプログラム: 法曹資格等を有し, 専門的・先端的な領域における知識 の習得や研究を今後の職業活動に活かす能力と意欲を有する学生
- 後期課程高度社会人養成プログラム: 一般社会における先端 ・国際的な実務に専門的に携わる ために高度な能力を有する職業人となるに相応しい、社会経験、能力と意欲を有する学生
- 後期課程高度専門法曹養成プログラム:高度の実務的専門性を備え国際的競争力のある法律家 になる素地として一定程度以上の法律実務経験,能力と意欲を有する学生

本研究科においては、これら履修コース毎に「教育目的」を掲げ、パンフレット・法学研究科 ウェブサイト等において公表、周知を図っている。

(b)入試制度

(i)経緯

本研究科は、1953年に設置され、修士課程および博士課程が置かれた。専攻は、私法専攻(修士課程・博士課程)および経済法専攻(修士課程・博士課程)と定められたが、1960年の公法専攻増設に伴い、経済法専攻は廃止され、私法専攻と公法専攻の二専攻体制となった。

1975年に、修士課程・博士課程の別を、博士課程前期課程(2年)と博士課程後期課程(3年)に変更した。1992年には、公共政策や企業取引法についての高度の法学的・政治学的な専門知識・能力を持った人材の養成を目的とした法政策専攻が増設され、私法専攻・公法専攻(博士課程前期課程と後期課程)と法政策専攻(修士課程)との三専攻体制となった。

さらにその後 1995 年に、法政策専攻に博士課程後期課程(いわゆる社会人博士課程)が設置され、また、私法・公法専攻の博士課程前期課程に研究者コース・総合研究コースの履修コースが設置された。

2000年には、大学院重点化により、専攻の再編成が行われ、従前の私法専攻・公法専攻・法政策専攻から、経済関係法専攻・公共関係法専攻・政治社会科学専攻へと改組された。この改組に伴い、履修コースとして、博士課程前期課程には、研究者コース・専修コース・社会人コースが、また、博士課程後期課程には、研究者コース・高度専門職業人コースが設置された。なお、専修コースは、主として総合研究コースの、社会人コースは、主として法政策専攻の目的と特色をそれぞれ引き継いでいる。

その後,2004年4月に法科大学院(実務法律専攻)が,2015年4月には,英語で国際ビジネス法を学ぶGMAP in Law コースが設置され、2016年4月には高度専門法曹コースが設置されている。その後2018年4月より法学政治学専攻と実務法律専攻の二専攻になるとともに,履修プログラム制が敷かれたのは前述のとおりである。

(ii)入学定員

2017年4月時点の定員は以下の通りであった。

- ①実務法律専攻・専門職学位課程(法科大学院)80人(法学未修者コース20人程度,法学既修者コース60人程度)
- ②理論法学専攻·政治学専攻
 - (イ) 博士課程前期課程
 - (α) 理論法学専攻 25 人 (研究者コース・専修コース・社会人コース・法曹リカレントコース・GMAP in Law コース・研究者コース外国人特別学生・専修コース外国人特別学生を含む)

- (β) 政治学専攻 12 人 (研究者コース・専修コース・社会人コース・研究者コース外国人特別 学生・専修コース外国人特別学生を含む)
- (口) 博士課程後期課程
- (α) 理論法学専攻 14 人 (研究者コース・高度専門職業人コース・高度専門法曹コース・研究者コース外国人特別学生を含む)
- (β) 政治学専攻 6 人 (研究者コース・高度専門職業人コース・研究者コース外国人特別学生を含む)

2018年4月以降の定員は以下の通りとなっている。

- ①実務法律専攻・専門職学位課程(法科大学院)80人(法学未修者コース20人程度,法学既修者コース60人程度)
- ②法学政治学専攻
 - (イ) 博士課程前期課程 37 人 (研究者養成プログラム・高度社会人養成プログラム・法曹リカレントプログラム・グローバルマスタープログラム・研究者養成プログラム外国人特別学生・高度社会人養成プログラム外国人特別学生・高度社会人養成プログラム社会人特別学生を含む)
 - (ロ) 博士課程後期課程 18 名 (研究者養成プログラム・高度社会人養成プログラム・高 度専門法曹養成プログラム・研究者養成プログラム外国人特別学生・高度社会人養成プロ グラム社会人特別学生を含む)

(iii)入学試験

入学試験においては、アドミッション・ポリシーに従い、プログラム(2017年度まではコース)毎の「教育目的」および「本研究科が求める学生像」に基づき適切な学生の受入方法が採用されている。2018年度以降の試験の実施方法を以下に記す(2017年度までの方法については、ファカルティレポート前号を参照されたい)。

①博士課程前期課程

(イ) 研究者養成プログラム

二つの入試制度がある。まず、例年6月下旬から7月上旬の時期と12月上旬に、学部成績の特に優秀な本学法学部に在籍する学生を対象として、内部入試が実施される。専攻1科目について口頭試験が課される。

次に, 例年9月上旬に, 一般入試が行われる。専攻科目1科目, 関連科目1科目の論文試験, 外国語1科目の試験, およびロ頭試験が課される。。

以上のほか,研究者養成プログラム外国人特別学生(法学政治学専攻)の選考が,9月上旬の時期と,2月下旬の時期に実施され,日本語による作文,専攻科目1科目の論文試験,および口頭試験が課される。

(ロ) 高度社会人養成プログラム

三つの入試制度がある。まず、例年 6 月下旬から 7 月上旬の時期と 12 月上旬に、学部成績の特に優秀な本学法学部に在籍する学生を対象として、内部入試が実施される。専攻1 科目について口頭試験が課される。

次に、例年9月上旬に、一般入試が行われる。専門科目1科目の論文試験、外国語試験、および口頭試験が課される。また、高度社会人養成プログラム外国人特別学生(法学政治学専攻)の選考が、9月上旬の時期と、2月下旬の時期に実施され、日本語による作文、専攻科目1科目の論文試験、および口頭試験が課される。

さらに、高度社会人養成プログラムについては、社会人特別入試が実施されている。例年9月上旬に実施され、出願資格の基礎となる社会経験を踏まえ、提出書類および口頭試験によって選考が行われる。

(ハ) 法曹リカレントプログラム

例年9月上旬に入試が実施され、出願資格の基礎となる社会経験を踏まえ、提出書類および 口頭試験によって選考が行われる。

(二) グローバルマスタープログラム

例年6月下旬(10月入学),9月上旬及び1月上旬の時期(4月入学)に入試が行われる。 TOEEL,TOEIC,IELTS等を対象とする英語能力を証明する書類,および英文で作成した研究計画書による書類選考と,出願書類を中心とした口頭試験が課される。

②博士課程後期課程

(イ) 研究者養成プログラム

例年2月下旬に実施される。入学試験、内部からの進学試験ともに、外国語1科目の筆答試験(専攻分野によっては2科目)、および修士論文を中心とする口頭試験が課される。なお、前期課程において研究者養成プログラムに在籍した学生は筆答試験を免除され、また、法科大学院を修了した学生も進学試験に合格することにより本プログラムに進学することができる。法科大学院修了者特別試験の方法は2種類ある。一つは、本研究科専門職学位課程実務法律専攻(法科大学院)に在籍する者のうち、特に成績の優秀な者を対象とする内部入試で、これは例年2月下旬に実施され、外国語1科目の筆答試験、および専攻科目1科目についての口頭試験が課される。もう一つは、例年9月上旬及び2月下旬に実施される一般入試および進学試験で、専攻科目1科目および外国語1科目の筆答試験、並びに、事前に提出された研究レポートおよび研究計画調書に基づいて口頭試験が課される。

(ロ) 高度社会人養成プログラム

例年2月下旬に実施され、一般入試と社会人特別入試の二つの制度がある。一般入試については、外国語1科目の筆答試験、および修士論文を中心とする口頭試験が課される。社会人特別進学試験入試については、修士論文を中心とする口頭試験が課される。

(ハ) 高度専門法曹養成プログラム (トップローヤーズ・プログラム, 略称 TLP)

例年及び2月中旬から下旬の期間に神戸と東京の二箇所で実施される。本プログラムでは、法 曹資格を有する者、および、法曹資格を有しないが一定の要件を満たす者に出願を認めており、 また、前者については、修士の学位又は専門職学位を有しない場合であっても出願資格を認め ている。入学者選考は、出願書類と面接試験の結果を総合考慮して行う。

以上,いずれの場合にも,出題および口頭試験の実施にあたっては,「本研究科が求める学生像」 に照らし、十分に熟慮された試験の実施が為されている。

(iv)大学院生の状況

年度別の在籍大学院生数は、別表1に記載する通りである。年度別の外国人研究生の入学状況は、別表2に記載する通りである。国籍別・課程別の留学生受入実績の詳細については、前出【学生の国際交流】に記載した通りである。

■別表 1 2016~2018 年度の大学院生の状況

	2010	2016年度		7年度
	前期課程	後期課程	前期課程	後期課程
在籍学生人数(毎年5月1日現在) 内訳:理論法学専攻 政治学専攻	82 42 40	68 54 14	78 46 32	86 63 23
入学者人数	31 (10)	24 (7)	37 (14)	28 (8)

内訳:理論法学専攻 政治学専攻	19 (8) 12 (2)	21 (5) 3 (2)	24 (11) 13 (3)	18 (2) 10 (6)
注:()は外国人留学生内数				
退学者人数(除籍含む)	1	6	1	6
	1	6	0	6
内訳: 理論法学専攻	1	-	0	6
政治学専攻	0	0	1	0
修了(学位取得)者人数	43 (22)	5 (2)	34 (13)	13 (3)
内訳: 理論法学専攻	19 (9)	3 (1)	19 (8)	9 (2)
政治学専攻	24 (13)	2 (1)	15 (5)	4 (1)
注:()は外国人留学生内				
留学派遣者人数	2	1	1	0

	2018	3年度
	前期課程	後期課程
在籍学生人数(毎年5月1日現在) 内訳:理論法学専攻 政治学専攻 法学政治学専攻	80 30 19 31	90 51 19 20
入学者人数 法学政治学専攻 注:())は外国人留学生内	31 (16)	20 (6)

退学者人数(除籍含む) 内訳:理論法学専攻 政治学専攻	2 1 1	7 6 1
修了(学位取得)者人数 内訳: 理論法学専攻 政治学専攻 法学政治学専攻 注:()は外国人留学生内数	39 (17) 23 (11) 13 (5) 3 (1)	17 (6) 13 (3) 4 (3) 0 (0)
留学派遣者人数	3	0

■別表 2 2016 年度~2018 年度外国人研究生の入学状況

	2016年	2016年	2017年	2017年	2018年	2018年	∧ ∌1.
	4月	10月	4月	10月	4月	10月	合計
入学者人数	2	7	5	8	5	7	34

(2)教育内容および方法

(a)カリキュラム・ポリシー

本研究科は、各履修コースの教育目的に沿って、カリキュラムを体系的に編成している。この教育方針を明確にするため、カリキュラム・ポリシー(CP)を策定している。本研究科のカリキュラム・ポリシーは、以下の通りである。

法学研究科 (博士課程前期課程)

1. 前文

神戸大学大学院法学研究科法学政治学専攻は、開放的で国際性に富む文化の下、体系的な教育課程を通じ高度に専門的な法学・政治学の知識を提供することによって、法学・政治学

の領域の研究者を養成すること、高度化·複雑化する現代社会において専門知識を用いて問題を解決する能力を持つ職業人を養成すること、急速に変化する社会において新しい問題に 直面している社会人・職業法曹に対し継続教育を行うことを目的とする。

この目的の達成に向け、倫理観・責任感を持って研究を遂行できるよう、国際的に卓越した教育を提供し、それぞれのプログラムに関する以下の方針に従って、学位を授与する。

法学研究科博士課程前期課程には、研究者養成プログラム、高度社会人養成プログラム、 グローバルマスタープログラム(GMAP)、法曹リカレントプログラムが置かれている。本研 究科が各プログラムに掲げている教育目的は次のとおりである。

1-1 研究者養成プログラム

日本内外の大学等の研究・教育機関において研究・教育に従事する、次世代の研究者を養成することを目的とする。

1-2 高度社会人養成プログラム

昨今の国内外社会の急速な情報化,高度化,流動化に伴い,社会における問題も多様化,複雑化していることを受けて,学部段階以上の法学・政治学の知識の会得,問題解決能力の涵養を目的とする。

1-3 グローバルマスタープログラム (GMAP: GMAP in Law)

国際ビジネスの世界では、専門知識に加えて、すべて英語で仕事をこなすことが求められる。このプログラムは、専門教育に加えて、英語での実務的能力を育成し、国際ビジネス法律家として社会で活躍できる人材の育成を目的とする。

1-4 法曹リカレントプログラム

職業法曹等の資格を有する者を受け入れ、専門的・先端的な領域における教育と研究を通 じ、より専門性の高い分野で活躍できる人材の育成と継続教育を目的とする。

2-1 学位:修士(法学)・修士(政治学) DP [後掲する]

3-1 学位:修士(法学)・修士(政治学) CP

神戸大学のカリキュラム・ポリシーにもとづき、法学研究科は以下に示した方針に従ってカリキュラムを編成する。また、指導教員による個別指導に加え、プログラム・分野毎の集団指導体制を取り入れることにより、高度な専門性の上に立った領域横断的な研究を行う能力を体系的に育成する。

- 3-1-1 研究者養成プログラム 特殊講義・外国文献研究を通じて、国内外の大学等の研究・教育機関において法学・政治学の諸分野の研究・教育に従事する者としての基礎的な能力を修得する。演習を通じて、修士論文を執筆するための研究指導を受ける。
- 3-1-2 高度社会人養成プログラム 特殊講義・外国文献研究を通じて、現代社会の変化によって生じている新たな法および政治上の問題に対する応用的・実際的・総合的な解決能力を修得する。演習を通じて、修士論文またはリサーチペーパーを執筆するための研究指導を受ける。
- 3-1-3 グローバルマスター・プログラム (GMAP) 社会科学基礎科目を通じて、法学・経済学・経営学の基礎的学力を習得する。法律英語入門科目を通じて、英語読解能力および英会話能力を習得する。選択科目を通じて、国際ビジネス法の理論的および実践的問題を幅広く検討し、理解する。実務実習 (海外インターンシップ) を通じて、英語で法律実務・ビジネス実務に従事する能力を習得する。演習を通じて、修士論文またはリサーチペーパーを執筆するための研究指導を受ける。
- 3-1-4 法曹リカレントプログラム 特殊講義・外国文献研究を通じて、より専門的・先端 的な法分野で活躍できる職業法曹としての能力を修得する。演習を通じて、修士論文 またはリサーチペーパーを執筆するための研究指導を受ける。

法学研究科 (博士課程後期課程)

1. 前文

神戸大学大学院法学研究科法学政治学専攻は、開放的で国際性に富む文化の下、体系的な教育課程を通じ高度に専門的な法学・政治学の知識を提供することによって、法学・政治学の領域の研究者を養成すること、高度化・複雑化する現代社会において専門知識を用いて問題を解決する能力を持つ職業人を養成すること、急速に変化する社会において新しい問題に直面している社会人・職業法曹に対し継続教育を行うことを目的とする。

この目的の達成に向け、倫理観・責任感を持って研究を遂行できるよう、国際的に卓越した教育を提供し、それぞれのプログラムに関する以下の方針に従って、学位を授与する。

法学研究科博士課程後期課程には、研究者養成プログラム、高度社会人養成プログラム、 高度専門法曹養成プログラムが置かれている。本研究科が各プログラムに掲げている教育目 的は次のとおりである。

1-1 研究者養成プログラム

前期課程又は専門職学位課程修了後に、各専攻領域において対象を更に深化させる研究及 び総合的な法学・政治学の知識、 問題解決能力を学生に伝える教育を行い得る能力の養成を 行う。

1-2 高度社会人養成プログラム

前期課程又は専門職学位課程において行った研究や学修を踏まえて、高度化・多様化する社会における法学・政治学上の諸問題を主体的に解決し得る能力の育成を行う。

1-3 高度専門法曹養成プログラム

弁護士等を対象とし、実務家教員及び研究科教員による授業と論文指導を通じ、高度の実 務的専門性を体系的に身に付け国際的競争力のある法律家を養成することを目的とする。

2-1 学位:博士(法学)・博士(政治学) DP [後掲する]

3-1 学位:博士(法学)·博士(政治学)CP

神戸大学のカリキュラム・ポリシーにもとづき、法学研究科は以下に示した方針に従ってカリキュラムを編成する。また、指導教員による個別指導に加え、プログラム・分野毎に集団指導体制を取り入れることにより、高度な専門性の上に立った領域横断的な研究を行う能力を体系的に育成する。

- 3-2-1 研究者養成プログラム 特殊講義・外国文献研究を通じて、法学・政治学の各専攻領域において研究をさらに深化させ、法学・政治学の諸分野の研究・教育に従事する者としてより高度な能力を修得する。演習を通じて、博士論文を執筆するための研究指導を受ける。
- 3-2-2 高度社会人養成プログラム 特殊講義・外国文献研究を通じて、高度化・多様化する社会における法学・政治学上の諸問題に対応しうるより高度な問題解決能力を修得する。演習を通じて、博士論文を執筆するための研究指導を受ける。
- 3-2-3 高度専門法曹養成プログラム 特殊講義を通じて、極めて専門的・先端的な法分野で活躍できる法律家としての能力を修得する。演習を通じて、博士論文を執筆するための研究指導を受ける。

(b)大学院の講義・演習の科目と体系

カリキュラム・ポリシーに基づく履修プログラムごとのカリキュラムは、以下のように構成されている(2018年時点)。

- CMADILI	トのプログラム	1:	年次	2年次	
•GMAPU9	トのフログラム	前期後期		前期	後期
人即州	社会科学を通じて人間社 会が抱える 諸問題を把握し、解決す るための能力	方法論特殊講義	方法論特殊講義	方法論特殊講義	
創造性	複眼的に思考する能力	演習 (論文指導)	演習 (論文指導)	演習 (論文指導)	演習 (論文作成)
国際性	世界の法学・政治学分野 の研究理解力 外国語での論文刊行能力	外国文献研究	外国文献研究	外国文献研究	
専門性	法学・政治学分野の先進 的な専門知識	特殊講義	特殊講義	特殊講義	特殊講義

•GMAP		1	年次	2年	次
GWAP		前期	後期	前期	後期
	他の人と協働して課題解 決にあたる能力	模擬仲裁	模擬仲裁		
	外国において現地の人と 協働して実務につく能力	実習科目	実習科目	実習科目	実習科目
創造性	複眼的に思考する能力				演習 (論文作成)
国際性	法学・政治学の外国語文 献の読解能力及び会話能	Legal English	Introduction to Legal English	Introduction to Legal English	Introduction to Legal English
国际任	力	Advanced Legal English	Advanced Legal English	Advanced Legal English	Advanced Legal English
専門性	専門知識を議論し、発表 する能力	外国人招聘講義	外国人招聘講義	外国人招聘講義	外国人招聘講義

また、博士課程後期課程の授業は次のような科目によって構成されている。

【博士課程後期課程】

[研究者養成プログラム]

①特殊講義

方法論特殊講義 I, 方法論特殊講義 II, 方法論特殊講義 III, 実定法学特殊講義 (憲法), 実定法学特殊講義 (行政法), 実定法学特殊講義 (民法), 実定法学特殊講義 (商法), 実定法学特殊講義 (民事手続法), 実定法学特殊講義 (刑事法), 実定法学特殊講義 (租税法), 実定法学特殊講義 (知的財産法), 実定法学特殊講義 (労働法), 実定法学特殊講義 (社会保障法), 実定法学特殊講義 (環境法), 実定法学特殊講義 (経済法), 実定法学特殊講義 (国際法), 基礎法学特殊講義 (国際経済法), 実定法学特殊講義 (国際法), 基礎法学特殊講義 (以較法), 基礎法学特殊講義 (法システム), 法社会学特殊講義 (比較法), 基礎法学特殊講義 (国際関係論), 政治学特殊講義 (政治理論), 政治学特殊講義 (政治外交史), 政治学特殊講義 (西洋政治史), 政治学特殊講義 (政治過程論), 政治学特殊講義 (行政法政策論), 政治学特殊講義 (行政法政策論), 法政策特殊講義 (元政策特殊講義 (元政策特殊講義 (元政策特殊講義 (元政策特殊講義 (元政策特殊講義 (金融商品取引法), 法政策特殊講義 (労働・社会保障法政策論), 法政策特殊講義 (競争政策法), 法政策特殊講義 (国際法政策論)

②文献研究

法学文献研究, 政治学文献研究

③演習

法学政治学論文指導, 法学政治学論文作成

[高度社会人養成プログラム]

①特殊講義

方法論特殊講義II,方法論特殊講義III,実定法学特殊講義(憲法),実定法学特殊講義(行政法),実定法学特殊講義(民法),実定法学特殊講義(民事手続法),実定法学特殊講義(民事手続法),実定法学特殊講義(刑事法),実定法学特殊講義(租税法),実定法学特殊講義(知的財産法),実定法学特殊講義(労働法),実定法学特殊講義(社会保障法),実定法学特殊講義(環境法),実定法学特殊講義(経済法),実定法学特殊講義(国際法),基礎法学特殊講義(国際経済法),実定法学特殊講義(国際法),基礎法学特殊講義(比較法),基礎法学特殊講義(法史),法社会学特殊講義(法システム),法社会学特殊講義(比較法),基礎法学特殊講義(国際関係論),政治学特殊講義(政治理論),政治学特殊講義(政治外交史),政治学特殊講義(西洋政治史),政治学特殊講義(政治過程論),政治学特殊講義(行政学),政治学特殊講義(現代政治),政治学特殊講義(比較政治),法政策特殊講義(活政法政策論),法政策特殊講義(意融商品取引法),法政策特殊講義(労働・社会保障法政策論),法政策特殊講義(競争政策法),法政策特殊講義(国際法政策論)

②実務法律専攻科目

法文化, 法思想, 現代司法論, ADR 論

③文献研究

法学文献研究, 政治学文献研究

4)演習

法学政治学論文指導, 法学政治学論文作成

[高度専門法曹養成プログラム]

①特殊講義

租税手続法・争訟法,企業課税(国際租税),租税法判例・事例研究,独占禁止法実務 I ,独占禁止法実務 I ,独占禁止法判例・事例研究,知的財産訴訟,知的財産契約,知的財産法判例・事例研究,労働法判例研究・エンタテイメント法実務, Dispute Management for International Business 1,Dispute Management for International Business 2

②演習

TLP 論文導入演習, 法学政治学論文指導, 法学政治学論文作成

(c) 今期中の取組み

以上のような考え方に基づく教育を実現するために、今期においては、大学院教育をめぐって、 以下のような取組みを行なうとともに成果を生んだ。

【2016年度】

第一に、法曹関係者の間でのニーズに大学から積極的に応えるものとして全国的にも先駆的な試みである、法曹実務家を博士後期課程に受け入れる「高度専門法曹コース」(通称:トップローヤーズ・プログラム(TLP))を大学院博士課程後期課程に設置し、学生募集を開始した。TLPは、(1)テレビ会議システムを利用して、神戸・大阪・東京の三拠点を結んで授業を行い、(2)研究者教員のみならず経験豊富な弁護士が非常勤講師となり、(3)土曜日及び夜間に授業を開講することで弁護士等の授業への参加が容易になるものであり、(4)研究者教員による博士論文の指導を受けて博士(法学)の取得を目的とするものである。このプログラムは、2015年度の文部科学省・職業実践力育成プログラム(BP)認定を受けた。第二に、ヤゲウォ大学及びエセックス大学との間でのダブル・ディグリー・プログラムの受入・派遣学生において、最初の修了生が出た。第三に、法学研究科の諸規則において、「指導教授」を「指導教員」に変更し、准教授でも指導ができる体制とした。

【2017年度】

GMAP in Law コースおよび TLP コースの最初の修了生を送り出した。ベトナム貿易大学の学生を、先方のダブルディグリープログラムの一環として、GMAP in Law コースに初めて受け入れた。

【2018年度】

法学専攻と政治学専攻を新たに法学政治学専攻の一専攻とする改組を行った。この改革は、法学と政治学とを有機的に連携させる次世代型の教育を提供すること、及び、本学の第3期中期目標にいう「分離融合による機能強化」を支えることを目的とした改革である。本研究科は、一専攻化により、研究者教育として、従来からの法学特化型/政治学特化型に加えて、法学政治学の両手法併用型の研究者養成に途を開いた。他方で、従来の社会人教育(既卒者の再教育)と専修教育(学部卒業生の嵩上げ教育)については、政策形成評価に必要な法学・政治学の両手法を用いる法政策融合型の高度社会人教育へと組み替えることを意図した。

この改革によるカリキュラムの改編にあたっては、よりきめ細かな導入教育の実施、演習科目における指導教員の学習・履修指導の拡充、修了要件の厳格化によるコースワーク強化等の教育改善が行われた。このうち、修了要件の厳格化としては、とりわけ、本学法学部卒業生が学部卒業時に卒業要件を超えて習得していた発展的科目の単位を前期課程の修了に必要とされる単位数に充当することができるという制度を廃止し、また学部の発展的科目と同内容の講義を大学院の補助的科目(特別特殊講義)として履修し修了要件に参入できる(ただし単位数は学部講義の単位数の半分として扱う)という制度を廃止した。これによって、修了要件のいっそうの厳格化と、履修すべきコースワークの強化が図られた。カリキュラムにかかわるその他の実質的な変更としては、後期課程にも長期履修制度を適用したこと、社会人学生以外にも、修士論文ないしリサーチペーパーに向けた研究の準備段階と位置づけられる第2演習制度を適用することとしたこと、がある。

また、公正な成績評価の前提となる、剽窃の防止・チェック体制を 2018 年度よりさらに強化した。具体的には、「神戸大学大学院法学研究科 剽窃・盗用防止ガイドライン」を策定し、学生に剽窃等に対する懲戒を含む事項を周知徹底したうえで、教員側でも成績評価に関わるレポート課題について剽窃防止チェックソフトを提供し、チェックを促している。

(d)ディプロマ・ポリシー、研究指導および成績評価・単位認定

(i) 学位授与に関する方針

本研究科は、研究大学院における「学位授与に関する方針」 (ディプロマ・ポリシー: DP) を、以下のように定めている。

【2017年度まで】

【学位授与に関する方針 (ディプロマ・ポリシー)】

神戸大学大学院法学研究科理論法学専攻及び政治学専攻は、開放的で国際性に富む文化の下、体系的な教育課程を通じ高度に専門的な法学・政治学の知識を提供することによって、法学・政治学の領域の研究者を養成すること、高度化複雑化する現代社会において専門知識を用いて 問題を解決する能力を持つ職業人を養成すること、急速に変化する社会において新しい問題に 直面している社会人・職業法曹に対し継続教育を行うことを目的とする。

この目的の達成に向け、倫理観・責任感を持って研究を遂行できるよう、国際的に卓越した 教育を保証し、それぞれのコースに関する以下の方針に従って、学位を授与する。

【博士課程前期課程】

- 〇法学研究科博士課程前期課程に所定の期間在学し、修了に必要な単位を修得し、研究科の定 める 審査に合格すること。
- 〇修了までに次の学習目標を達成すること。
- 1. 理論法学専攻
 - 研究者コース

国内外の大学等の研究・教育機関において法学の諸分野の研究・教育に従事する者としての基礎的な能力を有する。

- 社会人コース
 - 現代社会の変化によって生じている新たな法的問題に対する応用的・実際的・総合的な解決能力を有する。
- 専修コース

学部段階よりも高度な法学の知識を有し、豊かな問題解決能力を有する。

・GMAP in Law コース

国内外のビジネス界において英語で法律実務・ビジネス実務に従事する能力を有する。

・法曹リカレントコース

より専門的・先端的な法分野で活躍できる職業法曹としての能力を有する。

- 2. 政治学専攻
- ・研究者コース

国内外の大学等の研究・教育機関において政治学の諸分野の研究・教育に従事する者としての 基礎的な能力を有する。

社会人コース

現代社会の変化によって生じている新たな政治的問題に対する応用的・実際的・総合的な解決能力を有する。

・ 専修コース

学部段階よりも高度な政治学の知識を有し、豊かな問題解決能力を有する。

【博士課程後期課程】

- 〇法学研究科博士課程後期課程に所定の期間在学し、修了に必要な単位を修得し、研究科の定める 審査に合格すること。
- 〇修了までに次の学習目標を達成すること。
- 1. 理論法学専攻
- 研究者コース

法学の諸分野の研究・教育に従事する者として、より高度な能力を有する。

・高度専門職業人コース

高度化・多様化する社会における法学上の諸問題に対応しうる。より高度な問題解決能力を有する。

・高度専門法曹コース

極めて専門的・先端的な法分野で活躍できる法律家としての高い能力を有する。

- 2. 政治学専攻
- 研究者コース

政治学の諸分野の研究・教育に従事する者として、より高度な能力を有する。

・高度専門職業人コース

高度化・多様化する社会における政治学上の諸問題に対応しうる、より高度な問題解決能力を 有する。

【2018 年度以降】

【博士課程前期課程】

2-1 学位:修士(法学)·修士(政治学)DP

大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、法学研究科は以下に示した方針に従って当該学位を 授与する。

- ・本研究科に 2 年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位以上を修得すること。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間を短縮して修了することができる。
- ・修了までに次の学修目標を達成すること。
- 2-1-1 研究者養成プログラム神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、国内外の大学等の研究・教育機関において法学・政治学の諸分野の研究・教育に従事する者としての基礎的な能力を有する。
- 2-1-2 高度社会人養成プログラム神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、現代社会の変化によって生じている新たな法および政治上の問題に対する応用的・実際的・総合的な解決能力を有するとともに、学部段階よりも高度な法学・政治学の知識を有し、豊かな問題解決能力を有する。

- 2-1-3 グローバルマスタープログラム (GMAP) 神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力 に加え、国内外のビジネス界において英語で法律実務・ビジネス実務に従事する能力を有 する
- 2-1-4 法曹リカレントプログラム神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、より専門的・先端的な法分野で活躍できる職業法曹としての能力を有する。

【博士課程後期課程】

2-1 学位:博士(法学)·博士(政治学)DP

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、法学研究科は以下に示した方針に従って当該学 位を授与する。

- ・本研究科に3年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位以上を修得すること。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間を短縮して修了することができる。
- ・修了までに次の学修目標を達成すること。

2-2-1 研究者養成プログラム

神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、法学・政治学の各専攻領域において研究をさらに深化させ、法学・政治学の諸分野の研究・教育に従事する者として、より高度な能力を有する。

2-2-2 高度社会人養成プログラム

神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、高度化・多様化する社会における法学・政治学上の諸問題に対応しうる、より高度な問題解決能力を有する。

2-2-3 高度専門法曹養成プログラム

神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、極めて専門的・先端的な法分野で活躍できる法律家としての高い能力を有する。

(ii)研究指導

本研究科では、各履修コースの教育目的を踏まえ、演習、特殊講義等を通じた直接の研究指導の他にも、様々な教育的効果を伴った指導を行なっている。例えば、大学院に在学する優秀な学生をティーチング・アシスタント(TA)に任ずることにより、学部学生、博士課程前期課程学

生または専門職学位課程(法科大学院)学生に対する講義・演習等の教育補助業務にあたらせ、教育者としてのトレーニングを積む機会を与えている。また、指導教授のリサーチ・アシスタント(RA)に任ずることにより、文献・資料の収集、データの集計と整理等、研究の基本的作業の進め方等の技法を学ぶ機会を与えている。さらに、法学研究科外国人研究生および研究者コース外国人特別学生のチューターに日本人大学院生を任ずることにより、留学生自身にとっての語学教育の機会の付与のみならず、日本人大学院生に対しての教育者としての機会を付与している。

また、論文作成指導およびその研究成果の発表の場として、大学院生には、下記のものが提供されている。第一に、優秀な論文に関しては、法学研究科・法学部の紀要である『神戸法学雑誌』と『神戸法学年報』、Kobe University Law Review への掲載が特別に認められる。第二に、研究者養成プログラムの学生は、大学院生紀要である『六甲台論集(法学政治学篇)』を有しているが、この編集には、法学研究科や同窓会組織である凌霜会が経済的な援助を行なっている。第三に、高度社会人養成プログラムの学生との関係では、その前身である法政策専攻が設置されて以来、実践的な研究の成果を広く世に問うために、「法政策研究会」を設立し、また、論集として『法政策学の試み』(根岸哲・阿部泰隆監修、泉水文雄・井上典之監修を経て、現在は泉水文雄・角松生史監修)(信山社)を刊行している。

(iii)成績評価·単位認定

本研究科は、各履修プログラムのカリキュラム・ポリシーと学位授与に関する方針に即して、成績評価・単位認定についても、履修プログラム毎に異なった基準を設けている。また、「修士論文及びリサーチペーパーに関する内規」を定め、一定分量の成果であることを要求し、博士課程後期課程の演習のうち、12単位を超える部分は単位修得論文を要求し、その評価の際には、指導教員は教授会が指定する教員の意見を聴取せねばならないとの内規を定める等、成績評価・単位認定の客観化に努めている。2013年度には、「神戸大学大学院法学研究科博士課程の成績評価基準等に関する細則」を定め、成績評価の基準を設けるとともに、各授業科目の成績評価の方法を、担当教員が受講生に明示することとした。また、同年度には、学位が授与された博士論文は、その全文を神戸大学学術成果リポジトリの利用により学術研究成果としてインターネットで公表することとした。ただし、やむを得ない理由により公表できないとして教授会において承認された場合は、2年間公表しないものとすることができる。

(iv)国際交流

本研究科においては、外国の諸大学と国際交流協定を締結するとともに、多くの留学生を受け入れる一方、大学院生の海外派遣を支援している。大学院生の国際交流の状況については前出【学生の国際交流】に記載したとおりである。

2013年度には、本研究科と海外協定大学の両方で正規のカリキュラムを履修することにより、本研究科と海外協定大学それぞれから学位(二つの学位)を取得できる「ダブルディグリープログラム」を設けており(次項(V)で後述)、本研究科前期課程(政治学専攻)在学中の学生は、海外協定大学に、大学院修士学位取得を目的として1年程度留学できる。前述のとおり、このプログラムに基づくダブルディグリーの授与も、2016年度以降現に行われてきている。

(v)プログラムに基づく授業の提供

本研究科では、以下の各種プログラムに基づく授業を提供している。

①GMAP in Law サーティフィケート

グローバルマスタープログラム以外のプログラムに在籍する学生も、このプログラムに登録したうえで、「GMAP科目」または「グローバル専門科目」から14単位以上を履修すれば、修了時に修士の学位に加えてGMAP in Law のサーティフィケートの付与を受けることができる。

②海外協定大学とのダブルディグリー・プログラム

本研究科と海外協定大学の両方で正規のカリキュラムを履修することにより、本研究科と海外協定大学のそれぞれから学位(2つの学位)を取得するプログラムである。学生は、博士課程前期課程在学中に、海外協定大学へ大学院修士学位取得を目的として1年程度留学できる。現在のところ、イギリスのエセックス大学政治学部(修士課程)及びポーランドのヤゲウォ大学Center for European Studies(修士課程)と協定を結んで実施している。

③EU エキスパート人材養成プログラム(KUPES)

EUならびにEU加盟国の法学・政治学的素養を備え、高度に専門化した社会の要請に対応し、かつ、EU社会が抱える課題について、専門分野と学際的観点から多面的かつ体系的に学ぶことを目的として、国際人間科学部・経済学部と共同で実施しているプログラムである。このプログラムでは、博士前期課程において、欧州の協定校へ1年間留学しダブルディグリー(本学と欧州2つの大学の修士号)の取得を目指すことができる。

④Q-MIS (Quantitative Methods for International Studies) プログラム

政治学・国際関係論分野において、計量的方法を用いて論文を書くための指導をし、その成果を外国の学会で報告させる教育プログラムである(2018年度より運用開始)。2018年度には、10名の大学院生が、アメリカ・イギリス・香港の学会・ワークショップで英語報告を行った。

⑤法経連携専門教育(ELS)プログラム

経済学と法学が密接に関わりあう複雑な社会的課題について、法学・経済学の複眼的な視点を

備えた解決能力を有する人材を育成することを目的として、経済学部と共同で実施しているプログラムである。なお、このプログラムは 2018 年度までは学部生に対してのみ提供していたが、2019 年度より、大学院にも拡充して提供することとなった。

⑥サマープログラム (Kobe SALAD)

2015 年度より、神戸大学六甲台キャンパスにおいて国際サマープログラム(Kobe Summer School of Asian Law and Dispute Management: Kobe SALAD)を、アジアの諸大学で活躍する一流の法律学研究者や国際仲裁などの分野で活躍する著名な実務家を毎年 10 名から 20 名ほど講師として招き、毎年 8 月下旬に 1 週間実施している。本学と、国際交流協定を締結している韓国・中国・香港・マカオ・ベトナム・マレーシア等のアジア諸大学から全体で 30~35 名程度が参加している。

(3)教育の成果

2016年度から2018年度にかけての修了状況は、前出の【大学院生の状況】記載のとおりである。

また,就職状況は以下に掲げる別表3のとおりである。前期課程博士課程においては,学生の 多様性を反映して,多くの分野に修了者が進出している。

博士号の取得状況については、別表4のとおりである。また、学外からの本研究科後期博士 課程の大学院生に対する評価の一つのメルクマールとして、日本学術振興会の特別研究員の制 度があるが、その採用状況は別表5のとおりである。

大学院科目への直接的な評価の方法としては、学部の項でも紹介した授業アンケートを実施している。統計的有意性を確保するため、アンケートは履修登録者5名以上の講義科目を対象に実施している。集計結果については、後述の教育改善の項に記した。大学院科目に対する大学院生の評価は概ね高い。

■別表3 就職先一覧

2016年度博士課程前期課程修了者就職先一覧

国家公務員		4
建設業		1
製造業	輸送用機械器具製造業	1
情報通信業		3
運輸業,郵便業		2
卸売業・小売業		3
金融業・保険業		2
学術研究専門・技術サービス業	法務	3
宿泊業、飲食サービス業		1
教育・学習支援業		1
その他		1
上記以外		9
進学		13
	승計	44

2016年度博士課程後期課程単位取得退学·修了者就職先一覧

製造業	電気・情報通信機械器具製造業	1
専門的・技術的職業従事者	法務	1
教育•学習支援業	学校教育	1
その他	神戸大学研究員	1
進学		1

	合計	5
2017年度博士課程前期課程修了者記	就職先一覧	
国家公務員		3
地方公務員		2
製造業	電気・情報通信機械器具製造業,輸送用機 械器具製造業,繊維工業	3
情報通信業		1
卸売業・小売業		1
金融業・保険業		1
学術研究専門・技術サービス業	法務	3
その他		1
上記以外		9
進学		10
	合計	34
2017年度博士課程後期課程単位取得	导退学・修了者就職先一覧	
国家公務員		1
情報通信業		1
学術研究専門・技術サービス業	法務	2
教育・学習支援業	学校教育	3
その他	日本学術振興会特別研究員	3
上記以外		3
	合計	13
2018年度博士課程前期課程修了者就	 就職先一覧	
国家公務員		4
地方公務員		
製造業	電子部品・デバイス・電子回路製造業 電気・情報通信機械器具製造業	3
電気・ガス・熱供給・水道業	III IMEITI WANTEN VALEN	1
電		2
卸売業・小売業		2
金融業・保険業		1
学術研究専門・技術サービス業	 法務	2
子ががんずり、技術が、これ来で	14477	2
上記以外		13
進学		11
~_ 1	<u></u>	39
2010 年度接上細紀然期細紀異点版	11.11.2000 11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.	
2018年度博士課程後期課程単位取行 建設業	サルナ・16 1 年 N 1戦 元 一 見 	1
金融業・保険業		1
学術研究専門・技術サービス業	法務	3
教育・学習支援業	学校教育	3
教育・子首又抜某 その他	子 汉	5
上記以外		6
進学	※↑ ⇔ (抽+ p 、抽+ p)	1
烂 子	※入学(神大 D→神大 D)	1

合計 20

■別表 4 2016~2018 年度博士号取得者·論文題目一覧

田中 致 機能性 主論 文 題 日 分野 学位取得目	別衣 4	2016~201	8年及得工方以付有「論义超日一見		
数井世 数	氏	名	7.	分野	学位取得日
Dynamics of Change in Domestic Actors' Foreign Policy Preferences: The Case of Japan's Overseas Troop Developments (1990-2010) 政治学	畑口	中 致		法学	2016.9.25
高川 勇人 東アジア秩序をめぐる日米関係: 1930 年代の外務省による東亜新秩序の機索 2017.3.25 2017.9.25 2018.3.25 2	鐘	白璐	米国における役員報酬の法規制	法学	2016.9.25
 海川 男人 る東亜新秩序の模索 資産系継の場面における制度間の棲み分けと連携についての検討ー意思能力の喪失及び死亡後の意思実現に向けての検討ー意思能力の喪失及び死亡後の意思実現に向けて一般退職の民主主義:ダム事業終了に見る地方政府の政治 過程	ERKAN	KIVILCIM	Preferences: The Case of Japan's Overseas Troop	政治学	2017.3.7
田 健悟 ての検討ー 意思能力の喪失及び死亡後の意思実現に向け 法学 2017.3.25 下日	湯川	勇人		政治学	2017.3.25
カード	石田	健悟	ての検討― 意思能力の喪失及び死亡後の意思実現に向け	法学	2017.3.25
 企業再編過程における取締役の責任と株主保護のあり方・デラウェア州における株式買取請求権の新しい動向についての検討 大場 佐和子 ガンニスロヴァキアにおけるネイション・ステイトの形成とナショナリズムの相克第二次世界大戦期のボルトガル及びブラジルの中立政策の変遷と比較後藤弘州 古典期ローマ相続法における包括承継人等点空間の歪みと有権者の選択一伸縮近接性モデルによる争点投票理論の統合— BABOVIC ALEKSANDRA	戸	H 🖎		政治学	2017.9.25
高 銀実 デラウェア州における株式買取請求権の新しい動向についての検討 法学 2017.9.25 大場 佐和子 デェコスロヴァキアにおけるネイション・ステイトの形成とナショナリズムの相克 変演と比較 政治学 2018.3.25 後藤 弘州 古典期ローマ相続法における包括承継人 芸学 2018.3.25 BABOVIC ALEKSANDRA Justice on Trial: The International Military Tribunal for the Far East Reevaluated, 1946-1956 (試される正義:極東国際軍事裁判の再評価 1946-1956 (試される正義:極東国際軍事裁判の再評価 1946-1956 年) フェア・ユース 薄入のための議論の素材となるもの一知的専門訴訟における証拠収集方法の拡充と営業秘密の保護に関する一考察科となるもの一知的専門訴訟における証拠収集方法の拡充と営業秘密の保護に関する一考察技術と成立に関する一考察本の未満を支援を表していての議論である行政法との対応を表現しまける遺伝子組換え食物に対する行政法学 2018.3.25 オ上 売 優越的地位の濫用の主張立証の検討 アメリカ合衆国における遺伝子組換え食物に対する行政法学 2018.9.12 法学 2018.9.12 横 雅舒 収用補償の目中比較一生活再建補償を中心に 法学 2018.9.12 財産・大きの対応 収用・イン・タイム 日本における電子政所化政策のポリティクス・イン・タイム 日本における電子政所化政策のポリティクス・イン・タイム 日本労働審判制度から中国労働紛争処理制度への示唆中国に導入する価値についての研究 法学 2018.9.25 中山 和彦 身体による社会組織一ALS患者の看護場面の協働的構成・法学 2019.3.6 現代の台湾の社会運動がもたらした政治的変革:馬英九 取分学 2019.3.5	矯	姝	土地収用における公共性の日中比較	法学	2017.9.25
大場 た中子 成とナショナリズムの相克 接字 2018.3.7 表 2018.3.25 接藤 弘州 古典期ローマ相続法における包括承継人 法学 2018.3.25 大 財法 争点空間の歪みと有権者の選択―申縮近接性モデルによる争点投票理論の統合― 以ustice on Trial:The International Military Tribunal for the Far East Reevaluated, 1946-1956 (試される正義:極東国際 軍事裁判の再評価 1946-1956 (試される正義:極東国際 政治学 電事裁判の再評価 1946-1956 (試される正義:極東国際 政治学 電事裁判の再評価 1946-1956 (試される正義:極東国際 政治学 2018.3.25 以 原体子 フェア・ユースの歴史的展開―我が国のフェア・ユース 淳人のための議論の素材となるもの― 知的専門訴訟における証拠収集方法の拡充と営業秘密の 保護に関する一考察 法学 2018.3.25 大 亮 優越的地位の濫用の主張立証の検討 法学 2018.3.25 大 亮 表子 アメリカ合衆国における遺伝子組換え食物に対する行政 法上の対応 法学 2018.9.12 大 原本における電子政府化政策のポリティクス・イン・タ イム 日本における電子政府化政策のポリティクス・イン・タ イム 日本学働審判制度から中国労働紛争処理制度への示唆一中国に導入する価値についての研究 法学 2018.9.25 上 本 労働審判制度から中国労働紛争処理制度への示唆一中国に導入する価値についての研究 法学 2018.9.25 上 の 別 保の 台湾の社会運動がもたらした政治的変革: 馬英九 政治学 2019.3.6	高	銀実	-デラウェア州における株式買取請求権の新しい動向につ	法学	2017.9.25
後藤 弘州 古典期ローマ相続法における包括承継人 法学 2018.3.25 宋 財法 与点空間の歪みと有権者の選択―伸縮近接性モデルによる争点投票理論の統合― Justice on Trial:The International Military Tribunal for the Far East Reevaluated, 1946-1956 (試される正義:極東国際 政治学 2018.3.25 別 麻依子 フェア・ユースの歴史的展開―我が国のフェア・ユース 漢子 2018.3.25 川中 啓由 知的専門訴訟における証拠収集方法の拡充と営業秘密の 保護に関する一考察 法学 2018.3.25 村上 亮 優越的地位の濫用の主張立証の検討 法学 2018.3.25 米谷 恭子 アメリカ合衆国における遺伝子組換え食物に対する行政法上の対応 以用補償の日中比較―生活再建補償を中心に 法学 2018.9.12 河 昇彬 日本における電子政府化政策のポリティクス・イン・タ イム 日本における電子政府化政策のポリティクス・イン・タ 内本における電子政府化政策のポリティクス・イン・タ 内本における電子政府化政策のポリティクス・イン・タ 大ム 日本労働審判制度から中国労働紛争処理制度への示唆― 中国に導入する価値についての研究 法学 2018.9.25 中山 和彦 身体による社会組織―ALS患者の看護場面の協働的構成・法学 2019.3.6	大場	佐和子		法学	2018.3.7
宋 財法 争点空間の歪みと有権者の選択―伸縮近接性モデルによる争点投票理論の統合― 政治学 2018.3.25 BABOVIC ALEKSANDRA Justice on Trial:The International Military Tribunal for the Far East Reevaluated, 1946-1956 (試される正義:極東国際 政治学 軍事裁判の再評価 1946-1956 年) 2018.3.25 渕 麻依子 フェア・ユースの歴史的展開―我が国のフェア・ユース 導入のための議論の素材となるもの― 法学 2018.3.25 川中 啓由 知的専門訴訟における証拠収集方法の拡充と営業秘密の 保護に関する一考察 法学 2018.3.25 法学 2018.3.25 村上 亮 優越的地位の濫用の主張立証の検討 法学 2018.9.12 法学 2018.9.12 場 雅舒 収用補償の日中比較―生活再建補償を中心に 法学 2018.9.12 法学 2018.9.12 局 雅舒 収用補償の日中比較―生活再建補償を中心に 法学 2018.9.12 政治学 2018.9.25 計 鉄 日本における電子政府化政策のポリティクス・イン・タ 政治学 2018.9.25 政治学 2018.9.25 計 の事 身体による社会組織―ALS 患者の看護場面の協働的構成・法学 2019.3.6 現代の台湾の社会運動がもたらした政治的変革:馬英九 政治学 2019.3.5	若村	支 一憲		政治学	2018.3.25
	後藤	弘州	古典期ローマ相続法における包括承継人	法学	2018.3.25
BABOVIC ALEKSANDRAFar East Reevaluated, 1946-1956 (試される正義:極東国際 車事裁判の再評価 1946-1956 年)2018.3.25渕 麻依子フェア・ユースの歴史的展開―我が国のフェア・ユース 導入のための議論の素材となるもの―法学2018.3.25川中 啓由知的専門訴訟における証拠収集方法の拡充と営業秘密の 保護に関する一考察法学2018.3.25村上 亮優越的地位の濫用の主張立証の検討法学2018.3.25米谷 恭子アメリカ合衆国における遺伝子組換え食物に対する行政 法学法学2018.9.12楊 雅舒収用補償の日中比較―生活再建補償を中心に法学2018.9.12河 昇彬日本における電子政府化政策のポリティクス・イン・タ イム政治学2018.9.25許 錟日本労働審判制度から中国労働紛争処理制度への示唆―中国に導入する価値についての研究法学2018.9.25中山 和彦身体による社会組織―ALS患者の看護場面の協働的構成-法学2019.3.6現代の台湾の社会運動がもたらした政治的変革:馬英九 政治学2019.3.25	宋	財泫		政治学	2018.3.25
期中 啓由 導入のための議論の素材となるもの― 法学 2018.3.25 川中 啓由 知的専門訴訟における証拠収集方法の拡充と営業秘密の保護に関する一考察保護に関する一考察保護に関する一考察 法学 2018.3.25 法学 2018.3.25 村上 亮 優越的地位の濫用の主張立証の検討 法学 2018.3.25 法学 2018.9.12 水谷 恭子 アメリカ合衆国における遺伝子組換え食物に対する行政法上の対応 法学 2018.9.12 法学 2018.9.12 樹 雅舒 収用補償の日中比較一生活再建補償を中心に 法学 2018.9.12 法学 2018.9.25 河 昇彬 日本における電子政府化政策のポリティクス・イン・タイム 政治学 2018.9.25 政治学 2018.9.25 許 錄 日本労働審判制度から中国労働紛争処理制度への示唆中国に導入する価値についての研究 法学 2019.3.6 法学 2019.3.6 中山 和彦 身体による社会組織一ALS患者の看護場面の協働的構成 法学 2019.3.6 現代の台湾の社会運動がもたらした政治的変革:馬英九 政治学 2019.3.5			Far East Reevaluated, 1946-1956(試される正義:極東国際	政治学	2018.3.25
対上 克 優越的地位の濫用の主張立証の検討 法学 2018.3.25 米谷 恭子 アメリカ合衆国における遺伝子組換え食物に対する行政 法学 2018.9.12 楊 雅舒 収用補償の日中比較一生活再建補償を中心に 法学 2018.9.12 河 昇彬 日本における電子政府化政策のポリティクス・イン・タ 水治学 2018.9.25 許 鉄 日本労働審判制度から中国労働紛争処理制度への示唆一 大学 2018.9.25 中国に導入する価値についての研究 大学 2018.9.25 中山 和彦 身体による社会組織—ALS患者の看護場面の協働的構成 法学 2019.3.6 現内腎 現代の台湾の社会運動がもたらした政治的変革:馬英九 政治学 2019.3.25 日本労働審判制度がらたらした政治的変革:馬英九 政治学 2019.3.25 政治学 2019.3.25 日本労働審判制度がらたらした政治的変革:馬英九 政治学 2019.3.25 政治学 2019.3.25 日本労働審判制度がらたらした政治的変革:馬英九 2019.3.25 日本労働審判制度がらたらした政治的変革:馬英九 2019.3.25 日本労働審判制度がらたらした政治的変革:馬英九 2019.3.25 日本労働審判制度がらたらした政治的変革・馬英九 2019.3.25 日本労働・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	渕	麻依子		法学	2018.3.25
米谷 恭子アメリカ合衆国における遺伝子組換え食物に対する行政 法上の対応法学2018.9.12楊 雅舒収用補償の日中比較一生活再建補償を中心に法学2018.9.12河 昇彬日本における電子政府化政策のポリティクス・イン・タイム政治学2018.9.25許 錟日本労働審判制度から中国労働紛争処理制度への示唆一中国に導入する価値についての研究法学2018.9.25中山 和彦身体による社会組織一ALS患者の看護場面の協働的構成-法学2019.3.6現代の台湾の社会運動がもたらした政治的変革:馬英九 政治学政治学2019.3.25	川中	路田		法学	2018.3.25
法上の対応 法字 2018.9.12 法字 2018.9.12 法字 2018.9.12 法字 2018.9.12 法字 2018.9.12 法字 2018.9.12 法字 2018.9.25 正本労働審判制度から中国労働紛争処理制度への示唆— 大字 2018.9.25 中国に導入する価値についての研究 法字 2018.9.25 中国に導入する価値についての研究 法字 2019.3.6 現代の台湾の社会運動がもたらした政治的変革:馬英九 政治学 2019.3.25 政治学 2019.3.25 政治学 2019.3.25 2	村_	上 亮	優越的地位の濫用の主張立証の検討	法学	2018.3.25
河 昇彬日本における電子政府化政策のポリティクス・イン・タイム政治学2018.9.25許 鉄日本労働審判制度から中国労働紛争処理制度への示唆一中国に導入する価値についての研究法学2018.9.25中山 和彦身体による社会組織—ALS患者の看護場面の協働的構成-法学2019.3.6現内腎現代の台湾の社会運動がもたらした政治的変革:馬英九政治学2019.3.25	米谷	恭子		法学	2018.9.12
 ア 昇形 イム カ 鉄 日本労働審判制度から中国労働紛争処理制度への示唆ー中国に導入する価値についての研究 中山 和彦 身体による社会組織—ALS患者の看護場面の協働的構成・法学 2019.3.6 現代の台湾の社会運動がもたらした政治的変革:馬英九 政治学 2019.3.25 	楊	雅舒	収用補償の日中比較―生活再建補償を中心に	法学	2018.9.12
評 録中国に導入する価値についての研究法学2018.9.25中山 和彦身体による社会組織—ALS患者の看護場面の協働的構成- 現代の台湾の社会運動がもたらした政治的変革:馬英九 政治学2019.3.6	河	昇彬		政治学	2018.9.25
現代の台湾の社会運動がもたらした政治的変革:馬英九 政治学 2019 3 25	許	 鉄		法学	2018.9.25
	中山	和彦	身体による社会組織—ALS 患者の看護場面の協働的構成-	法学	2019.3.6
	胡	同腎		政治学	2019.3.25

益子 酵三	『大阪朝日新聞』の論調, 1931-1935 年 軍縮・普選を かかげた「メディアの寵児」の変貌	政治学	2019.3.25
髙 希麗	憲法からみた国籍概念―日・独・韓を対象とした一考察	法学	2019.3.25
Narziev Otabek Sadievich	Securi t ies Market Development in CIS Countries: Legislative and Regulatory Lessons from Kazakhstan, Russia, and Uzbekistan (CIS 諸国における証券市場の発展—カザフスタン, ロシア及びウズベキスタンからの立法上及び規制上の教訓)	法学	2019.3.25
Radjapov Husain	The Identification of Tacit Collusion in Oligopolistic Markets (寡占市場における暗黙の共謀の識別)	法学	2019.3.25
SOEIRO SIMOES DEBORA CATARINA	Portugal's 'Estado Novo' Diplomatic Relations with Japan During the Second World War (第二次世界大戦間のポル トガルの「エスタド・ノヴォ」と対日外交)	政治学	2019.3.25
松本 裕夫	「人身傷害保険における現在の約款の問題と課題の一考察」—人身傷害保険に係わる裁判例と約款の分析を通して-	法学	2019.3.25
泉 裕章	移転価格税制におけるアームズ・レングス原則の司法的 限界―米・仏・豪の司法判断を主な素材として―	法学	2019.3.25
小田 智典	米国における租税専門家の責任と倫理に関する考察	法学	2019.3.25
見之越 常治	独禁法違反と私法上の効力―近時の裁判例からみる独禁 法違反の主張の意味-	法学	2019.3.25
福田泰親	企業結合規制における第三者が関与する問題解消措置	法学	2019.3.25

■別表5 日本学術振興会の特別研究員の採用状況

平成 28 年度	DC2:3名
平成 29 年度	DC1:2名, DC2:2名
平成 30 年度	DC2:3名, PD:1名

(4)学生支援

(a) 履修指導

毎年4月に詳細なシラバスを配布するとともに、新入生オリエンテーションを開催し、専門分野・指導教員・授業科目の選択などについて、丁寧な説明を行っている。大学院生の側からの研究上・進路上の個別の相談についても、これらオリエンテーションの場を利用して対応するのみならず、一年を通してきめ細かな対応を行っている。

また、多くの教員は、オフィスアワーを設けて、個別の科目について、また進路についての個別の相談に対応している。オフィスアワーの設定は、教員がシラバスに明記している。大学院生とのフォーマル・インフォーマルな接触は、教員にとっても、大学院生の側のニーズを把握する上で有益である。また、大学院生のニーズを把握するための手段としては、毎学期に実施している、授業アンケートも有益な手段となっている。アンケートの項目については、学部の項を参照されたい。

特殊なニーズをもつ留学生からの相談にきめ細かに対応する目的から、法学研究科内に設置されている留学生相談室において、留学生からの相談に応じている。こうした大学・教員の側

からの情報提供・相談体制にとどまらず,チューター制度を設けることで,学生相互の情報交換の活発化を図っている。

(b)自主的学習支援

(i)自主的学習環境の整備

大学院生の継続的・安定的研究のために,24時間利用可能な院生研究室を設けている。院生研究室の詳細は,【II3(4)(a)院生研究室】に記載したとおりであり,利用状況は概ね良好である。

(ii)資料室

研究科教員、大学院生、および学部学生の図書利用の便を図り、教員の図書購入や紀要等編集を補助し、資料室ウェブサイトの運営・更新(受入雑誌の目次紹介等)やデータベースを提供するために、法学研究科資料室を設置している。ここには、専任の職員を配置し、約700種類の雑誌を継続的に受け入れ、配架している。雑誌は、法学系の大学紀要を充実させ、併せて利用頻度の高い雑誌を中心に備えると共に、資料室ウェブサイト(*)を通じて、受入雑誌名、内容一覧を公開して、学習・研究に役立てられるようにし、図書館・自習室と有機的に連携して教育研究上必要な資料を整備している。*http://www.law.kobe-u.ac.jp/lawlib/index.html

(iii)研究学習資源

法学部資料室のコンピュータからは、法律・政治関係のデータベースにアクセスし、検索を行うことができる。

(c)各種相談·支援体制

(i)相談体制

大学院において研究を進めるに当たっては、健康面・生活面・進路面についても、大学からの支援が必要である。学生生活全般にわたる事項については、法学研究科学生委員会が対応の窓口となり、学生からの相談に応じている。進路の相談については、指導教員による個別の助言が中心であるが、研究者以外を目指す学生については、全学の神戸大学キャリアセンターや凌霜会による六甲台就職情報センターもサポート体制を敷いている(詳細は前述)。

ハラスメントについては、法学研究科内において、ハラスメント担当委員を置き、相談者への 便宜を図るのみならず、専門家を招いてハラスメント問題についての研修を行うことで、教員の 意識の向上を日常的に図っている。こうした制度については、ガイダンスなどでも大学院生向け にアナウンスを行い、周知を図っている。

(ii)経済支援

大学院において研究を進める上で、経済的に安定した生活を送ることは不可欠の条件である。 本研究科の大学院生は、日本学生支援機構を中心とする各種奨学金の受給を申請することができる (詳細は前述)。また、自宅から通学できない大学院生は、寄宿舎を利用することができる。

本研究科は、大学院生の経済支援策の拡充に努めてきた。その多くは、学生が教育・研究に関するノウハウを身につけつつ、経済生活上の一助ともなることも目指したものである。まず、ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)の制度がある。次に、公益財団法人神戸大学六甲台後援会が、2008年に創立50周年を記念して社会科学特別奨励賞(凌霜賞)を創設した。毎年度、博士後期課程の大学院生に対しては、学生の海外派遣を支援している。さらに、法学研究科は、経済的な理由によって授業料の納付が困難で、かつ、学業成績が優秀な者については、申請に基づき選考のうえ、授業料の全額または半額が免除される制度を有している。申請者と免除者数は、前出【生活支援】記載のとおりである。

(5)教育改善

本研究科は、従前より、ファカルティ・ディベロップメント(いわゆる FD)を重視してきた。 概略は、以下のとおりである。

(a)授業アンケート

授業担当者が自主的に教育改善を行なうための手掛かりの 1 つとして、受講生の意見を聴取するために、毎学期、授業アンケートを実施している。回答学生の匿名性を確保するため、アンケートは、履修登録者 5 名以上の授業科目を対象に実施し、集計結果は、教授会で配布している。2015 年度からは、学部におけるのと同様、実施方法を従来の紙媒体によるものから、神戸大学教務情報システム「うりぼーネット」を利用したものへと変更した。さらに、神戸大学教育憲章及び法学研究科のディプロマ・ポリシーに定められた学修目標に到達するために、学生自身が学修成果を確認するためのものでもあると授業アンケートを位置づけ、アンケート項目を、全学共通項目とこれまでの経験を活かした法学研究科独自の項目とに変更した。

授業アンケート実施の実績は、以下の別表 6 のとおりである。学部におけるアンケートと比較して、大学院は、①受講生の出席率が極めて高い一方で、②少人数の授業が多いため、回収数が少ない(概ね一授業あたり $5\sim10$ 枚程度)という点に留意が必要である。

■別表6 授業アンケート集計結果(法学研究科)

集中開講の科目,およびアンケート回答者が0名だった科目は除いてある。2016年度後期の最高値・最低値については、平均値と比較するのに適切な科目がなかったため記載していない。

年度	開講期・Q	項目 値種類	授業理解	達成度	知的興味	知識見方	履修価値	3項目平均
		平均	4.50	4.33	4.78	4.87	4.86	4.84
	前期開講科目	最高	5.00	4.75	5.00	5.00	5.00	5.00
2016年度		最低	4.00	4.00	4.20	4.40	4.40	4.33
2010年度		平均	4.67	4.00	4.67	5.00	4.67	4.78
	後期開講科目	最高	==	==	==	==	==	==
		最低	==	==	==	==	==	==
		平均	4.23	4.08	4.59	4.60	4.41	4.54
	前期開講科目	最高	4.70	4.80	5.00	5.00	5.00	4.95
2017年度		最低	3.50	3.00	3.25	4.00	3.00	3.42
2017年度		平均	4.27	3.77	4.51	4.58	4.63	4.57
	後期開講科目	最高	4.64	4.14	4.67	4.67	4.83	4.64
		最低	3.83	3.50	4.33	4.33	4.50	4.42
		平均	4.52	4.31	4.66	4.73	4.73	4.71
	前期開講科目	最高	5.00	4.75	5.00	5.00	5.00	5.00
0010左连		最低	4.00	3.88	4.00	4.09	4.18	4.18
2018年度		平均	4.63	4.30	4.82	4.81	4.53	4.72
	後期開講科目	最高	5.00	4.67	5.00	5.00	5.00	5.00
		最低	4.00	3.50	4.50	4.50	3.00	4.00

*「3項目平均」は、知的興味・知識見方・履修価値の平均値である(知的興味:「授業の内容は知的興味を引くものだった。」、知識見方:「この授業を受講して、新しい知識や物事の見方が得られた。」、履修価値:「この授業を受講することは、他の同級生や下級生にとっても有益である。」、をそれぞれ意味する)。

(b)教員相互授業参観

学部科目について実施している教員相互間の授業参観を、大学院科目である「特別特殊講義」においても実施しており、教員にとっての研鑽の機会を提供している。

(c)教育補助スタッフの技能向上

全学職員を対象に、ワード・エクセル・アクセスなどコンピュータ関係の講習会が実施されている。法学研究科の授業補助スタッフにとっても、技能向上の機会となっている。

(d)外部評価

本研究科は、第1期中期目標・計画期間が終了し第2期中期目標・計画期間が始まった2010年度に外部評価を受け、その後、第三期中期計画の達成状況を確認するため、本FRの対象期間後の2019年度中に外部評価を実施した。なお、2010年の外部評価報告書は、研究科ウェブサイト(*)において公表されている。

*http://www.law.kobe-u.ac.jp/evaluation/index.html

3 法学研究科実務法律専攻

(1)教育理念•目的

司法制度改革の一環として法曹養成制度に関する大幅な見直しが行われ、いわゆる法科大学院制度が導入されることとなり、2003年11月27日、神戸大学法学研究科に法科大学院の設置が認可された。2004年4月に初の入学生を迎え、2006年3月に第1期の法科大学院卒業生を送り出している。2019年3月修了生は第14期となり、修了生の累積人数は1083名となっている。

法科大学院の設置に伴い、法学研究科における専攻体制を,2004年4月から変更し、実務法律 専攻(法科大学院),理論法学専攻,政治学専攻の3専攻体制とした。その後2018年度からは実 務法律専攻と法学政治学専攻の2専攻体制へ移行したのは前述のとおりである。実務法律専攻に は法科大学院生のみが在籍する。

法学研究科は、法学研究科規則3条の2において、次のように実務法律専攻(法科大学院)の目的を定めている。「法の応用研究とともに、基本的な法領域に関して深い知識及び豊かな応用力を有する職業法曹並びに基本的な法領域に関する知識に加え、ビジネス・ローを中心とした先端的法分野についての知識及び能力を有する職業法曹の2種類の法曹を中心としつつ、先端的な研究に裏打ちされた、国際性・専門性に富んだ職業法曹を養成することを目的とする」。

法科大学院創設から 10 年以上が経過した現在は、神戸大学では「次世代型ロースクール」の 創成に着手している。これは、世界経済が次第にアジア中心へと変化し、また、各国がグローバル化に対応するルール策定を積極的に行いつつあるなか、世界を舞台に能力を発揮することができる法曹を養成し、さらには法曹の職域自体を拡大するべく、法科大学院教育についてもグローバル化を進めようとする取組みである。具体的には、「ワークショップ企業内法務」などの授業を通じて内外の多数の実務家・企業法務担当者らと共同で教育を行い、また、外国法教育および海外でのエクスターンシップの機会も広く提供するなどをしており、神戸大学伝統のビジネス・ロー教育とこのグローバル教育とを重ねて実施することを通じて、本法科大学院修了生が国内外の法律事務所や企業法務部等で強いリーダーシップを発揮する力を涵養することを目指している。この取組みは「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」において、2015~2018 年度に「特に優れた取組」ないし「優れた取組」の評価を受けている。

(2)入学者選抜

(a)アドミッション・ポリシー

本法科大学院は、「法科大学院入学者受入方針」(アドミッション・ポリシー: AP)を設定し、 毎年の「学生募集要項」の冒頭に掲記している。

【入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)】

〇教育目標 現在のわが国における職業法曹教育においては、量的拡大と質的向上の両面が求められています。特に、社会の多様化、高度技術化、国際化、および、市場化が進む中で、わが国の社会は、質的に高い能力を有する多数の職業法曹を必要としています。そのため、神戸大学法科大学院は、以下に述べるような2つの教育上の理念・目的を掲げます。第1の目的は、すべての法曹に必要な基本的な知識と豊かな応用能力を有する職業法曹を養成することです。法曹が専門職業人である以上、そこに共通に必要とされる膨大な知識があることは当然ですが、神戸大学法科大学院においては、そのような知識を十分に有していることを前提として、さらに有する知識を多様な現実社会において妥当させる豊かな応用力のある職業法曹の養成を目的とします。第2の目的は、上記のような基本的な法領域に関する知識に加えて、ビジネス・ローと呼ばれる広義の企業取引に関わる先端的分野について、特に深い知識と応用能力を有する職業法曹を養成することです。社会の高度技術化、市場化が進む中で、各種の経済取引は複雑化し、それをめぐる法的紛争も必然的に非常に複雑かつ高度なものとなっています。神戸大学法科大学院は、多岐にわたる法分野で充実した教育を提供し、このような法的紛争に対応しうる人材の育成を行うことを目的とします。以上の目的を達成するため、優れた資質と強い勉学意欲を有する学生を受け入れて、所属教員の高い教育・研究能力を活用し、現在必要と

されている高度な能力を身につけた職業法曹を社会に送り出すことが、神戸大学法科大学院の 使命です。

〇求める学生像

- 1. 自然科学,人文科学,または、実定法学以外の分野の社会科学について十分な知識と能力を有し、高度な能力を持つ職業法曹となるための基礎的学力(読解力,理解力,分析力,表現力)と強い学修意欲とを備え、かつ、国際化が進展する今後の法的環境に対応しうる能力を有する学生。
- 2. 高度な能力を持つ職業法曹となるために必要な実定法学についての基礎的な知識と能力を有し、基礎法学、政治学等を含めた社会科学分野、または自然科学、人文科学に関する豊富な知識と能力、および、強い学修意欲を備え、かつ、国際化が進展する今後の法的環境に対応しうる能力を有する学生。
- 3. 豊かな社会経験とそれを実務法律専攻における学修に結びつける能力を有し、高度な能力を持つ職業法曹となるための基礎的学力(読解力、理解力、分析力、表現力)と強い学修意欲とを備え、かつ、国際化が進展する今後の法的環境に対応しうる能力を有する学生。

(b)募集人員

本法科大学院は、法学未修者コースと法学既修者コースの2つのコースについて出願者を募集している。法学未修者コースは3年を標準修了年限としている。法学既修者コースは,1年次の授業科目の履修を免除するのに十分な、実定法に関する基礎的な知識と能力を有する者を対象とし、2年を標準修了年限としている。

なお、2015年度入試から、法学未修者コースと法学既修者コースの併願を認めるとともに、従来は法学未修者コースについてのみ実施していたいわゆる3年次飛び入学制度を法学既修者コースの出願者についても導入することとした。これにより、優秀な学生が法曹になるための時間的・経済的負担を緩和することが期待されている。さらに、2017年度からは、法学部での3年間の学修と法科大学院での2年間の学修とを連携させて大学入学から5年間で司法試験受験資格を得られるようにすることを目指す制度(通称「3+2コース」)を導入し、法学部と法科大学院との連携のいっそうの強化を図っている。これらの取組みは、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」において、2015・16年度・18年度について「優れた取組」、2017年度について「特に優れた取組」の評価を受けている。

募集人員は、2015年度入試から、従前の法学未修者コース25人程度・法学既修者コース55人程度(合計80人)に代えて、法学未修者コースを20人程度、法学既修者コースを60人程度とした。

(c)入学者の選考

入学者の選考は、書類審査と筆記試験の結果を総合して行う(ただし、この例外となる選考を 2017 年度(2018 年度入試)に「未修者特別入試」として実施した。詳細は後述)。法学未修者コースでは、法律学をまったくまたはほとんど学んでいない者がふさわしいという観点から行い、法学既修者コースでは、これまで法律学をある程度学び、または職場での経験等に照らして法律に親しんできた者がふさわしいという観点から行う。

入学者の選考は,第一次選抜および第二次選抜の二段階で行う。第一次選抜では,法科大学院全国統一適性試験の成績が本学の設定する最低基準点に達しない出願者を不合格とするほか,出願者の人数等に鑑み,書類審査の資料をもとにさらに選抜を行うことがある。

第一次選抜の合格者について筆記試験を行い,第二次選抜は,筆記試験の結果と書類審査の結果を総合して行う。法学未修者コースについては,2015年度入学者募集から,面接の結果も考慮して合否を判断することとしている。

書類審査においては、出願者の特性にあわせた観点からの審査が行われる。すなわち、出願に際して、出願者には自分が法学部卒業者であるか、他学部卒業者であるか、社会人であるかを明示することが要求される。そして、それぞれの特性に従い異なった基準によって書類審査がなされる。本法科大学院がアドミッション・ポリシーにおいて提示する「求める学生像」の1. は他学部卒業者に、2. は法学部卒業者に、3. は社会人に概ね対応している。それぞれのカテゴリー

では、それぞれ異なった資質が要求されている。このように、出願者が「求める学生像」に合致するか否かを判定するために、出願者の特性に応じて異なった審査基準が採用されている。

第二次選抜における筆記試験は、法学未修者コースでは小論文の試験が、法学既修者コースでは法律科目の試験が行われる。法学未修者のための小論文試験は、法律家の仕事にとって不可欠である他者の主張に対する理解力・分析力・要約力を判断することを目的としている。したがって、直接に法律学の知識や能力を試すことは、一切、意図されていない。小論文試験では、「求める学生像」1. と3. が提示する「高度な能力を持つ職業法曹となるための基礎的な学力(読解力、理解力、分析力、表現力)」の有無を判定するために、実際に設問に関係する複数の資料を読み、その中に含まれる論点・論拠・事例を用いて、主張を論理的に構成することが求められている。なお、上述のように、2015年度入試から、法曹としての適性をより多面的に検討するため、法学未修者コースについて、面接を実施することとなった。

法学既修者のための法律科目の筆記試験は、出願者が本法科大学院の1年次の授業科目の履修を免除するのに十分な法律基本科目に関する基礎的な知識と能力を有するかどうかを判断することを目的としている。したがって、1年次に配当されている必修科目に対応する7科目(憲法、行政法、民法、刑法、会社法、民事訴訟法、刑事訴訟法)について、その履修を免除するにふさわしい知識と能力を有しているかどうかを判定するための筆記試験を行う。7科目中2科目以上が、一定の成績に達しない場合(欠点の場合)は、他の科目の成績にかかわらず、不合格となる。

なお、2017 年度に実施した 2018 年度入試について、以上の入試とは別に、初の試みとして、「未修者特別入試」を9月に実施した。これは、法学未修者コースの募集人員 20 名程度のうちの 5 名程度について、社会人・他学部卒業者を対象として実施されたものであり、選考は、提出書類(適性試験の成績・大学の成績証明書・成績等申告書)にかかる審査と面接(読解力の審査と人物審査を含む)の結果を総合して行われた。

(d)社会人·他学部卒業者の受入れ

本法科大学院がアドミッション・ポリシーで提示する「求める学生像」に合致する出願者を選抜するために出願者の特性に合わせた審査方法が採用されており、「求める学生像」の3.が社会人に概ね対応している。そして、法学未修者コースと法学既修者コースの最終合格者の総数の3割程度以上が「他学部卒業者」か「社会人」に該当する者であることを目標としている。

ただし、社会人および他学部卒業者については、そもそも全国的に見ても法科大学院受験者が激減しており、法科大学院合格者の3割程度以上を確保することは困難な状況にあることから、直前で述べたような選考方法の多様化を導入することによって、要請への対応を試みているところである。

(e)公正な実施体制

法学既修者コースの書類審査では、出願者の多数を法学部の在籍者や卒業生が占めることを 考慮し、大学の成績について他学部卒業生とは異なった審査基準が採用されている。ただし、 それにより他学部卒業生が不利益となることはない。

また、法学既修者コースと法学未修者コースを分けるほかは、特別枠を設けて入学者を選抜する制度は存在しない。さらに、法学既修者コースと法学未修者コースの中に、神戸大学出身者を優先的に受入れる枠は存在しない(前述の「3+2コース」に属する神戸大学法学部生についても、選抜にあたっては他の受験生と全く同様に扱われる)。現に、下の表のとおり、本法科大学院に入学した者の中で、神戸大学出身者が占める割合は高くない。

■別表 入学者数とその内訳

	2016 年度	2017 年度	2018 年度
入学定員	80	80	80
入学者数	74	70	64
うち、法学未修者	14	16	15

うち、法学既修者	60	54	49
うち、他学部卒業者または社会人	13	16	10
うち,他大学出身者	49	51	58
入学定員に占める入学者数の割合	0.93	0.88	0.80
入学者数に占める他学部卒業者または社会人の割合	0.18	0.23	0.16
入学者数に占める他大学出身者の割合	0.66	0.73	0.89

(f) 収容定員に対する在籍者数の適正さ

本法科大学院の収容定員は,240名である。在籍者数が収容定員を上回る場合として,入学者が入学定員を上回る数であった場合,学生が進級・修了できなかった場合および休学した場合が考えられる。

まず、入学者数については、2015 年度までは入学定員とほぼ一致してきたが、近年は、入学者数が入学定員を下回る場合が生じている。これは、他大学の入学手続の時期とも関連して、4月までの学年開始までの間に入学を辞退する者の数の予想が難しいことに起因するところが大きい。

次に、学生の進級・修了との関係について、本法科大学院では、未修者 1 年次(本法科大学院では「1L」と呼んでいる)、未修者 2 年次・既修者 1 年次(本法科大学院では両者を「2L」と呼んでいる)において成績不良の場合、当該学年でもう 1 年勉強させる原級留置措置を採用している。そして、ある学生が 2 回続けて同じ学年において原級留置になった場合には、「成業の見込みがない」ものとして、当該学年の終了時に除籍することにしている。未修者 3 年次・既修者 2 年次(本法科大学院では両者を「3L」と呼んでいる)においては、原級留置措置が存在しない。3L 生が法科大学院修了要件を満たさない場合、修了要件を満たすまで 3L 生として勉強させることにしている。ただし、在学年数が 6 年を超えた場合は、除籍となる。

学生の休学との関係について、本法科大学院では、「学生が、病気その他勉学を継続しがたい止むを得ない理由により、3か月以上修学を休止しようとする」場合に限り、休学が許可される。休学が認められるのは、健康上の理由(入院加療が必要とされる場合など)、家族等に関する理由(妊娠・出産、介護の必要など)、職業上の理由(入学年度の4月までに現在の職場を離れることができない場合)、経済的な理由(本人の経済状況の急激な変動など)がある場合である。前期に休学を開始した場合には翌年度の前期開始時に、後期に休学を開始した場合には翌年度の後期開始時に、復学するものとされている。また、復学時に特別の理由がある場合には、さらに1年間の休学が許可される場合がある。しかし、休学期間は通算して2年間を超えることができない。休学に関する手続について、休学しようとする学生は、休学の理由を明らかにした休学願を教務係に提出し、研究科長が指名する教員(通常は法科大学院教務委員長(法科大学院運営委員会副委員長))に対して、休学の理由を説明しなければならないものとされている。

以上のとおり、入学者数は入学定員に近似し、また原級留置者が長期的に滞留する事態は生じず、休学者についてもその事由が限られている。さらに、収容定員は入学定員の3倍とされているところ、法学既修者の標準修了年限は2年であることから、在籍者数は収容定員を相当程度下回っており、在籍者数が収容定員を上回る状態が恒常的なものとなる事態は生じない。

■別表 在籍者数(休学者数を含む)

		2016年度	f.	2	2017年度		2	2018年度	
	未修	既修	合計	未修	既修	合計	未修	既修	合計
1L	14	_	14	19	_	19	16	_	16
2L	15	74	89	15	63	78	19	58	77
3L	14	68	82	8	64	72	15	54	69
合計	43	142	185	42	127	169	50	112	162

(3)教育内容および方法

(a)教育の基本指針およびカリキュラム・ポリシー

前述した法科大学院における教育目標に即し、また、次に掲げるような法科大学院設置以来の教育の基本指針に沿って授業科目を配置している。また、カリキュラム編成の基本的な考え方を明確にするため、2011 年度に策定したカリキュラム・ポリシー (CP) とカリキュラム・マップを2016年度に改正した。

本法科大学院における教育の基本指針は、次の3つの重要な柱から成り立っている。

第1の柱は「重ね塗り」によるカリキュラムを展開するということである。「重ね塗り」とは、第一には、基本的な法律科目については、同一の法律科目分野に属する範囲を繰り返しながら学修させつつ、その内容を学期・学年が進むにつれてより深化、高度化させ、いわば「螺旋状」にレベルを上げていくという考え方である。第二には、それは応用的・先端的な授業科目を、先行する基本的な法律科目の学修の進行にあわせて、順次、学期・学年が進むのに応じて配置することによって具体化される。応用的・先端的科目を学修することで、基本的な法律科目で学んだことをより多角的・立体的に理解することができるようにすることを企図するものである。

第2の柱は、双方向的・多方向的な教育手法の導入である。これは、本法科大学院修了者が法律実務で活躍するために、自分の考えを言語化して、口頭および文章で人に伝達する能力を養うことを目的とするものであり、具体的には、「対話型演習」科目および「R&W ゼミ(リサーチ・アンド・ライティング・ゼミ)」科目(以下、R&W ゼミと表記)がそれに当たる。対話型演習は、主として法律基本科目を対象として行われる。2L から 3L に配当され、原則として 1 クラス 50 名を上限とし、教員が質問して学生に答えさせたり、学生同士が質疑応答や討論を行ったりすることを前提とする。「R&W ゼミ」科目は、3L に配当され、1 クラス 15 名程度を上限として、先端的な科目について専門的に学び、かつ法律的リサーチ能力や法律関係文書の作成能力を涵養する。

第3の柱は、上記のように理論的なレベルにおける法曹としての能力を養いつつ、これを基礎として、さらに本法科大学院修了者が将来法曹として能力を発揮していくために基礎となる実務能力を涵養するために、理論的教育と法曹実務教育を架橋することである。そのために、「実務基礎科目」として、法律実務に長く関わった経験を有する実務家教員が中心となって担当する科目が展開されている。そこでは、関連する法領域について学んだことを、実務的観点から整理しなおすことを目標とする。

この第3の柱としての理論的教育と実務教育との架橋という観点は、本法科大学院では特に重視されており、具体的には、たとえば、2Lに「対話型演習法曹倫理」、「対話型演習民事裁判実務」および「対話型演習刑事手続実務」、3Lに「実務刑事法総合」がそれぞれ置かれている。また、実務科目と法律基本科目、実務家教員と研究者教員の連携を強化するための各種の取組み(共同での作問や、後述する教育改善意見交換会)が、定期的に行われている。

法科大学院のカリキュラム・ポリシー(教育課程の編成・実施の方針)は次のとおりである。

【実務法律専攻専門職学位課程 教育課程の編成・実施の方針】

神戸大学のカリキュラム・ポリシーにもとづき、法学研究科実務法律専攻は以下に示す方針にしたがってカリキュラムを編成する。

- ・人間性:法曹として求められる高い倫理感を身につけることができるよう,対話型演習法曹倫理を開設する。
- ・専門性:すべての法曹に必要な基本的な知識を身につけることができるよう,法律基本科目(必修)および実務基礎科目(必修)を開設することに加え,これらの知識を基盤とした応用能力や,ビジネス・ローを中心とした先端的法分野についての知識およびこれを基盤とした応用能力を身につけることができるよう,必修科目以外の法律基本科目・実務基礎科目のほか,展開・先端科目、R&W ゼミを開設する。
- ・創造性:新たな問題事象に対して、これまでの法的思考を継承しながらも、それを批判的・創造的に発展させて問題を解決する能力を身につけることができるよう、展開・先端科目、R&W ゼミ、法律理論研究科目を開設する。
- ・国際性: 多様な考え方や異なる文化の存在を踏まえ、社会の多元性を尊重して問題を解決する能力を身につけることができるよう、展開・先端科目、基礎法学・隣接科目を開設する。

(b) 本法科大学院における到達目標

本法科大学院においては 2011 年度に、本法科大学院の学生が、修了までに到達すべき目標(神戸大学法科大学院における到達目標)を改めて文書のかたちで整理したうえで公表しており(学内からのみ参照可能)、本法科大学院入学者は、法科大学院を修了するまでの間に、それぞれの科目で示された到達目標を、講義・演習・自習等を通じて、修得することが求められているが、2016 年度からは、本法科大学院は、東京大学・京都大学・一橋大学と並んで、文部科学省の委託事業である共通到達度確認試験試行試験の幹事校となり、全国の法科大学院教育の質の確保に向けた政策に強く関与することとなっている。

(c)授業の内容

本法科大学院の授業内容について、以下説明する。カリキュラム、開講科目、修了要件等が、年度によって若干異なっている場合がある。以下の記述は、とくに断らない限り、2018 年度入学者に適用される法学研究科規則等によるものである。

(i) 本法科大学院は、法律基本科目として、下の表のとおり31科目を開設している(下線を引いた科目は必修科目。科目名の後の丸数字は単位数を示している。以下、同じ)。

	1L配当科目	2L配当科目	2Lまたは3L 配当科目	3L配当科目
憲法分野科目	憲法基礎④	対話型演習		対話型演習
	思伝基礎也			
(3科目) 行政法分野科目	行政法基礎③	憲法訴訟 I ② 対話型演習		憲法訴訟Ⅱ②
(3科目)	1 り以伝を焼る	対		
(3 作日)				
		対話型演習		
		行政法Ⅱ②		
民法分野科目	民法基礎 I ④	対話型演習契約		対話型演習
(7科目)		法I・不法行		家族法②
		為法②		
	民法基礎Ⅱ④			
	民法基礎Ⅲ⑤	対話型演習		
		契約法Ⅱ②		
		対話型演習物		
		権・責任財産		
	A LIVI O	法②		
商法分野科目	会社法④	対話型演習		商取引法②
(4科目)		商法I②		
		対話型演習		
		商法Ⅱ②		
民事訴訟法分野	民事訴訟法④	応用民事訴訟法		対話型演習
科目(4科目)		A2)		民事訴訟法②
		応用民事訴訟法 B ②		
 刑法分野科目	刑事実体法I④	対話型演習		対話型演習
(4科目)	刑事実体法Ⅱ②	刑事実体法I②		刑事実体法Ⅱ②
	刑事手続法③			応用刑事手続法
刑事訴訟法分野	刑争于統法(3) 	対話型演習		
科目(3科目)		刑事手続法②		2

領域を横断する	法解釈基礎 I ①		対話型演習
科目(3科目)	法解釈基礎Ⅱ①		民事法総合②

IL配当の法律基本科目は、法学未修者を対象に、基本的な法領域に関する基礎的知識と法的思考力を身につけさせることを目的とする授業であり、各授業は、担当教員による解説と学生との間に交される質疑応答のバランスに配慮した双方向型で行われる。多くの科目で期末試験(筆記試験)のほかに小テストやレポートが成績評価の方法として採用されている。

2L配当の法律基本科目は、主に対話型演習の形式によって行われる。対話型演習では、職業 法曹となるために十分な法的知識とその運用能力を身につけるため、実際に存在する複数の争点 にまたがる問題や判例の理解の仕方が錯綜している問題を題材にして、学生の十分な予習を前提 に、担当教員と学生、または学生間の質疑応答・議論を中心にした授業が展開されている。これらの法律基本科目に対話型「演習」という名称を付されている理由は、このように学生の十分な予習を前提とした対話型形式での授業方法がとられる趣旨を明示する点にあり、従来の学部演習のように、一定の担当者が準備した内容を報告し、質疑応答を行うという方式とは全く異なるものである。2L以降の法律基本科目についても、授業成果の定着を図るため、期末試験(筆記試験)のほかに小テストやレポートを利用した成績評価がなされている。

(ii) 本法科大学院は、実務基礎科目として下の表のとおり15科目を開設している。

2L配当科目	3L配当科目	2L 又は 3L 配当科目	R&W ゼミ科目 (3L配当科目)
対話型演習法曹倫理② 対話型演習刑事手続実務② 法律文書作成演習 I① 法律文書作成演習 II① 対話型演習民事裁判実務②	公法系訴訟実務基礎② 実務刑事法総合② 刑事裁判実務② エクスターンシップ② 民事裁判演習② ワークショップ経済法 実務② ローヤリング②	ワークショップ 企業内法務②	R&W ゼミ刑事実 務② R&W ゼミ企業法 務②

実務基礎科目のうち、対話型演習科目である「法曹倫理」では弁護士倫理を中心とした法曹倫理について、「民事裁判実務」では民事裁判における要件事実と事実認定について、「刑事手続実務」では刑事裁判における事実の評価・証拠収集手続・証拠能力について、実務家教員による双方向・多方向的な授業がなされている。

3L配当の R&W ゼミでは、1 クラス 15 名程度を上限とし、法律的リサーチの能力と文書作成能力を養うことが目的とされている。実務基礎科目として開講される R&W ゼミでは、法律基本科目で得た法的知識・思考力・表現力と「対話型演習法曹倫理」、「対話型演習刑事手続実務」、「対話型演習民事裁判実務」で得た実務的な能力を前提に、実際に存在する事案をベースにした具体的な問題を扱う。

「エクスターンシップ」は、弁護士事務所での研修を通じ職業法曹の活動の実態に触れさせることを目的する授業科目であり、2Lの2月下旬頃から3月中の連続した2週間にわたって実施する。エクスターンシップに参加する学生は、守秘義務等の確認を含めた準備作業等のために、弁護士事務所への訪問の前後に行われる説明会や検討会に出席することが求められる。成績評価は、実際に弁護士事務所で作成した法律文書を中心に行い、担当弁護士のコメント等を加味して行う。

なお、これにかかわり、クアラルンプールなどアジア各地の弁護士事務所に、本学の法科大学院生(修了生を含む)をエクスターンシップとして派遣するという試みもこれまで行っている(在学生の参加については、単位として換算されうる)。海外でのエクスターンシップは、国によっては就労ビザ取得の要請などがあることから、実施に当たって特有の困難が伴うものであるが、先述した「次世代型ロースクール」創成にむけた取組みの1つの核をなす制度としてこれまで積極的に実施しているところである。

「ローヤリング」は、法律家とくに弁護士の実務技能のうち法科大学院において修得すべきと考えられるものを修得することを目標としており、5名の弁護士が担当する。具体的には、依頼者の納得・安心を得るための法律相談、適正な解決を得るための事実調査・資料収集・法的検討・紛争解決手段の選択、相手方との交渉、裁判および裁判外紛争処理手続の理論と実務等をロールプレイをも取り入れて学ぶことしている。

(iii) 本法科大学院は、基礎法学・隣接科目として、法と法学に関する基底的な知識と視角や、日本法の客観的理解や国際化する法問題を扱う法曹となるために有益な視点を提供することを内容とする科目を開設している。以下の8科目がこれに該当する。R&Wゼミは、3年次に開講され、先端的な科目について専門的に学び、かつ、法律的リサーチ能力と文書作成能力を養うことが目的とされている。

2Lまたは3L配当科目	R&Wゼミ科目(3L配当科目)
現代司法論②, アジア法②, 中国法②, 法文化②, 法思想 ②, アメリカ法④, ヨーロッ パ法④	R&Wゼミ法社会学②

(iv) 本法科大学院は、展開・先端科目として、法律基本科目の理解を前提として応用的・発展的な分野に関する知識と法的能力を身につけるための科目と、主としてビジネス・ローなどの法領域に関わる科目を開設している。以下の科目がこれに該当する。

2Lまたは3L配当科目	3L配当科目	R&Wゼミ科目 (3L配当科目)
②, 租税法 I ②, 労働法 I ②, 労働法 II ④, 社会保障法②, 経 済法 I ④, 経済法 II ②, 国際経 済法②, 国際私法・国際民事訴 訟法④, 国際取引法④, ADR 論	行·保全法②,刑事学②,金融商品取引法②,応用知的財産法②, 租税法Ⅱ④,先端実務租税法判例·事例研究②,先端実務独占禁	R&Wゼミ倒産法②, R&Wゼミ知的財産法②, R&Wゼミ和税法②, R&Wゼミ 労働法②, R&Wゼミ経済法②, R&Wゼミ国際関係法(私法系)②, R&Wゼミ環境法②

(d)教員

本法科大学院にはその規模に照らして、教育上必要な教員が配置されている。

■法科大学院担当教員数(2018年6月現在)

	教 授	准教授
実務法律専攻のみの専任教員	22	4
実務家・専任教員	1	0
実務家・みなし専任教員 (法曹実務教授および法曹実務准教授)	2	1
専任教員合計	30(教授 2	5, 准教授 5)
理論法学専攻の専任教員であり,法科大 学院の兼担教員	13	1
非常勤の兼任教員	16(非	常勤講師)

教員合計	60

専任教員および兼担教員は、その活動成果を、法学研究科の「ファカルティレポート(下巻)」およびウェブ上の「神戸大学研究者紹介システム」(KUID)において継続的に報告し、各教員の研究活動、教育活動、およびその他の学外活動等の各項目に分けて、法科大学院において法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有することを示す資料として公表している。

(e)単位の実質化(キャップ制)

本法科大学院では、双方向ないし多方向的な討論を中心とする対話型の授業を効果的に推進するために学生の事前準備を要求し、さらに、確実な復習のための学修時間を確保させるため、履修科目登録に、次ページの表のとおり単位数の上限を設定している。3L の履修科目登録の上限単位数が、1L と 2L のそれより多いのは、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等を考慮したものである。

また、学生は、学期初めに履修登録を行った科目について、途中で履修を中止したい場合、 学期毎に設けられる履修取消期間中に履修を取り消すことができる(ただし「必修科目」および「事前募集型の科目」は履修取消ができない)。詳細については、「学生便覧」に「専門職 学位課程(法科大学院)履修取消対象外科目一覧表」を掲載している。

■別表 履修科目に関する上限

	1L	2L	3L
履修科目登録の上限	40 単位	36 単位	44 単位

(f) 双方向型·少人数授業

(i) 本法科大学院では、法曹として必要な基礎知識を土台に、事例を分析し、問題点を発見・整理しながら筋道を立てて考える思考力、自分の考えを相手にわかりやすく伝える表現力、どのような問われ方をしても法的知識や技能を使いこなせる力、すなわち法的リテラシーを養成することを教育目標としている。

このような能力を養うためには、教員が質問して学生に解答を求めたり、または学生同士が質 疑応答や討論を行ったりする、双方向的・多方向的な授業手法を幅広く採用する必要がある。

「対話型演習」という名称の付された科目は、このような方法を最も徹底して実践している科目であるが、それ以外のすべての科目においても、程度の差はあれ、対話による知識の定着・応用能力の育成を常に重視して授業を行っている。このような双方向的・多方向的授業を実践するために、本法科大学院の授業クラスは、すべて学生数を適切な規模に維持するよう配慮している。

1L は、1 学年の在籍者数が 20 人程度であるため、すべての授業科目は 1 クラス編成で行われている。2L と 3L は、1 学年の在籍者数が 80 人程度であり、必修科目については各学年について 2 つのクラスに分けて授業が行われている。

必修科目はもとより選択科目においても、原則として1クラス50名以下の少人数教育が行われている。特に、ビジネス・ローをはじめとする先端的な法律分野については、1クラス15名程度を上限としたR&Wゼミを行い、法律的なリサーチ能力や、文書や口頭で表現する能力を養成している。

(ii) 本法科大学院では、授業科目の性質と学生の到達度の段階に応じた授業方法をとっている。例えば、法律基本科目の体系的・基礎的理解を目的とする 1L の授業科目では、予習課題の点検、その日の学修ポイントのレクチャー、質疑応答、判例や比較的簡単な事例問題についての双方向的・多方向的な検討を通じ、専門的な法的知識の定着と法的思考能力の養成が図られる。2L 以上の科目は、法的基礎学力を有する学生を対象に、あらかじめ指定された判例や事例問題を題材に、双方向的ないし多方向的な討論を行うことにより、具体的事実から問題点を抽出させる能力を涵養し、判例や学説の意義や射程について様々な角度から分析を加えることにより批判的かつ創造的な法的思考能力を養い、妥当な結論を導く問題解決能力を高めると共に、分かりやすく説得的な表現能力を強化することを目指している。また、実務基礎科目では、現実に生起している具体的な事例

を素材に、徹底した双方向的・多方向的な討論を行うことにより、法的紛争を解決するために必要とされる事実分析力や実務的な判断能力を養い、既に学生が修得している知識・理解をより実践的なものにするよう努めている。

(g)シラバス(講義要綱)

1年間の授業の計画,各科目における授業の内容および方法,成績評価の基準と方法については,ウェブ上で公表されるシラバス(『実務法律専攻 講義要綱』として教務係にも備置)に記載され,あらかじめ学生に対する周知徹底が図られている。

(4)成績評価と修了認定

(a) 成績評価と単位の習得

(i)成績評価の方法

職業法曹を養成するプロセスとしての法科大学院においては、学生の達成度を示すための公 正で厳格な成績評価が特に必要とされている。

成績評価は、双方向性・多方向性を重視する法科大学院の授業科目においては、期末試験や中間試験、随時の小テストのほか、授業への積極的な参加や学期中のレポート等も成績評価に加味することとし、その方法や比重については開講前に学生に対して公表をしている。

もっとも、成績評価に際しては、期末試験を実施することを原則としており、例外的な場合を除いて、レポート等のみで成績評価は行わないこととしている。各授業科目において、期末試験の成績評価全体に占める割合は概ね 50~90%の間である。期末試験の採点は、評価の厳格性を確保するため、学生の氏名等が見えない形に綴じた状態で行うこととされている。

(ii)成績評価の基準

各授業科目の成績評価は、原則として下の表のとおり7段階評価を行う。「可」以上が合格であり、「不可」は不合格である。「法解釈基礎演習 I」・「法解釈基礎演習 I」・「エクスターンシップ」および「ワークショップ企業内法務」については科目の特殊性から合と否の2段階評価を行っている。

成績評価の対象者(履修登録者)が 21 名以上いる場合の成績評価について,秀,優および良上の評価をする学生数を,下の表のとおり制限している。これらの成績評価基準は,「学生便覧」に掲載するほか,学生に配布される「学生の手引き」にも掲載し,さらには,毎年 4 月の授業開始の前週に行われるオリエンテーションにおいて,法科大学院の教務担当教員が行う教務事項の説明の中で言及し,学生に対する周知徹底を図っている。なお,後述する進級制限(原級留置)との関係で,1L、2L においては,下の表のとおり 7 段階の成績評価に対応して,5~0 の GP(グレード・ポイント)が付与され,1L においては 1L 配当の必修科目,2L においては 2L 配当の必修科目の単位あたりの評定平均値(GPA)が進級の基準とされている。

■別表 成績評価のあり方

成績評価	成績評価の基準	成績評価の割合	GP
秀	90 点以上	秀の評価をする学生数は,履修 登録者の 10%以内	5
優	80 点以上 90 点未満	秀および優の評価をする学生数 は、履修登録者の30%以内	4.5
良上	75 点以上 80 点未満	秀,優および良上の評価をする学生数 は,履修登録者の60%以内	4
良	70 点以上 75 点未満		3
可上	65 点以上 70 点未満		2
可	60 点以上 65 点未満		1

不可	0点以上60点未満	0
' '		0

(iii)採点基準の公表と答案返却

期末試験が行われたすべての科目につき、学生に対して、採点済み答案が返却され、かつウェブサイトにおいて、採点基準が示されている。ここでは、詳細な採点基準や試験の講評、学生への注意事項などが記され、学生にとって、返却された答案と照らし合わせることにより、効率的な復習が可能となっている。

(iv)成績評価に対する不服申立制度

成績の評価に関し、不服がある場合の取扱いを、「成績評価不服申立に関する内規」に定め、「学生便覧」に掲載するとともに、「学生の手引き」においてこの制度の説明をすることで、 学生に周知している。

成績評価に不服のある学生は、原則として、当該成績が通知された日から1週間以内に、文書で、採点基準に照らして、不服の理由を具体的に示した上で、その旨を教務係に申し出ることができる。不服申立が行われた場合、当該授業担当教員は、速やかに当該学生と面談し、成績評価について説明しその内容を書面で専攻長に報告しなければならない。

(b) 進級の制限(原級留置措置)

本法科大学院では、1L または 2L において、修得単位数が少ないまたは成績が一定の基準に達しない場合には、進級を認めないこととし、当該学年に修得した単位を無効とする原級留置措置を採用している。平成 23 年度からは、1L において通年で 26 単位以上を習得できなかった場合もしくは 2L において通年で 24 単位以上を修得できなかった場合、または、1L において 1L 配当の必修科目の GPA が 1.5 未満もしくは 2L において 2L 配当の必修科目の GPA が 2.0 以下である場合に、原級留置の対象となる。この場合、進級は認められず、もう1年、当該学年の授業科目を履修することになる。ただし、成績が秀、優および良上であった授業科目の単位(および合否判定科目の単位)は、無効とされない。良好な成績結果を収めた授業科目について、さらに再履修をさせる必要性に乏しく、むしろそれ以外の科目に集中して再履修を行わせることがより効果的であること、成績良好者の再履修が他の履修者との関係でも好ましくない結果をもたらしうること等を考慮したものである。

平成 $26\sim28$ 年度末時点における 1L および 2L における原級留置者の数は、次ページの表のとおりである。

なお、3Lは、原級留置制度の対象としていない。3L生が学年末において修了に必要な要件を満たすことができなかった場合には、当該学年で修得した単位を無効とはしないまま、3L生としてもう一年過ごし、必要な科目の履修を行うこととしている。また、学生が、2回続けて同じ学年において原級留置になった場合には、「成業の見込みがない」ものとして、当該学年の終了時に除籍することとしている(法学研究科規則18条)。すなわち、1Lにおいて2回続けて原級留置となった場合、または2Lにおいて2回続けて原級留置となった場合。

以上のような規則の内容は、「学生便覧」に掲載された法学研究科規則によって確認できるほか、実際の運用の仕方を含め、より平易な表現で学生向けに周知徹底をはかるために、「学生の手引き」においても詳細な説明を行っている。それに加えて、新入生向けに開催されるガイダンスにおいて「学生の手引き」を配布し、教務担当教員が口頭で説明を行うことにより、注意を喚起することとしている。

■別表 原級留置対象者数

	2016年度	2017年度	2018年度
IL における原級留置対象者	4	1	1
うち, 再度の原級留置対象者として除籍された者	0	0	0
2Lにおける原級留置対象者	12	9	6

うち、再度の原級留置対象者として除籍された者 0 0 0

(c)ディプロマ・ポリシーと修了要件

本法科大学院は、「学位授与に関する方針」(ディプロマ・ポリシー: DP)を 2016 年に改正した。その内容は以下のとおりである。

【学位授与に関する方針 (ディプロマ・ポリシー)】

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、法学研究科実務法律専攻は以下に示す方針にしたがって当該学位を授与する。

- 〇法学研究科専門職学位課程に所定の期間在学し、修了に必要な単位を修得すること。
- 〇神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、職業法曹を目指す者として、修了まで に次の学修目標を達成すること。
- ・すべての法曹に必要な基本的な知識およびこれを基盤とした応用能力を有する。
- ・ビジネス・ローを中心とした先端的法分野についての知識およびこれを基盤とした応用能力を 有する。
- ・法曹として求められる高い倫理感を有する。
- ・新たな問題事象に対して、これまでの法的思考を継承しながらも、それを批判的・創造的に発 展させて問題を解決する能力を有する。
- ・多様な考え方や異なる文化の存在を踏まえ、社会の多元性を尊重して問題を解決する能力を有 する。

具体的な法科大学院修了の要件は、「当該課程に3年以上在学し、……100単位以上を修得すること」である。法学既修者コースに入学した者については、標準修業年限3年に代えてこれを2年に短縮し、また修了要件単位数のうち34単位を修得したものとみなしている。法学未修者コースに入学した者につき、他大学大学院の授業科目の履修に関して、「教授会が認めるときは、30単位を限度として第29条1項に規定する単位数に充当することができる」。また、専門職学位課程学生の入学前の既修得単位の認定に関して、教授会が認めるときは、上掲22条第3項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を限度として、修了要件単位数に充当することができる。

法学未修者コースと法学既修者コースの修了に必要な単位数は次の表のとおりである。

	必修科目として 必要な単位数	選択必修科目として必要な単位数	修了に必要な 単位数
法学未修者	70 単位	24 単位	100 単位
法学既修者	32 単位	24 単位	66 単位

科目グループごとの必修科目と選択必修科目の単位数は、次の表のとおりである。

修了要件科目グループ	必修科目 (1L)	必修科目 (2L・ 3L)	選択必修	5科目
法律基本科目	38単位	24単位	対演憲法訴訟	
うち公法系科目	6単位	6単位	Ⅱ,対演刑事実	
うち民事系科目	21単位	14単位	体法Ⅱ,対演民	
うち刑事系科目	9単位	4単位	事法総合から4単	
うち、横断科目	2単位		位以上	
実務基礎科目		8単位	2単位以上(ロー ヤリング・エク スターンシッ	必修科目を除 き,24単位以 上(*)。R&W

		プ・公法系訴訟 実務基礎から)	ゼミ科目を, 2単位以上
基礎法学・隣接 科目		4単位以上(*)	
展開・先端科目		12単位以上(*)	
法学理論研究科 目			

(*)は R&W ゼミを含む単位数

これらの修了要件についても、「学生便覧」に掲載するほか、学生に配布される「学生の手引き」にも掲載し、さらには、毎年4月の授業開始の前週に行われるオリエンテーションにおいて、 法科大学院の教務担当教員が行う教務事項の説明の中で言及して、学生に対する周知徹底を図っている。

本法科大学院の授業科目は、ディプロマ・ポリシーに定める各学修目標に対応する形で授業科目が各学年に配置されている。さらに、それを担保するため、学修目標達成に特に資する科目を、必修(各法律基本科目、対演法曹倫理等)、選択必修(基礎法学・隣接科目から4単位選択必修、R&Wゼミから2単位選択必修等)として定め、確実な学修目標の達成を制度的に期している。

(5)学生支援と教育施設・設備

(a)ガイダンス

本法科大学院は、法科大学院生が適切な履修計画を立てることができ、かつどのように学修を組み立てていけばよいか、その仕組みを十分理解することができるように、詳細な「学生の手引き」を作成して、入学前ガイダンスを行うと共に、入学時に新 IL 生および新 2L 生に対するオリエンテーションを行っている。オリエンテーションにおいては、IL 生・2L 生共通で、教務事項や法科大学院の生活に関する説明および情報ガイダンスが行われるとともに、教員からのアドバイスが与えられる。

これに加え、新 IL生に対しては、修了者からのアドバイスの仕組みが設けられており、また、新 2L生に対しては、事前に憲法・行政法、刑法・刑事訴訟法、民法・民事訴訟法・会社法について、入学までに各科目についての基礎的な知識を復習・確認させるべく、学修範囲を指定した上で自習を促し、かつ自習のインセンテイブを確保するために自習成果確認テストを行っている。

また、2L オリエンテーション時には、次の2種類の文書も配布されている。第一は、2年間で法律基本科目の実力をどのように修得するかを具体的に示すために作成され、本法科大学院における授業展開や科目の特性を記した文書であり、第二は、2L前期から履修が始まる科目群である司法試験選択科目についての情報提供を目的として作成され、授業展開や科目の特性を記した文書である。

(b)学修環境の整備

(i)教室

法科大学院の教育に利用されている教室すべてにマイクおよびスクリーンを整備しており、 プロジェクターもすべての教室で利用可能である。コンピュータを利用したプレゼンテーションやスライドを利用する教員に対しては、法科大学院が主として利用している教室のうち当該 設備を備えた教室が利用され、教育効果の向上に資するよう配慮されている。

また法科大学院の教育に主として利用されている教室のうち、演習室を除く各教室では、各 座席に電源コンセントを設置しており、演習室を含む各教室においては、有線もしくは無線 LANを経由して、インターネットへ接続することが可能である。

(ii)図書

法科大学院学生の利用できる図書等の点数は極めて多い。社会科学系図書館には和漢書約 65 万冊, 洋書約 72 万冊の計約 137 万冊の蔵書があり, ガイダンスにおいてその利用方法が説明されている。

法学研究科資料室は、主として法学関係の雑誌・紀要等を収集しており、約700種類の雑誌を継続的に受け入れている。また同資料室では、LEX/DB、LLI統合型法律情報システムなど、法学関係のデータベースが多数利用に供されている。

さらに、法科大学院自習室には、法科大学院学生の学修用に 4,500 冊を越える専用の図書が配架されている。

(iii)社会科学系図書館および法学研究科資料室

社会科学系図書館には約400の閲覧席が設けられているほか、多数の利用者用コンピュータを備え、情報の検索の利用などに供されている。また、同館には情報コンセントおよび無線 LANのアクセスポイントも設置されており、法科大学院学生が自分のコンピュータを持ち込んで利用することも可能である。また法学研究科資料室においても、6台のコンピュータが利用者用に提供され、情報の検索のほかデータベースの利用などに供されている。

また、法学研究科教員、大学院生および学部学生の図書利用の便を図り、教員の図書購入や 紀要等編集を補助し、資料室ウェブサイトの運営・更新やデータベースを提供する目的で、法 学研究科資料室が別途設けられている。ここには、専任の職員 1 名が配置され、約 700 種類の雑 誌が継続的に受け入れられ、配架されている。雑誌は、法学系の大学紀要が充実し、併せて利 用頻度の高い雑誌を中心に備えられており、図書館・自習室と有機的に連携して教育研究上必 要な資料が整備されている。

(iv)自習室

学生の自習室は、六甲台キャンパス内の独立の建物である法科大学院自習棟の中にある。このうち、法科大学院自習棟は、法科大学院生の大学での継続的・安定的学修のために設けられているもので、24 時間利用が可能である。建物は、授業が行われる第 2 学舎およびアカデミア館ならびに社会科学系図書館に近接した位置にあり、図書館の有効な活用を可能にしつつ静穏な環境での自習を可能としている。自習棟の広さは約 1081 ㎡であり、ここに約 300 席が配され、学生一人当たり一席という学修に十分な席数と、広さが確保されている。加えて自習室は 24 時間利用可能であり、学生の自習に活用されている。自習室には、各机に LAN コンセントが設けられているほか、無線 LAN も利用可能であり、これを通じてインターネットへの接続が可能であるだけではなく、学生に提供されている各種データベースを自習室から利用することが可能である。また同室には、前述のとおり、学修に必要な図書を和洋書合わせて 4,500 冊以上そろえている。

(v)模擬法廷施設の整備

2012年9月に竣工および供用を開始した。主に、民事裁判演習において利用されている。 主な設備は、法卓・法壇・書記官卓子・検察官弁護人卓子・発言台1式、iPad コントロールシステム1式、液晶プロジェクター2台、タッチディスプレイ1台、書画カメラ1台、ビジュアルプレゼンター1台、コミュニケーションカメラ4台、電動スクリーン1台、大型ディスプレイ(天吊)4台、デジタルHDカメラレコーダー1台、電子白板2台が配置されている。さらに平成27年度には、準備室に遠隔授業用のテレビ会議システム一式が配置された。

(vi)情報処理施設

情報ネットワークに関しては、教職員および学生全員にメールアカウントが配布され、履修科目登録そのほか多様に活用されている。なお、学内で、利用可能なパーソナルコンピュータは、下記各施設に配置されているもののほか、社会科学系図書館などでも用意されている。さらには、研究室、学生用研究・学修施設には LAN (無線を含む) が整備され、備付以外のコンピュータの利用も可能である。

また、研究科教員および大学院生のコンピュータ利用の便宜を図り、研究科内ネットワークの保守・整備、データベースの保守・提供、研究科ウェブサイトの管理を行うことを目的として、法政情報室が設けられ、専任の助教 1 名が配置されている。ウェブサイトを通じて、教員の研究・教育活動の状況、入試情報、学生募集要項、学修補助情報、評価情報等が公開されている。

(c)学修相談体制

本法科大学院においては、一般的なオフィスアワー制度を設けるとともに、オフィスアワー以外の時間、またはオフィスアワーを設定していない授業担当者等との面談を希望する場合には、電子メール等の通信手段を使って、面談予約を申し込み、研究室を訪問することができる。このことは「学生の手引き」に記載され、入学時ガイダンスで説明されている。また、オフィスアワーの時間を一覧表にして学生に示している。

IL 生に対する学修相談をさせるために、未修者コース出身の 3L 生の中から毎年 2 名をティーチングアシスタント (TA) として採用している。TA による相談については、新入生ガイダンスにおいても説明されている。他方、2L生に対しては、学修がある程度進んだ状態にある学生の学修方法の相談や学修内容に対する質問に対しては教員が対応する必要があることから、TA の制度は導入していない。その代わり、2L 生および 3L 生に対しては、法科大学院修了者や司法試験合格者による学修方法説明会を、毎年度、実施している。ここでは、修了者が学修方法について各自の経験を踏まえて説明し、質疑応答の後、個別的な学修相談に応じている。

教員による学生への面談の制度は、近時拡充の方向にある。すなわち、未修者コースの 1L 生全員を対象として、教員と学生の間の個別面談を通じてこれまでの学修方法の改善や今後の学修方法についてアドバイスを行うフォローアップ・カウンセリングなど、「未修者スタートアップ・プログラム」(詳細は後出)を実施するとともに、2014年度からは、原則として全 2L 生に対しても面談制度も行っている。さらに、2016年度からは希望する 3L 生に対しても面談を行うこととした。

(d) 同窓会等による学修支援

本学法学部・法科大学院出身者の組織する団体として、本学出身の法曹が組織する「凌霜法曹会」と本学法科大学院修了者が組織する「法科大学院同窓会」とがある。それらによる学修支援として、1L 生を対象とする「法律文書作成指導」と、修了者である司法試験受験生を対象とする教育指導(「サポートゼミ」)とが行われている。

(e) 学生の生活相談・進路相談

(i)生活相談

学生生活上の相談全般については、全学的な相談体制が整備されている。まず、学生センターに、「学生何でも相談」窓口が設けられ、連絡先が全学のウェブサイト(*1)に明示されている。また、「救急処置と『からだの健康相談』」および「こころの健康相談」については、常時、保健管理センターにおいて受けつけられており、連絡先が全学のウェブサイト(*1)に明示されている。さらに、法科大学院教務委員長および学生委員が協力して各種問題に対応している。

なお、ハラスメント(セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント)対策については、特に、法科大学院生も利用できる全学的な制度が用意されており、全学のウェブサイト (*2) にて周知を図っている。このうち、セクシャル・ハラスメントについては、法学研究科にも相談窓口が設置されており、法科大学院生が利用できるようになっている。これらについては、「学生の手引き」においても明示されている。

*1: http://www.kobe-u.ac.jp/campuslife/support/advice/

*2: http://www.kobe-.ac.jp/info/project/harassment/index.html

(ii)進路相談

3L 生を対象に、「キャリアパス講座」を 3 月に開講している。そこでは、裁判官、検察官、弁護士の職にある本法科大学院実務家教員より、それぞれの日常業務の内容、各職務の特性と適性についての私見、毎日の生活、職業人としての将来展望(採用後からその後の職務を継続した場合の一般的なキャリア人生像)等、より実際の生活に密着した情報の提供がなされ、それに対して、受講生から、質疑応答がなされている。

さらに、検察官出身の実務家教員と現職の裁判官である実務家教員の協力を得て、1年に数回、 検察庁の見学会、および、裁判傍聴の機会が設けられている。これらの見学会等では本法科大 学院学生と現職の検事・判事との懇談会が実施されており、学生の進路選択に極めて有益な情 報提供の場となっている。 このほか,就職支援活動のため,例年5月から6月にかけての時期に,神戸法学会の支援の下, 法科大学院同窓会と連携して,修了者,およびその他の有識者を講師に迎え,在学生,および 司法試験の受験を終えた修了者を対象として,就職活動における留意事項や,法律家としての 職業生活に関する情報提供会を開催している。また,すでに就業している修了者の中から,就 職活動中の在学生,修了者から寄せられる,就職活動に関する相談に応じる者を募り,その連 絡先のリスト(「就職相談者リスト」)を,大学院教務係を通じて,在学生および修了者に随 時配布している。

(f)障害者支援

身体に障害を有する学生の学修支援として、ノートテーカーのサービスを受けることができる。サービスの提供は、本学学生がアルバイトとして行っている。

(g)学費と学生の経済支援

(i)学費とその免除

神戸大学法科大学院の入学料は 282,000 円であり、授業料は年額 804,000 円である。経済支援の必要性が高い学生は、入学料・授業料の免除を申請することができる。入学料免除は、①入学前 1年以内における、学資負担者の死亡、あるいは風水害等の被災の場合、もしくは、②学業優秀で、かつ経済的理由により授業料納付が困難な場合に認められる。また、授業料免除は、①経済的な理由によって納付が困難で、かつ学業成績が優秀と認められる場合、もしくは、②各期ごとの授業料の納期前 6月以内(新入学者が入学した日に属する期分の授業料の免除に係る場合は、入学前 1年以内)に学資負担者が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合に認められる。

法科大学院生の入学料・授業料免除者数は以下の表のとおりである。

■別表 法科大学院生の入学料・授業料免除者数

【入学料】

	申請者	全額免除	半額免除
2016年度	0	0	0
2017年度	1	0	1
2018年度	13	0	8

【授業料】

1			
	申請者	全額免除	半額免除
2016年度前期	49	16	27
2016年度後期	45	17	25
2017年度前期	33	10	21
2017年度後期	33	10	21
2018年度前期	42	17	14
2018年度後期	33	18	12

(ii) 奨学金

法科大学院生のための奨学制度としては、日本学生支援機構による奨学金の申込みを大学を通じて行うことができることを、「学生の手引き」に記し、入学時ガイダンスで説明している。 奨学金の内容と各年度の受給者数については、別表を参照。

■別表 日本学生支援機構奨学生数一覧

種 別	貸与金額	2016年度	2017年度	2018年度
	50,000 51,000	6	6	4

1	80,000		1	2
種	88,000	30	21	18
	30,000			
	50,000			
	80,000			
2	100,000	1	1	1
種	130,000		1	
.—	150,000			
	190,000	1		1
	220,000		2	1

(6)教員組織と管理運営体制

(a) 教員組織

(i)概要

法科大学院の教育は、神戸大学大学院法学研究科の専任教員(いわゆるみなし専任教員を含む)と 非常勤教員によって担われている。

法科大学院にはその規模に照らして、教育上十分な数の教員が配置されている。

実務法律専攻に開設されている法科大学院教育の目的は,①基本的な法律科目に関する確実な理解と応用能力を十分に養い,職業法曹として必要な「基礎体力」を強化すること,②企業取引に関わる先端的な法律分野や知的財産法関連分野について幅広い専門的知識を習得させ,国際的に活躍できるビジネスロイヤーを育成すること,である。法科大学院教育には,実務法律専攻に所属する教員に加えて,理論法学専攻と政治学専攻の教員も携わっており,基本的な法律分野を専門に教育研究する教員層の厚さ,教員の専攻分野の多様性が,①②の目的にかなったカリキュラムを組成することを可能としている。

(b) 管理運営体制と事務組織

神戸大学大学院法学研究科では、毎月1回を原則として、定例の法学域会議・教授会(大学院 法学研究科・法学部)と専攻会議(実務法律専攻)とを、それぞれ独立して開催している。

このうち、法学域会議は法学研究科構成員に概ね相当するメンバーの人事に関する審議を、その他の事項とは独立して行うものであり、教授会は、法学研究科の3つの専攻(2017年度まで理論法学専攻・政治学専攻・実務法律専攻。2018年度より法学政治学専攻と実務法律専攻)に所属する全ての教員によって構成されている。他方、専攻会議は、実務法律専攻に所属する教員に加えて、当該年度に実務法律専攻における授業を担当する理論法学専攻および同政治学専攻に所属する教員、法曹実務教授および法曹実務准教授から構成される。

教授会とは別に専攻会議を設置しているのは、法科大学院の独立性、ならびに、法科大学院教育とその他の大学院教育・法学部教育の差異に鑑み、法科大学院における教育活動を適切に実施する体制を整えるためである。専攻会議を設置する目的との関係から、法科大学院専攻長が専攻会議の議長となり、また、専攻会議の決議事項については、専攻会議の議決を教授会の議決とすることができるとされ、専攻会議の概要は次回開催の教授会で報告されている。

教授会は法学研究科教授会規則に従い、専攻会議は法学研究科教授会規則を神戸大学大学院法 学研究科実務法律専攻会議に関する内規に従い、教授会は法学研究科と法学部に関する重要事項 (教育課程の編成、入試実施要項の確定など)の審議・決定を行い、専攻会議は教授会の決議事 項の中で実務法律専攻に関する事項とその他の重要事項(専攻長の選考など)の審議・決定を行っている。

法科大学院教育の運営については、専攻会議とは別に、法科大学院運営委員会(毎月1回の開催を原則とする)と法科大学院教務委員会を置き、さらに同運営委員会には4つのワーキンググループ(入試WG、就職支援・同窓会WG、加算プログラムWG、連携WG)が、同教務委員会には、4つのチーム(未修スタートアップWT、学習支援WT、教育改善WT、企業内法務リエゾン

T) がそれぞれ設置されており、カリキュラム・入試制度・教育手法・学修の支援・学外との連携などについて検証作業が日々行われている。

(7)教育改善、ファカルティ・ディベロップメント

(a)授業アンケート

10 名以下の少人数科目を除き、原則として全ての授業科目について、学期ごとに、受講者による授業アンケートを実施している。学生に対する授業アンケートを実施することによって、授業へのフィードバックが実効的になされている。ファカルティレポート下巻には、アンケートの結果に対する教員側の対応やコメントが掲載されている。また、アンケート結果は運営委員会で検討され、所定の場合には専攻長と担当教員の面談を行われる。

(b)相互授業参観

教員による授業の相互参観を、毎学期、2週間にわたり実施している。参観者は、「授業参観報告書」を実務法律専攻長宛てに提出するものとし、専攻長がその結果をとりまとめて運営委員会に報告し、具体的な教育方法改善策の検討に役立てている。

(c)教育改善ワーキングチーム

2015 年度から未修者スタートアップの仕組みが設けられ、法科大学院生の学修を効果的にサポートする制度がいっそう整えられることとなった。この「未修者スタートアップ・プログラム」は、2L 進学後の学修を円滑に進め早期の司法試験合格に結びつけるという観点から、法学未修者が入学直後の1年間で身につけるべき知識・能力を効果的に修得できるように構成されたものである。具体的には、入学直後に行われる「勉強方法情報提供会」、法解釈・文書作成の実践的なトレーニングの機会を提供する「法解釈基礎演習」(通年)、本学 OB・OG の実務家による「法律文書作成会」(7月)、各 1L 生の成績を踏まえて教員による学修アドバイスと相談の機会を提供する「フォローアップ・カウンセリング」(10月・3月)、学生の夏季集中自主ゼミに対する本学修了生からの支援体制の整備、さらには、2L 進級後の随時のカウンセリングの実施、等からなっている。このプログラムは、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」において、2015~2018年度にかけて「優れた取組」の評価を受けている。

(d)教育改善の具体的取組み

(i)CP・DP の改定

全学のカリキュラム・ポリシー (CP)・ディプロマ・ポリシー(DP)との対応関係をいっそう明確にすること等を企図して、2016年度に、CP及びそれに付随するカリキュラム・マップおよび DPの改定を行なった。

(ii)教育改善意見交換会

毎年度2回,法科大学院で授業を担当する者の間で,教育改善意見交換会を実施し,また,そこでの議論等を踏まえながら教育体制の整備を実施している。具体的には,2016年度は共通到達度確認試験や法科大学院入試の改善等をめぐって,2017年度は実務家教員の担当科目の実施状況等をめぐって,そして,2018年度は法科大学院進学プログラム(いわゆる法曹コース)に関連する状況等をめぐって,意見交換会が実施されている。

(iii)新入生への入学前説明会の実施

翌年度新入学生に対して、入学前の事前学修を効果的なものにするため、1月に入学前説明会を 実施し、入学までの自習課題を提示すると共に、学修方法や各科目の基本的考え方についてガイ ダンスを行っている。

(iv)1Lカリキュラムの充実

2014年度より、未修 1Lの学生を対象とした「未修者スタートアップ・プログラム」を開始し(前出),具体的には、民事系・刑事系の教員による基礎的な法律文章の作成方法等の演習、

学修面・生活面にかかわる教員と学生との個別面談、修了生・在学生による勉強方法情報提供 会等を実施している。

(v)実務関連科目の充実

2017 年度前期から、3L 生対象の実務基礎科目として、実務上の基礎的な法文書の作成指導を内容とする「法律文書作成演習III」を新設した。また、高度な実務との連携を目指す試みも行っており、2016 年度後期からは、先端実務にかかる知見の修得を可能にするため、博士後期課程の高度専門法曹コース(2018 年度より「高度専門法曹養成プログラム」に改称)に向けて開講されている科目を 3L 生対象の正規科目ないし臨時増設科目として設定して、単位認定の対象とした(対象科目は、高度専門法曹養成プログラムのカリキュラムの展開状況に応じて1年度毎に更新される予定である)。また、法曹の継続教育と法科大学院制度との連結についてもいっそう積極的に取り組むために、法科大学院科目の科目等履修にかかる開講科目数の増加等にも近年は取り組んでいる。

(vi)グローバルな法曹の養成に向けた教育の拡充

法曹として身につけるべき国際性の涵養を図るため、2016 年度から、博士課程前期課程に設けられる GMAP (Global Master Program) in Law (2018 年度からは「グローバルマスタープログラム」) 関連科目を臨時増設科目として、英語で行われる授業等について単位認定の対象とした。

(8)教育の成果

(a) 学生に対するアンケートの結果

各学期の授業期間の末尾に行われる授業アンケートにおいて、授業内容に対する総合的・全般的な質問として、「授業の内容は知的興味を引くものだった。」(「知的興味」)、「この授業を受講して、新しい知識や物事の見方が得られた。」(「知識見方」)、「この授業を受講することは、他の同級生や下級生にとっても有益である。」(「履修価値」)の各項目に対する考えを質問している。

これらの各質問項目に対する回答(「とてもそう思う」(5 点), 「ややそう思う」(4 点), 「どちらともいえない」(3 点), 「あまりそう思わない」(2 点), 「全くそう思わない」(1 点)) の, 授業ごと〔1 つの授業科目で複数のクラスが開講される場合は, クラスごとに 1 つの授業として扱う〕の平均値を集計し,各年度の全授業(回答数が少ない授業を除く)を通じた,最高値,最低値および平均値(授業ごとの平均値の合計を授業数で除して得られた値)は,以下の表のとおりである。これらの質問項目について全授業の平均値は,比較的高い数値を示しており,多くの授業において,多くの学生から,「知的興味を引く」「新しい知識や物事の見方が得られた」「履修価値が高い」との評価が得られているということができる。アンケート結果は,一覧表(授業ごとに各質問項目の得点を一覧化した表)が専攻会議で配付されることを通じて,授業担当者を含む全教員が共有している(教員がアンケート結果を知るのは,翌学期の冒頭というタイミングであり,期末試験の採点等に影響することがないよう留意している)。

なお、2015 年度からは、実施方法を従来の紙媒体によるものから、神戸大学教務情報システム「うりぼーネット」を利用したものへと変更した。さらに、神戸大学教育憲章および法学研究科のディプロマ・ポリシーに定められた学修目標に到達するために、学生自身が学修成果を確認するためのものでもあると授業アンケートを位置づけ、アンケート項目を、全学共通項目とこれまでの経験を活かした法学研究科独自の項目とに変更した。

■別表 法科大学院授業アンケート結果(次頁)

集中開講の科目は除いてある。

*「3項目平均」は、知的興味・知識見方・履修価値の平均値である(知的興味:「授業の内容は知的興味を引くものだった。」、知識見方:「この授業を受講して、新しい知識や物事の見方が得られた。」、履修価値:「この授業を受講することは、他の同級生や下級生にとっても有益である。」、をそれぞれ意味する)。

年度	開講期・Q	項目 値種類	授業理解	達成度	知的興味	知識見方	履修価値	3項目平均 *
		平均	3.82	3.06	4.34	4.42	4.38	4.38
	前期開講科目	最高	4.44	3.85	5.00	4.86	4.92	4.87
2016年度		最低	2.47	1.53	3.19	3.29	2.73	3.20
2010年度		平均	3.94	3.35	4.39	4.44	4.44	4.42
	後期開講科目	最高	4.58	4.17	5.00	5.00	4.93	4.97
		最低	2.56	2.39	3.59	3.86	3.26	3.71
	前期開講科目	平均	3.89	3.33	4.29	4.35	4.37	4.34
		最高	4.60	4.18	4.88	4.88	5.00	4.88
2017年度		最低	3.00	2.53	3.25	3.63	3.40	3.58
2017年反	後期開講科目	平均	3.95	3.44	4.41	4.44	4.46	4.44
		最高	4.58	4.33	4.92	4.93	4.93	4.89
		最低	2.75	1.90	3.25	3.25	3.50	3.33
		平均	3.93	3.27	4.36	4.42	4.30	4.36
	前期開講科目	最高	4.75	4.13	4.94	4.93	5.00	4.90
0010左座		最低	3.00	1.17	3.71	3.71	3.29	3.71
2018年度		平均	4.02	3.35	4.39	4.46	4.43	4.43
	後期開講科目	最高	4.50	4.17	4.86	5.00	5.00	4.83
		最低	3.14	1.75	3.50	3.43	2.93	3.29

(b)司法試験の結果

(i) 2016年から2018年の司法試験における、本法科大学院修了者の合格者数・合格率(受験者数に対する合格者数の割合)は、下の表のとおりであり、合格者数・合格率ともに全受験者の合格率に比して相対的に高い数字を残している。

■別表 司法試験の結果

	2016年	2017年	2018年
受験者数	127	142	129
合格者数	41	55	51
合格率	32.3%	38.7%	39.5%
全受験者の合格率	22.9%	25.9%	29.1%

- (ii) 2005 年度からの各年度に本法科大学院を修了した者が、2018 年司法試験までに、累積して何人合格しているかを示すデータは、下の表のとおりである。修了年度ごとの合格率・累積合格率(受験者実数に対する累積合格者数の割合)ともに、他のほとんどの法科大学院に比して高い数字を残している。
- (iii) 法科大学院の使命が、有能な法曹を送り出すものである以上、その成果の基礎的評価は、司法試験合格実績に反映されなければならないことを考えると、一定限度、所期の教育上の効果を達成し得たと評価できる。

■別表 累積合格者数・合格率(2018年司法試験まで)

	2005 年度 修了者	2006年度 修了者	2007 年度 修了者	2008 年度 修了者	2009 年度 修了者	2010年度 修了者
修了者数	62	80	91	105	92	80
修了年度ごと 合格者累計	50	65	68	75	56	65

修了年度ごと 合格率	80.6%	80.0%	74.7%	71.4%	60.9%	81.3%
累積修了者数	62	142	233	338	430	510
累積合格者数	50	115	183	258	314	379
累積合格率	80.6%	80.3%	78.1%	76.0%	72.8%	74.1%
修了年度ごと合 格率(全法科大 学院)(*1)	68.9%	49.5%	46.3%	47.2%	47.2%	48.5%

	2011 年度 修了者	2012 年度 修了者	2013 年度 修了者	2014年度 修了者	2015 年度 修了者	2016年度 修了者	2017年度 修了者
修了者数	86	68	65	76	70	79	62
修了年度ごと 合格者累計	56	58	50	56	49	55	29
修了年度ごと 合格率	65.1%	85.3%	76.9%	73.7%	70.0%	69.6%	46.8%
累積修了者	596	664	729	805	875	954	1,016
累積合格者	435	493	544	599	648	703	732
累積合格率	72.8%	74.2%	74.6%	74.4%	74.1%	73.7%	72.0%
修了年度ごと合 格率(全法科大 学院)(*1)	49.2%	53.7%	56.4%	53.4%	49.6%	47.2%	34.9%

*1:本行に示したのは、全法科大学院を対象とした各年度修了者数累計の中に占める司法試験合格者数の比率であり、この数値と比較対照が可能であるのは、本表中で第4行に示した神大法科大学院における「修了年度ごと合格率」である。本行の数値は、日本弁護士連合会(編)『弁護士白書 2018 年版』60 頁から採らせていただいた。

(c)修了後の進路

本法科大学院修了者については、修了後も緊密な連絡をとり、さらに、同窓会等の機会を利用して、進路の把握に努めている。直近5年の修了者について把握している進路では、下の表のとおりである。

この表を見るに、毎年度コンスタントに複数名のいわゆる任官者・任検者を輩出しており、弁護士登録する者の中にも、いわゆる大手事務所に就職する者も見受けられ、順調な成果が得られている。

■別表 修了者の進路(2018年7月現在)

	2011年度 修了生	2012 年度 修了生	2013年度 修了生	2014年度 修了生	2015年度 修了生
判事補任官	3	2	3	3	2
検事任官	1	2	2	2	4
弁護士事務所	41	35	35	38	18
法テラス	0	1	0	1	0

官公庁	3	1	1	2	0
企業等	7	10	5	7	4
進学・研究職	1	0	0	1	1
司法修習中	0	4	1	2	13

(d)研究者養成について

神戸大学大学院法学研究科における研究者養成のための教育プログラム(博士課程後期課程)と、法科大学院の関係は、次のとおりである。

法科大学院を修了して法学研究者の道を志す者は、研究者コースに進学することを予定している。法科大学院の設置に伴い、2006年度学生募集より、法科大学院修了者特別入試を実施している。法科大学院修了者特別入試の方法は大きく分けて2種類ある。一つは、本研究科専門職学位課程実務法律専攻(法科大学院)に在籍する者のうち、特に成績の優秀な者を対象として例年2月中旬に実施される内部入試であり、外国語1科目の筆答試験、および専攻科目1科目についての口頭試験が課される(なお、専攻分野によっては、外国語1科目の筆答試験を課さず、口頭試験のみによって行うものもある)。もう一つは、例年9月上旬に実施される試験であり、専攻科目・外国語各1科目の筆答試験の結果と、事前に提出された研究レポート(16,000字)・研究計画調書に基づく口頭試験の結果(および、出願者に応じて法科大学院在籍時の成績)によって、選考がなされる(なお、後者については、9月実施の試験の合格者数に応じて、2月中旬に第二次募集がなされることがある)。

(9)他の法科大学院等との連携

(a) 先導的法科大学院懇談会

2017 年度より、司法試験合格実績や先導的な取組みなどにおいて法曹養成教育に成果を挙げている7つの法科大学院が組織するコンソーシアムとして「先導的法科大学院懇談会」(通称「LL7」)が組織されたが、神戸大学法科大学院は、東京大学・一橋大学・京都大学・中央大学・早稲田大学・慶應義塾大学の各法科大学院とともにその一翼を担うこととなった。同懇談会は、ロースクールにおいて学ぶことの意義や魅力、さらには法科大学院が直面する課題等について、共通の情報発信プラットフォームを構築して発信するとともに、将来的には、先導的な法科大学院が共同して行うべき事業(法曹リカレント教育や実務法曹のグローバル化など)の共同実施を試みることを目標としている。

(b)広島大学法科大学院の教育改善に向けた連携

2016 年度から、広島大学法科大学院との連携を開始した。具体的には、同法科大学院の司法試験合格率向上に向けた教育改善のため、2016 年度から連携のための協定を結び、授業配信、合同の説明会等を行い、その後、連携協議会を立ち上げ、FD活動の共同実施、同大学でのカリキュラム改革への助言・改革案の提示を行っている。

(c)他大学法学部との連携

近年では、法科大学院への進学を志望する学部生を対象として、各大学法学部に教員を派遣したり、あるいは神戸・京都などに会場を設営したりするなどしながら、法科大学院説明会を実施している。2017 年度・2018 年度には、(a)で述べた京都大学との合同説明会に加えて、広島大学、広島修道大学、香川大学、新潟大学、熊本大学等で説明会を実施(一部は広島大学法科大学院説明会などと合同開催)するなどした(詳細は前出の表【法科大学院説明会】を参照)。

神戸大学大学院法学研究科・法学部ファカルティレポート12巻上巻

令和2年3月発行

/編集/

神戸大学大学院法学研究科·法学部評価FD委員会 /発行/

神戸大学大学院法学研究科 · 法学部

〒657-8501 神戸市灘区六甲台2-1

T e 1 078 - 803 - 7232

Fax 078-803-7292

